

自己点検評価書

令和4(2022)年度
自己点検評価書

令和4(2022)年度
東京未来大学

東京未来大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1. 使命・目的等	7
基準 2. 学生	12
基準 3. 教育課程	32
基準 4. 教員・職員	55
基準 5. 経営・管理と財務	62
基準 6. 内部質保証	68
IV. 法令等の遵守状況一覧	73
V. エビデンス集（資料編）一覧	86

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 大学の基本理念

東京未来大学（以下、「本学」という。）の母体である学校法人三幸学園（以下、「学園」という。）は、昭和 60(1985)年に設立された。前身は本学園創立者の鳥居秀光によって昭和 49(1974)年千葉県市川市に創立された。創立当時から「技能と心の調和」を学園の教育理念として、「人を活かし、日本をそして世界を明るく元気にする」ことを目指し（ビジョン）、現在、全国 12 都市に 64 の専門学校、1 つの特別支援学校、1 つの大学（本学）、1 つの短期大学、2 つの通信制高等学校、東京・千葉を中心に 16 の認証保育所と 22 の認可保育所、4 つの認可外保育所等を展開し、17 万人以上の卒業生を送り出している（令和 3(2021)年 5 月現在）。

本学は学園が足立区の大学誘致政策を受け、平成 19((2007)年に、1 学部 1 学科 1 通信教育課程で開学し、平成 24(2012)年にモチベーション行動科学部モチベーション行動科学科（翌年に通信教育課程を開設）を開設し、現在に至っている。本学は、学園が定める教育理念である「技能と心の調和」を受け継いで大学の教育理念として定め、専門的な知識や技能を学ぶと共に、人間性豊かな心を併せ持つ人材を育成する。

2. 使命・目的

本学は、教育理念に基づき、「教育・研究・社会貢献機能を通じて、人を活かし、世の中の困難を希望に変える」ことをミッション（使命）とし、「高度な専門的知識・技能、人間性豊かな心、高い意欲を持ち続け、自ら考え、自ら行動することで、社会に貢献する人材を育成する」ことを教育の目的とする。また、学園全体のビジョン（未来像）に沿って、「教育・研究・社会貢献機能を通じて人の未来を、日本をそして世界を明るく元気にする」というビジョンを実現する。

この使命、目的の実現にあたり、こども心理学部においては、「日本の未来を担う子どもの豊かな成長を、家庭、学校、地域社会、及び、それらを取りまく文化との相互関係という視点から捉え、単に知識や技能を修得するにとどまらず、人間性を高める教育を併せて展開することにより、真に社会に役立つ人材を養成する」ことを学部の教育目的と定める。モチベーション行動科学部においては、『社会で必要とされる「組織成員として組織の健康な発展に貢献するモチベーション」、「他者を理解し、円滑な対人関係を志向するモチベーション」、「広い関心と学びを促すモチベーション」を学び理解することにより、自己を含め、所属する集団や組織、地域・社会とその成員に対して影響力を与え、活性化することのできる人材を養成する』ことを学部の教育目的と定める。その実現は学園、及び本学が掲げるビジョンの実現につながるものである。

3. 大学の個性・特色等

本学の使命・目的は普遍性の高いものであるが、社会情勢に対応しつつ使命・目的をどのように実現していくか常に考えることが必要であり、本学の個性・特色の中でその具現化を目指している。

(1) 人材育成教育

本学は、教育理念を基軸とした教育の目的及びミッション、ビジョン実現のため、ディ

プロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを明確に定め、その中でカリキュラム・ポリシーに基づき、高度な専門的知識や技能を身につけるための専門教育、幅広い教養を修得するための一般教育だけでなく、キャリア教育と行事などを融合した本学独自の人間教育を基軸としたカリキュラムを編成している。具体例を挙げれば、すでに平成 24 (2012) 年度には、実習などを除き全ての授業でアクティブ・ラーニング指導法が導入された。また、講義における能動的な学習態度の強化に加え、プロジェクト型学習、実習やインターンシップ、ボランティアなどの学外授業における人材育成も強化している。

本学の人材育成教育の特色を俯瞰すれば、大きく 2 つのサイクルととらえることができる。すなわち専門教育や一般教育機会提供としての「教学」サイクルと、キャリア教育や行事などを通じた「プロジェクト」サイクルである。前者では、教務委員会ならびに教務委員会の活動を側面から支援するエンロールメント・マネジメント局キャンパスアドバイザー(以下「CA」という。)の活動を通じてディプロマ・ポリシーの実現を、後者では学生生活委員会が主体となって、サイクルに含まれる各種活動(学友会活動、地域連携活動など)とディプロマ・ポリシーの結びつきを検証している。このように、大きく 2 つの場を提供することで、多方面からの学びの機会を増やし、学生の成長を促している。

三ポリシーについては、こうした教育の中で、教育目的との整合性をより明確にすることを目的として、不断の検証を行っている。

(2) クラス制の導入

本学は、2 学部を合わせても 1 学年定員 340 名の小規模大学であり、授業の規模も概して小さい。この少人数教育による教育効果を最大化するためにクラス制とすることで、学生一人ひとりに目の行き届いたきめ細かな指導を可能にしている。主に学修面をサポートする専任教員によるクラス担任、履修支援を含む学生生活全般を広くサポートする CA を配置し、在学中はもちろんのこと、入学前から卒業後まで学生のあらゆる面をフォローする体制を整えるなど、小規模大学だからこそ可能となるきめ細かな指導体制を開学以来継続している。

(3) 学生支援

入学者選抜では「特待生入試」を実施し、成績、面接評価をもとに学費減免を行っている。入学後は 1 年次からインターンシップに参加することができる。春学期と秋学期に開催されるプレゼンテーション大会では、企業から出された課題について 1, 2 年生のクラスでその解決策やアイデアを練り、クラスから選抜されたチームが発表を行うが、この経験を通じて学生は企業や仕事を身近に感じることができるようになり、就職活動に役立っている。また、平成 26 (2014) 年に学内に開設された「キャリアカフェ」には、専門スタッフが常駐し、就職に向けた支援や各種資格取得に関する支援を受けることができる体制が整っている。クラス担当 CA も、常時大学生活の悩みや履修に関する相談に応じている。1 年次からのインターンシップ、CA による支援は、本学の学生支援の特色である。

(4) 研究支援

教員の研究支援体制は、一人あたり 45 万円の個人研究費がすべての専任教員に対して支給される。この他に平成 27 (2015) 年より、学内研究費申請制度が設けられ、専任教員は 100 万円を上限に、個人研究または共同研究予算を申請することができる。50 万円以上を申請

する場合には科学研究費（科研費）助成を申請することと研究成果公表、20万円以上の申請では研究成果公表の義務を負う。この学内研究費申請制度は、本学における競争的資金制度として、教員の研究活性化を促す特色の一つである。

（5）通信教育課程の学び

本学では、社会人として働きながら学修や資格取得を目指す志望者、子育て中の親や保育者など時間に制約があり通学での学修が困難な志望者に対し、可能な限りの学修機会を提供することを目的として、「いつでもどこでも」学べる通信教育課程も設置している。メディア授業、印刷教材授業、スクーリングによる対面授業等を通じて、多くの人たちに学修の場を提供することで、ミッション、ビジョンの実現を目指している。近年は受講者の要望もありメディア授業への移行が進んでいる。

また、通信教育課程では、平成 21(2009)年に教員免許 10 年更新講習も開設し、多様な科目を揃えて本学教員による講習授業を行っている。令和 2(2020)年現在、受講者数は延べ 12 万 6 千人を超えている。本学の教育が社会に貢献していることを示すものといえる。

6) 地域連携の強化

本学は、平成 16(2004)年 4 月の足立区基本構想審議会による「文化教育立区＝高等教育・研究機関の誘致」に沿って設置された。足立区の大学誘致の重要施策として位置づけられているのが、産学公連携であり、とりわけ本学への期待が大きいのがこの連携である。地域の学習機会の拠点として地域住民からの期待も大きく、「幅広い職業人の育成」及び、「地域の生涯学習機会提供の拠点」としての機能に大きな比重を置いている。令和 3(2021)年現在、15 名の本学教員が足立区の各種政策に関わる専門委員、学識経験者として活動している。その他にも、足立区を中心として各種の地域振興イベントに協力している。平成 29(2017)年には「地域連携センター」が設置され、こうした地域連携活動の窓口としての役割を担っている。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

学校法人三幸学園及び本学の沿革は以下のとおりである。

昭和 60(1985)年 3 月	学校法人三幸学園設立
平成 19(2007)年 4 月	東京未来大学 こども心理学部を開学 こども心理学科こども心理専攻、こども保育専攻、通信教育課程
平成 23(2011)年 4 月	こども保育・教育専攻へ名称変更、入学定員増員
平成 23(2011)年 9 月	モチベーション研究所 設置
平成 24(2012)年 4 月	東京未来大学モチベーション行動科学部設置 モチベーション行動科学科
平成 25(2013)年 4 月	東京未来大学モチベーション行動科学部 モチベーション行動科学科通信教育課程 設置
平成 31(2019)年 4 月	こども心理専攻を心理専攻へ名称変更

2. 本学の現況

- ・ 大学名 東京未来大学
- ・ 所在地 堀切キャンパス 東京都足立区千住曙町 34-12
六町グラウンド 東京都足立区南花畑 1-14-32
- ・ 学部構成

令和 4(2022)年 5 月 1 日現在

学 部	学 科	専 攻 ・ 課 程
こども心理学部	こども心理学科	心理専攻 こども保育・教育専攻
	同	通信教育課程
モチベーション行動科学部	モチベーション行動科学科	
	同	通信教育課程

・ 学生数、教員数、職員数

令和 4(2022)年 5 月 1 日現在

① 学生数

学 部	学 科	専 攻	入 学 定 員	収 容 定 員	在籍学生数				
					1 年	2 年	3 年	4 年	計
こども心 理学部	こども心 理学科	心理専攻	80	320	126	124	111	118	479
		こども保 育・教育 専攻	200	800	177	201	193	202	773
		小 計	280	1,120	303	325	304	320	1,252
モチベー ション行 動科学部	モチベー ション行 動科学科		60	240	70	76	70	74	290
合 計			340	1,360	373	401	374	394	1,542

※平成 31(2019)年 4 月「こども心理専攻」から「心理専攻」に名称変更

【通信教育課程】

学 部	学 科	課 程	入学定員 (編入学)	収 容 定 員	在籍学生数				
					1 年	2 年	3 年	4 年	計
こども 心理学部	こども 心理学科	通信教 育課程	75 3 年次 300	900	109	134	443	400	1,086
モチベー ション行 動科学部	モチベー ション行 動科学科	通信教 育課程	20 3 年次 20	120	32	30	71	63	196
合 計			95 3 年次 320	1,020	141	164	514	463	1,282

② 教員数

令和4(2022)年5月1日現在

学 部	学 科	専 攻 課 程	専任					兼任	
			教授	准教授	講師	助教	助手		合計
こども心 理学部	こども心 理学科	心理専攻	9	6	3	0	0	18	28
		こども保 育・教育専 攻	8	15	10	0	0	33	43
	同	通信教育 課程	6	2	2	0	0	10	45
	小 計			23	23	15	0	0	61
モチベー ション行 動科学部	モチベー ション行 動科学科		8	6	4	0	0	18	14
	同	通信教育 課程	0	1	1	0	0	2	9
	小 計			8	7	5	0	0	20
合 計			31	30	20	0	0	81	139

※専任教員には、特任教員を含む。

③ 職員数

学 部	学 科	課 程	専 任	兼 任
こども心理学部	こども心理学科		42	0
	同	通信教育課程	15	0
	小 計			57
モチベーション行動科学部	モチベーション行動科学科		6	0
	同	通信教育課程	1	0
	小 計			7
合 計			64	0

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

●学校法人三幸学園の教育理念「技能と心の調和」とミッション「人を活かし、困難を希望に変える」の二つは三幸手帳に記載し明文化している【資料 1-1-1】。

●本学はこの教育理念、ミッションに基づき、本学の教育理念に「技能と心の調和」を掲げ教育の目的を東京未来大学学則第 1 条に明文化している【資料 1-1-2】。

●本学は、平成 16(2004)年 10 月に策定された足立区基本構想審議会による「文化教育区＝高等教育・研究機関の誘致」に沿って設立された。「文化と教育を高め、心の豊かさと誇りを持てる未来を目指す」を使命として掲げており、これを満たすべく、教育の目的を設定している【資料 1-1-3】。

●また、教育の目的は、学生便覧・履修の手引き、教員ハンドブック、大学パンフレット、学生募集要項、本学公式ウェブサイトに記載し、学内外の周知に努めている【資料 1-1-4】。

1-1-② 簡潔な文章化

教育の理念、教育の目的、大学のミッションは、下記の通り簡潔な文章としている。

●教育理念

「技能と心の調和」

●教育の目的

「高度な専門的知識・技能、人間性豊かな心、高い意欲を持ち続け、自ら考え、自ら行動することで、社会に貢献する人材を養成することを目的とする。」

●大学のミッション

「教育・研究・社会貢献機能を通じ、人を活かし世の中の困難を希望に変える」

1-1-③ 個性・特色の明示

●「技能と心の調和」を大学の教育理念として、高度な専門的知識や技能を学び、人間性や意欲を高める教育を展開することにより真に社会に役立つ人間を育成することを本学の個性・特色とし、東京未来大学学則第 1 条に明示している【資料 1-1-2】。

●こども心理学部

前述の点に加え、「科学者-実践家モデル」を教育の基本に据え、大学での学びと現場での

実践の両面を重んじ、机上で学んだことを実践に移し、また実践から学んだことを机上の学習に生かすという、学習と実践の循環を重視し、常に知識・技能を実践に結びつけることを個性、特色とし、こども心理学部そして、学部内の保育・教育専攻、心理専攻並びに通信教育課程の教育に反映させている【資料 1-1-5】。

●モチベーション行動科学部

モチベーション、特に仕事へのモチベーションに関する高度な専門知識とその知識を職業人として組織で活用できる能力を修得することを個性、特色とし、モチベーション行動科学部の教育の目標並びに通信教育課程の教育目的に反映させている【資料 1-1-5】。

●指導体制やそれ以外の個性、特色

下記の点も本学の個性、特色である。

①少人数教育体制で学生一人ひとりへのきめ細やかな指導【資料 1-1-6】。

②クラス担任とキャンパスアドバイザー(以下「CA」という。)による学生支援体制【資料 1-1-7】。

③教育の目的である社会貢献のために地域連携センターを設置【資料 1-1-8】。

④社会人への教育の場の提供として通信教育課程を設置【資料 1-1-9】。

1-1-④ 変化への対応

●開学以来、教育理念、教育の目的、大学のミッションは変更していない。現段階では修正、変更は不要と判断している。

●令和 3(2021)年度より自己点検・評価・改善委員会の指摘に基づき、教育の目的の適切性を毎年度検証し、その結果を全学教授会に報告する仕組みとした【資料 1-1-10】。また、外部へ公表している媒体も毎年、公表内容に誤記載がないかを確認している。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

令和 3(2021)年度より教育の目的、三ポリシー、教育課程の検証を毎年度実施する仕組みとした。毎年度、検証することで社会情勢の変化に対応できる体制を継続して行く。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

●本学のミッション・ビジョン及び教育の目的は、学園理事会で制定されている理念、大学設置趣旨を踏まえて決定している。

●令和 3(2021)年度より自己点検・評価・改善委員会の指摘に基づき、教育の目的の適切性の検証を毎年度実施し、その検証結果を全学教授会に報告する仕組みとした【資料 1-1-10】。全学教授会にはエンロールメント・マネジメント(以下「EM」という。)局長、EM 局次長も職員を代表して構成員となっており、教育の目的の検証に関与できる組織となっている。

●毎年春と秋に全教職員参加で行われる全学教職員連絡会議(以下「全体会議」という。)で、教育の目的を含めて、大学の方針、活動状況等の説明があり、全教職員からの理解、支持を得られる仕組みとしている【資料 1-2-1】。

●教育の目的を定める東京未来大学学則の変更は、大学戦略会議の審議を経て、全学教授会で協議了承後、理事会にて決定している。学長は学園理事会の理事であり、大学の運営状況や意見なども理事会に反映している【資料 1-2-2】。

1-2-② 学内外への周知

教育の目的は下記の手法で学内外に周知している。

- 教職員、在学生:本学公式ウェブサイト【資料 1-2-3】
学生便覧・履修の手引き【資料 1-2-4】
- 新入生: 入学式式辞【資料 1-2-5】
オリエンテーション【資料 1-2-6】
- 新入生保護者: 入学後の保護者説明会【資料 1-2-7】
- 受験生と保護者:本学公式ウェブサイト、大学案内【資料 1-2-8】、学生募集要項【資料 1-2-9】、
- 卒業生、産業界:本学公式ウェブサイト、企業向け資料【資料 1-2-10】

1-2-③ 中長期的な計画への反映

●本学の教育の目的を継続して達成するため、令和 2(2020)年度に中長期計画(教学)を制定し【資料 1-2-11】、この計画を目ざすために、各委員会、センターも中長期計画を策定した【資料 1-2-12】。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学の使命・目的及び教育目的は、三つのポリシーに次のように反映させている。

1) ディプロマ・ポリシー

本学の使命・目的及び教育目的を反映し「高度な専門的知識・技能、人間性豊かな心、高い意欲を持ち続け、自ら考え、自ら行動することで、社会に貢献しうる人材に学位を授与する」としている。

①こども心理学部:学位授与に値する要件を明示し、さらにこども保育・教育専攻、心理専攻のそれぞれにおいて、養成する人材像を具体的に明示している。

②モチベーション行動科学部:3つの養成する人材像を明示した上で、身につけるべき技能と知識、卒業後に希望する領域に対応する専門領域の修得を通じて身につけるべき技能と知識を具体的に明示している。

2) カリキュラム・ポリシー

ディプロマ・ポリシーと本学の使命・目的及び教育目的を実現するために「高度な専門的知識や技能を身につけるための専門教育、幅広い教養を修得するための一般教育だけでなく、キャリア教育と行事などを融合した本学独自の人間教育を基軸としたカリキュラムを編成する」としている。

①こども心理学部：5つの要件を掲げカリキュラム編成の目的を明示している。さらにそれぞれの専攻における教育目的を達成するため、こども保育・教育専攻では4つの要件を、心理専攻でも4つの要件を示し、カリキュラムが意図するところを明確化して、人材の育成を実現している。

②モチベーション行動科学部：教育課程において、3つの人材像に対応した心理・コミュニケーション、経営、教育の3つの科目群を配置している。3科目群を重複して学ぶことが可能であり、その上でそれぞれの進むべき方向性に対応した科目群を修得することで、育成すべき人材の養成を実現している。

以上から本学の使命・目的及び教育の目的はディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに反映されている。

3) アドミッション・ポリシー

本学の使命・目的及び教育の目的に適う学生を選抜するため、「本学の理念に共感し、各学部・学科の専門的知識や技術を修得するための意欲が高く、素直な心を持ち、様々な個性、経験、技能を有する学生を受け入れる」としている。

①こども心理学部：「大学及びこども心理学部の教育目標を理解して学びを深め、積極的に人と関わり円滑な対人関係を構築することのできる人間力を持つ学生の入学を期待する。そのためには、常に学修への高い意欲を保持し、こども心理学部の教育及び将来の社会の要請に応える力を身につける積極性が求められる。ついては、様々な活動やボランティア経験及び様々な個性・技能を持った学生を幅広く受け入れるための方針を、各専攻で示し、それに基づく学生の選抜を行う。」としている。さらにこども保育・教育専攻では、受け入れに適う5つの能力・資質を、心理専攻では同じく4つを明示している。

②モチベーション行動科学部：「大学及びモチベーション行動科学部の教育目標を理解し、その目標実現のために、自己を含め、所属する集団や組織、地域・社会とその成員に対して影響力を与え、活性化させる可能性を持つ学生の入学を期待する。そして、様々な経験を通して得られる人間力を高めていくことのできる学生、豊かな個性・経験・技能を持った学生を幅広く受け入れるための方針をここに示し、それに基づく学生の選抜を行う。」とし、このポリシーを基に求められる5つの人物像を掲げている。

以上の通り、本学の使命・目的及び教育目的は、アドミッション・ポリシーにも明確に反映されている【資料1-2-13】。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

●本学は足立区の誘致を受けて平成19(2007)年に設立した。設立には、学園の教育理念の体現、学園の教育成果の蓄積を活かすことのできる領域で保育士、幼稚園教諭、子どもの心の発達に寄り添える人材育成を目的とする学部を構想した。その結果、こども心理学部を設置し、加えて社会人も対象とした通信教育課程も併せて開設した。

●平成24(2012)年にモチベーション行動科学部を設置し、翌平成25(2013)年に同通信教育

課程を設置した。人々が主体的に活動し、心理的安寧（well-being）と充実感をもった生活を送ることができるようになるためには、人の活力、意欲、心理的な活動エネルギーを意味するモチベーションについての科学的な理解とその実践的な応用は、大きな手がかりを与えてくれる。モチベーション行動科学部の教育目的は、社会で必要とされる「モチベーション」を学び理解することで、自己を含め、所属する集団や組織、地域・社会とその成員に対して影響力を与え、活性化することのできる人材を養成することに置かれている。

●両学部は通学課程・通信教育課程共に、本学が掲げた使命・目的並びに教育目的を確たる基盤として、社会に役立つ人材を育成する教育研究組織として十分に整合機能している。

●なお参考までに本学の母体である、学校法人三幸学園(以下「学園」という。)は、昭和60(1985)年に設立され、「技能と心の調和」を教育理念とし、「人を活かし、日本をそして世界を明るく元気にする」をビジョンとして全国12都市に展開し、卒業生は17万人を超え(令和3(2021)年5月現在)、我が国の教育に大きく貢献している。

法人傘下に、大学1校、短期大学1校、通信制高等学校2校、専門学校64校、特別支援学校1校、保育所36(認可保育園22含む)、認可外保育所4(令和3(2021)年5月1日現在)を持つ【資料1-2-14】。

◇エビデンス集 資料編 【資料1-2-15】

(3) 1-2の改善・向上方策(将来計画)

●アドミッション・ポリシーに基づき学生を受け入れ、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づき教育し社会へ送り出すことが大学の役割であり、社会の負託に応える使命とそれを具現化する三ポリシーとの整合性を常に確認することは、必要な作業である。このため、令和3(2021)年度より教育の目的、三ポリシー、教育課程の適切性について毎年度検証するルールとした。

●学長ガバナンス体制を強化し、学内各種委員会・センターの連携をこれまで以上に密にしていくことで、大学の使命・目的に整合した教育組織体制並びに研究組織体制の整備も進めていく。

【基準1の自己評価】

以下の点から基準1を満たしている。

●使命・目的及び教育の目的は、その意味・内容を具体性と明確性を持って設定するとともに、簡潔な文章とし、個性・特色も反映したものとなっている。更に、毎年度検証するルールとしており変化に十分対応できる。

●両学部は教育の目的との整合性に基づき設置されている。

●教育の目的等の変更は法人役員も出席する大学戦略会議と全学教授会の承認が必要で、役員、教職員の意見を反映できる組織となっている。加えて、毎年春と秋に開催する全体会議を通じて全教職員への理解と支持を求めている。学内外の関係者にもさまざまな方法で周知している。

●中長期計画と三ポリシーは教育の目的を反映して策定されている。両学部の設置は教育の目的に叶っており、学部の中長期計画と三ポリシーは教育の目的を反映して策定されている。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

●本学の教育理念である「技能と心の調和」に基づき、アドミッション・ポリシーは各学部・学科の教育目的に即して表 2-1-1 に示すように、明確に定められている。

【表 2-1-1 大学および各学・専攻のアドミッション・ポリシー】

<p>こども心理学部（全体）</p> <p>大学及びこども心理学部の教育目標を理解して学びを深め、積極的に人と関わり円滑な対人関係を構築することのできる人間力を持つ学生の入学を期待する。そのためには、常に学修への高い意欲を保持し、こども心理学部の教育及び将来の社会の要請に応える力を身につける積極性が求められる。については、様々な活動やボランティア経験及び様々な個性・技能を持った学生を幅広く受け入れるための方針を、以下に示し、それに基づく学生の選抜を行う。</p>
<p>こども心理学科こども保育・教育専攻</p> <p>以下の能力・資質を有する人を受け入れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大学の学びの基礎となる学力を有する。 ○様々な事柄に興味・関心を持ち、自身の経験や知識と関連付けて学ぶことができる。 ○自分の考えを適切に表現し、他者理解を持って人間関係を構築することができる。 ○心身ともに健康であり、積極的に行動できる。 ○未来に希望を持ち、子どもや保育・教育に関心を持っている。
<p>こども心理学科心理専攻</p> <p>以下の能力・資質を持っている人を受け入れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもを中心としたあらゆる年代の心理と行動をはじめとし、幅広い内容について興味・関心を有し、人の心の仕組みや働きについて論理的に理解することに積極的である。 ○多様な人々と積極的に関わり、互いに理解し尊重し合ったうえで適切な対人関係を構築すること及びその対人関係の構築について心理面からの理解と充実した表現方法による円滑なコミュニケーションを行うことに意欲的である。 ○教育・保育・福祉機関をはじめとする学外の様々なボランティア活動を通して、人を取り巻く社会について理解するとともに、社会貢献などでの関わりに積極的である。 ○上記を実現するにふさわしい学力・知力、そして豊かな発想力を備えている。
<p>こども心理学科通信教育課程</p>

大学及びこども心理学部の教育目標を理解して学びを深め、積極的に人と関わり円滑な対人関係を構築することのできる人間力を持つ学生の入学を期待する。そのためには、常に学修への高い意欲を保持し、こども心理学部の教育及び将来の社会の要請に応える力を身につける積極性が求められる。ついては、大学内外における様々な活動やボランティア経験及び様々な個性・技能を持った学生を幅広く受け入れるための方針をここに示し、それに基づく学生の受け入れを行う。

- 様々な事柄に興味・関心を持ち、自身の経験や知識と関連付けて学ぶことができる。
- 自分の考えを適切に表現し、他者理解をもって人間関係を構築することができる。
- 子どもを中心としたあらゆる年代の心理と行動をはじめとし、幅広い内容について興味・関心を有し、心理学的観点からもその背景やプロセスについて論理的に理解することに積極的である。
- 多様な人々と積極的に関わり、互いに理解し尊重し合ったうえで適切な対人関係を構築すること及びその対人関係の構築について心理面からの理解と充実した表現方法による円滑なコミュニケーションを行うことに意欲的である。

モチベーション行動科学部（全体）

大学及びモチベーション行動科学部の教育目標を理解し、その目標実現のために、自己を含め、所属する集団や組織、地域・社会とその成員に対して影響力を与え、活性化させる可能性を持つ学生の入学を期待する。そして、様々な経験を通して得られる人間力を高めていくことのできる学生、豊かな個性・経験・技能を持った学生を幅広く受け入れるための方針をここに示し、それに基づく学生の選抜を行う。

- 高等学校での教育課程を幅広く修得している。
- モチベーション行動科学部で学ぶことに強い意欲をもっている。
- 豊かな発想力を持ち、主体的に考え行動することができる。
- 人とよく関わることのできる対人関係能力・技能をもっている。
- 困難や課題を乗り越えた経験をもっている。

モチベーション行動科学部通信教育課程

大学及びモチベーション行動科学部の教育目標を学び・理解することにより、自己を含め、所属する集団や組織、地域・社会とその成員に対して影響力を与え、活性化させる可能性を持つ学生の入学を期待する。そして、様々な経験を通して得られる人間力を高めていくことのできる学生、豊かな個性・経験・技能を持った学生を幅広く受け入れるための方針をここに示し、それに基づく学生の受け入れを行う。

- モチベーション行動科学部で学ぶことに強い意欲をもっている。
- 豊かな発想力で主体的に考え行動することができる。
- 企業人や公務員、各種法人職員等として活躍しながら、モチベーションについて学ぶことにより、組織貢献を希望している。
- 社会の一線を退き、家庭や地域コミュニティの中で生きつつ、その対人関係及びコミュニケーションの円滑化や活力の向上を求めて、学びに興味をもっている。

●本学のアドミッション・ポリシーは、学生募集要項および本学公式ウェブサイトを通して公開されている【資料 2-1-1】。

- 学生募集要項は、オープンキャンパスでの配布をはじめ、本学公式ウェブサイト（スマートフォン向けサイト含む）、電話やファックス等による請求、各種ウェブ媒体・各種進学情報誌を通して容易に入手することが可能である【資料 2-1-2】。
- 通学課程においては、オープンキャンパスや本学主催の入試説明会、企業主催の大学説明相談会、高大連携講座、高等学校の要請による出前授業、高等学校の訪問（進路指導担当者への説明や進学ガイダンスへの参加）、高等学校の生徒（1・2年生を含む）のキャンパス見学などの機会を活用し、大学案内や学生募集要項を使用しながらアドミッション・ポリシーについて説明し、周知を図っている【資料 2-1-3】。
- 通信教育課程においても、入学説明会などの機会において大学案内や学生募集要項を使用しながら、入学希望者に対してアドミッション・ポリシーについて説明をし、周知を図っている。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

- 本学は、アドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜を、公正かつ妥当な方法により適切な体制の下で運用している。
- 本学の入学者選抜は、「東京未来大学入学者選考規程」【資料 2-1-4】に基づいて設置された学部入試委員会がこれを行っている。全学入試委員会の所掌する現行の入学試験の種別は、資料の通りである【資料 2-1-5】。
- 各入試種別の趣旨に照らし合わせ、特に優秀で、他の学生を牽引できる資質を持つ者を特待生とする制度を導入している。
- 入学者の選抜方法を多様化することにより、受験生の入試種別の選択肢を増やし、多様な学生、つまり様々な個性・経験・技能を持った学生を幅広く受け入れることに努めている。本学の入学者選抜の実施方針、入試詳細、学生募集要項に関する事項等は、全学入試委員会において協議された後、学長が決定する【資料 2-1-6】。
- 入学試験は、全学入試委員会管理・運営のもとで採点が行われ、採点は公平性を担保するため、受験生情報を伏せて行われている。出題者を含めダブルチェックを行い、採点ミスが発生を防いでいる。合否判定は、各学部入試委員会が、各入試種別により課している調査書、学力試験、面接、小論文等の採点結果をもとに審議し、合格者案を作成する。合格者案は全学入試委員長（学長）の承認を得て、各学部教授会に回付され、各学部教授会は当該合格者案を審議し、合格者の決定を行う【資料 2-1-7】。決定結果に基づき学長が入学を許可する。
- 通信教育課程においては、「東京未来大学通信教育課程に関する規程」第 19 条、「東京未来大学入学者選考規程」第 2 条第 2 項に基づき書類による入学者の選考を行っている。書類選考の基準および方法は「入学選考の基準及び合否処理の手順に関する申し合わせ（通信教育課程）」に定め、通信学務委員が志望理由書をもとに合否判定案を作成し、全学教授会によってこれを決定し、決定結果に基づき学長が入学を許可する。入学の目的がアドミッション・ポリシーから大きく逸脱していない限り、幅広く学生の入学を受け入れている【資料 2-1-8】。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

●学部別入学定員・入学者数・入学定員充足率と、過去5年間の平均入学定員充足率は、表2-1-2に示す通りである。本学公式ウェブサイトにおいて、各学部・専攻の志願者数、合格者数、入学者数を公表している。

●こども心理学部・心理専攻、モチベーション行動科学部では、毎年度定員を充足している。過去5年間の平均入学定員充足率はそれぞれ、153.8%、122.0%であり、定員超過が続いているが、入学後の対応策として、クラス数を増やし、ティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）、スチューデント・アシスタント（以下「SA」という。）の運用も強化するなどして、教育環境の維持に努めている。こども心理学部・保育・教育専攻では、単年度で見ると入学定員を下回る年度もあるが、過去5年間の平均入学定員充足率は98.1%であり、適切な学生受け入れ率を維持している。一方、通信教育課程では、こども心理学部の過去5年間の平均入学定員充足率は114.9%、モチベーション行動科学部は122.0%と近年、定員超過が目立ってきている。

【表2-1-2 過去5年間の学部別入学定員充足率と過去5年間の平均入学定員充足率】

(単位：人数、%)

学部・学科	専攻		H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	5年平均
こども心理学部こども心理学科	心理専攻 ※	入学定員	80	80	80	80	80	80
		入学者数	124	122	117	126	126	123
		入学定員充足率	155.0	152.5	146.3	157.5	157.5	153.8
	こども保育・教育専攻	入学定員	200	200	200	200	200	200
		入学者数	200	205	201	198	177	196.2
		入学定員充足率	100.0	102.5	100.5	99.0	88.5	98.1
	合計	入学定員	280	280	280	280	280	280
		入学者数	324	327	318	324	303	319.2
		入学定員充足率	115.7	116.8	113.6	115.7	108.2	114.0
	通信教育課程	入学定員	75	75	75	75	75	75
		入学者数	75	68	77	103	108	431
		入学定員充足率	100.0	90.7	102.6	137.3	144.0	114.9
		編入学定員	300	300	300	300	300	300
		編入学者数	346	288	271	312	369	1,586
		編入学定員充足率	115.3	96.0	90.3	104.0	123.0	105.7

※平成 31 年 4 月「こども心理専攻」から「心理専攻」に名称変更

※通信教育課程は編入者を含む

学部	学科		H30 年	R1 年	R2 年	R3 年	R4 年	5 年平均
モチベーション行動科学部	モチベーション行動科学科	入学定員	60	60	60	60	60	60
		入学者数	73	75	76	72	70	73.2
		入学定員充足率	121.7	125.0	126.7	120.0	116.7	122.0
	通信教育課程	入学定員	20	20	20	20	20	20
		入学者数	17	24	25	28	30	24.8
		入学定員充足率	85.0	120.0	125.0	140.0	130.0	120.0
		編入学定員	20	20	20	20	20	20
		編入学者数	21	33	39	44	40	35.4
		編入学定員充足率	105.0	165.0	195.0	220.0	200.0	177.0

※入学者は各年の 5 月 1 日現在

●入学試験問題は、全学入試委員会から問題作成を委嘱された本学教員によって作成される【資料 2-1-9】。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

●本学のアドミッション・ポリシーは、教育理念に基づき、各学部・学科の教育目的に即して明確に定められている。今後も様々な観点から、定期的にアドミッション・ポリシーの点検と改善を行っていく。またアドミッション・ポリシーに即した入試が実施され、合否判定の適格性が担保されることを推進する。

●アドミッション・ポリシーに即した入試の検証では、インスティテューショナルリサーチ(以下「IR」という。)センターを中心にこれまでも学生情報の集約を行っているが、今後も入試種別や受験時期、得点などの各種入試情報のほか、入学後の成績や学籍移動状況、学内活動状況といった関連データとの突合せや分析を継続し、入学者選抜の

検討や改善につなげていく。また入試問題については、すべての入試において専任教員を中心に問題を作成している。

●全学入試委員会が中心となり、入学前教育プログラムについての検証を継続し、改善を進めている。入学予定者全員に対して行っている入学前教育プログラムを、入学予定者の90%以上が受講することを目指し、入学後の学びへの接続が円滑に進むようにする。

●こども心理学部心理専攻及びモチベーション行動科学部通信教育課程については、入学定員充足率の大幅な超過が続いている。入試の動向を見極めながらの作業が必要であり、困難な面もあるが、適切な充足率の管理に向けた対応策を引き続き検討していく。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

●組織規程に基づいて教職員の組織的な連携体制を確保するとともに、『求める教員像』『求める職員像』を定めて教職員の積極的な学生への関わりと教職協働の方針を示している【資料 2-2-1】。

●エンrollment・マネジメント局（以下「EM局」という。）、各学部学科等、入試委員会（全学入試委員会・学部入試委員会）、教務委員会、学生生活委員会、保健室、学生相談室等が連携して、次のような学修支援策を講じている【資料 2-2-2】。

(ア) 入学までの学習意欲の継続と向上を目的とした「入学前教育プログラム（基礎力アップドリル・入学前ゼミナール）」の実施（全学部対象）

(イ) 基礎学力の把握と向上を目的とした『基礎国語力育成プログラム』の実施（こども心理学部・1年生対象）

(ウ) 学修・研究の基礎となる問題把握・論文読解能力の定着を目的とした1年次必修科目『基礎演習Ⅰ・Ⅱ』の設置（モチベーション行動科学部・1年生対象）

(エ) 履修指導、学生生活におけるマナーや支援、学生の目標設定等を目的とした『新入生オリエンテーション』『スタートアップセミナー』（全学部・1年生対象）、『新年度オリエンテーション（全学部・2～4年生対象）』の実施

(オ) 中途退学等の防止、成績不良の改善、学生生活全般の支援を目的としたキャンパスアドバイザー（以下「CA」という。）による『学生生活面談（全学部・全学年対象・每学期1回以上）』と『GPA面談（全学部・全学年・成績不良者対象）』の実施

(カ) 『障がいのある学生（受験生を含む。）の学修支援に関わる基本方針』に基づく教育上の合理的配慮や修学支援の実施

●上記の学修支援を実現するために、学部・専攻別にクラス制を導入し、EM局所属のCAと専任教員のクラス担任を配置している【資料 2-2-3】。

●通信教育課程においても CA を配置し、入学から卒業に至るまでの学修・学生生活を支援している。具体的には、授業担当教員と連携の上、学生の履修状況や取得を希望する資格・免許を把握し、学習システム（Communication and Learning System(以下「CoLS(コルズ)」という。)・メール・電話等の連絡手段を用いて、履修相談や学修の進め方のアドバイス、成績不良者への個別連絡等の学修支援策を講じている。また、新入生を対象とした『WEB オリエンテーション（動画公開）』を実施している【資料 2-2-4】。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

●『学修上の配慮と手続きに関する事前説明シート』を用いて希望を募り、所定の手続きを経て学修上の支援内容を決定し、教職員に周知することにより、障害のある学生への配慮を実施している【資料 2-2-5】。

●令和 2(2019)年度に「障がいのある学生の学修支援に関わる基本方針」を定め、本学公式 Website に掲載している。

●授業時間のみならず授業内容等に関して担当教員から直接指導が受けられるように、授業期間内の週 60~90 分あるいは学修システム上のフォーラム機能やメールを用いて全学的にオフィスアワー制度を実施しており、シラバスに明記することで学生に周知している【資料 2-2-6】。

●教員の教育活動を支援するために、『ティーチング・アシスタント(以下「TA」という。)に関する規程』『スチューデント・アシスタント(以下「SA」という。)に関する規程』を定め、担当教員の申請により TA あるいは SA を採用し、研修を実施した上で教育補助業務に活用している【資料 2-2-7】。

●上述のとおり、EM 局所属の CA が中心となって実施する学生面談や GPA 面談を通して、学生一人ひとりの学修状況を把握し、中途退学、休学及び留年等の実態及び原因分析、改善方策の検討をきめ細かく実施している【資料 2-2-8】。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

●教職員協働によるきめ細かな学修支援体制が本学の特色・強みであり、特に CA の配置は他大学にはない魅力の一つとなっていることから、これからも維持・向上させていく。

●教育の質の向上、学修支援体制の強化、教員の負担軽減を目的として、TA と SA の 増員、支援内容の科目間格差を是正するための一定のガイドラインや業務マニュアルの策定を検討していく。（『CA ハンドブック』『教員ハンドブック』の更新）

●学内外で実施している各種のアンケート調査・データ収集をもとに、インスティテューショナルリサーチ(以下「IR」という。)センターが中心となって学修支援体制の効果検証の実施を検討していく。

●学生相互の学修支援体制の構築について、現在の新型コロナウイルス感染症の終息を待って、現行の学友会組織である『ピアサポーター』の強化・充実を学友会自治委員会とともに検討していく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

1. キャリア教育のための支援体制

●本学では、「高度な専門的知識・技能、人間性豊かな心、高い意欲を持ち続け、自ら考え、自ら行動することで、社会に貢献する人材を養成する」という教育目的に基づき、独自の「キャリア科目」を設置するとともに就職サポートを実施している。1年次で就学力、2年次で就業の基礎力を身に付けさせ、3・4年次で主体的に進路を選択する就活力が発揮できるよう、自ら行動し社会に貢献できる人材を輩出することを目的にキャリア教育を行っている【資料 2-3-1】。更に、3年次からは、ゼミ担当教員が中心となり、クラス担当 CA と連携しながら、キャリア支援を進めている【資料 2-3-2】。

●1年次の必修科目「カレッジ&キャリアスキルズ」では、大学基礎講座（履修指導から、ノートの取り方、レポートの書き方など）、学士力、「成功の法則」等、大学生活や研究スキルに主眼を置いたカリキュラムを実施している。

●2年次の必修科目「キャリアデザイン」は、自ら行動し社会に貢献できる人材の育成を目指し、職業観の醸成と論理的思考力、情報発信力を養うカリキュラムを実施している。学生が自主的に職業を調べて発表する職業探検、論理的思考力を養う小論文作成、社会人基礎力、チームビルディングなど、ワーク中心の実践的カリキュラムを組んでいる。これらは、3・4年次のキャリアガイダンスに引き継がれ、就活力を高めるカリキュラムに移行する。なお、キャリア科目では上記を軸にして、必修科目「プレゼンテーションⅠ・Ⅱ」（1年次）、「国語表現」（1年次）の他、社会人の現場体験を聞きグループワークを通じて就業意識を醸成する「キャリアモデル・ケーススタディ」「キャリア形成論」「事例で学ぶビジネス」等の選択科目の拡充も図っている【資料 2-3-3】。以下はキャリア教育の具体的な展開内容である。

①3・4年次のキャリアガイダンスは、一般企業希望者、福祉・保育職希望者別に学生の就職活動準備時期に合わせ、月1～2回程度実施している。一般企業希望者向けには、内定者・卒業生座談会、自己分析、業界研究、インターンシップ、ビジネスマナー、履歴書/ES（エントリーシート）対策、面接対策講座、グループディスカッション対策講座、学内企業説明会などがある。本学学生の資質、志望先に合わせたカリキュラムを独自に組み、そこから興味・思考を広げて、業界や企業を体系的に見つけていくことを勧めている。福祉・保育職希望者向けには、内定者・卒業生座談会、自己分析、履歴書対策等に加え、福祉・保育系教員と連携し、2～3月に福祉・保育職合同模擬試験を開催している。福祉・保育職分野の選考を想定し、面接や手遊び・読み聞かせ等を課す模擬試験を行っている。また、ピアノ指導等の実技試験対策を行い、レベルの底上げを図っている。その他、筆記試験対策、小論文対策、公務員試験対策講座など学生のニーズに合わせたカリキュラムを用意している【資料 2-3-4】。

②インターンシップは、就業体験の貴重な機会であり、学生の専攻や志向に合わせて1年次より随時斡旋している。インターンシップ参加学生には、日報およびインターンシップ成果報告書により、日々の学びを記録させて体験の定着を図っている。3年次には、インターンシップ・マッチングセミナーを学内にて開催し（令和3（2021）年度はオンライン開催）、10社の企業を招聘して学生のインターンシップへの参加を促進している。また、足立区内の企業で地域密着型のインターンシップを実施している。保育職希望の学生には、保育所や学童保育施設でのボランティアも斡旋している。例年は、1年次から足立区と連携し認可保育所への1日保育体験や、日本労働者協同組合ワーカーズコープ連合会が運営する学童施設への施設体験、足立区内の小中学校への小中学校現場体験など、早期から就業体験をすることで、就業観の育成を図っている【資料2-3-5】。令和3（2021）年度については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、現場への体験ではなく学内実習に切り替えた。

③資格取得についても、子ども関連、保育関連分野への就業力強化のため推進を図っている。チャイルドボディセラピスト、キッドビクス、色彩検定等、学生のニーズに合わせた資格講座を用意している【資料2-3-6】。

2. 就職・進学に対する相談・助言体制

●本学の就職・進学サポートは「キャリアセンター」（企業・公務員・進学希望者向け）と「心理臨床センター（心理実習指導室）」（心理職に関心を持つ学生、資格取得を目指す学生向け）、「保育・教職センター」（福祉・保育・教職希望者向け）が担っている。CA及びキャリアセンター特任教授が学生一人ひとりにきめ細かく対応し、面接練習など適切な指導を行っている。通信教育課程の学生に対しても、担当CAを配置しているが、社会人学生が中心であるため、オフィスアワーにおいて教員が電話やメールなどによって対応できるようにしている【資料2-3-7】。

①キャリアセンター

キャリアセンターでは、CA及びキャリアセンター特任教員で週1回の打ち合わせ（センター内では「就職係会議」と称している。以下ではこの呼称を使用する。）を行っている。学生の就職活動状況の課題と対応策を協議し、キャリアガイダンス、学生個別の就職相談、求人情報の提供等に会議で共有した情報をタイムリーに反映させている。一方、大学院などへの進学希望者に対しては、ゼミ担当教員とCAが中心となって、学生が希望する進路先への進学指導を行っている【資料2-3-8】。

また、学内にキャリアカフェを設置し、学生がキャリアに対して早期から興味を持ち、気軽にキャリアに関する情報を取得できるように相談環境に配慮している。キャリアカフェを利用したイベントを定期的実施しており、実際に企業で活躍している社会人や、本学卒業生をゲストに招き、就業観醸成の一助とするとともに、低学年からキャリアカフェを利用するきっかけ作りとしている【資料2-3-9】。

キャリアセンターが3・4年次生に提供する主要なサポート内容は以下の通りである。

- ・キャリアガイダンスの企画から実施：価値観ワーク、自己分析、業界研究、インターンシップ、ビジネスマナー、履歴書/ES対策、面接対策講座、学内企業説明会など。
- ・個別相談：進路相談全般、履歴書/ESの添削指導、模擬面接など。
- ・求人情報の提供：学内ポータルサイトである「みらいナビ」に随時掲載するとともに関

覧可能な求人ファイルをキャリアセンター内に設置。

- ・ 学内企業個別説明会
- ・ その他：就職活動関連書籍の閲覧、就職活動用 PC の使用。

個別相談では、学生の自主的な予約面談のみならず、半期に一度、クラスごとに担当の CA が面談を実施し、就職活動に消極的な学生、自主的に相談に来られない学生をもれなくフォローするよう努めている。「就職係会議」等により学生個々の就職活動状況を共有するとともに、必要に応じて CA、クラス担任教員、ゼミ担当教員より卒論等学業の進捗状況を確認し、メンタル面のサポートを含め、各学生に適した指導・助言を心がけている。求人情報の提供としては、学部ごとの特質を踏まえ、学内ポータルサイト「キャリアタス UC」やキャリアカフェ内の閲覧ファイルにて、求人情報データベースを構築し、全学生に開放して情報提供している。また、学生との個別面談結果に応じて、個々の学生の志向に応じた求人を発掘し、紹介するよう努めている【資料 2-3-10】。

なお、令和 3(2021)年度のキャリアカフェ利用件数は 2,773 件、求人情報件数は 7,824 件である【資料 2-3-11】。

進路決定者に関しては、「進路決定報告書」及び「就職活動レポート」の提出を義務付け、学生個々の状況を把握し、成果確認を行っている。なお、「就職活動レポート」はキャリアセンター内にファイリングし、学生が閲覧できるようにしている。また、通信教育課程では、学生の大半は現職を持つ社会人であるため、就職支援のニーズは低いものの、転職や就職あるいは大学院志望者にはゼミ担当教員や CA が随時サポートを行っている。

②心理臨床センター(心理実習指導室)

「心理臨床センター（心理実習指導室）」では、心理実習指導室の教員が、心理職への職業的意識を高めるために現任の外部講師等と呼び、講演会を開催している。また、心理系大学院進学を希望する学生向けに、心理系の英文講読の勉強会を主催している。

③保育・教職センター

保育・教職センターでは、CA、実習事務職員及び各学部の教員、保育・教職センターの特任教員で、毎月 1 回「保育・教職センター管理運営委員会」を実施している。学生の就職活動の共有や課題を挙げ、今後の支援について協議している【資料 2-3-12】。

保育・教職センター内では、求人票や参考書、先輩の就職活動報告書、絵本や紙芝居などを設置しており、学生が自由に閲覧することができる。ピアノ個別指導も行っており、希望する学生は保育・教職センターで申し込みを行い、ピアノレッスンルーム(本館 4 階)で担当教員の指導を受けている【資料 2-3-13】。

キャリアガイダンスを定期的実施しており、その際の学生状況を共有することで、一人ひとりに合わせた支援を検討している。キャリアガイダンスは、小学校希望者と福祉・保育職希望者に分けそれぞれ実施している。福祉・保育職を希望する学生については、1) 私立希望者 2) 公立希望者 3) 施設希望者で内容を変更しており、希望進路先に合わせたプログラムで就職活動への意欲を高めるような工夫をしている。また、毎年就職模擬試験を実施しており、令和 3(2021)年度卒業生に対しては、3 年次の 1 月に施設希望者向け、3 月に公立希望者向け、4 年次の 8 月に私立希望者向けに行った。就職活動が本格化する前に模擬試験を実施することで、学生個人の課題を見つけ、本番に向けてより具体的な準備を行う機会としている。

公立保育所・幼稚園を目指す学生向けには、外部委託（有料）による公務員対策講座を3年次12月より開催し、筆記試験対策を実施している【資料2-3-4】。

なお、中学校・高等学校教員希望者（モチベーション行動科学部）については、例年該当者が少ないことから、上述の内容と同様の支援を学部教員と保育・教職センターの特任教員が個別に対応している。

卒業後の就職サポートについては、キャリアカウンセリング（就職・転職相談）、求人情報の提供、履歴書・職務経歴書作成に関する相談、大学施設の利用など大学在学時と変わらないサービスを提供している【資料2-3-14】。なお、保育系の就職先を中心に、教員、CA、キャリアセンター職員が分担し、卒業年の夏にお礼訪問を実施している。これにより、就職後の学生の状況を把握するとともに、受け入れ先との関係の強化に努めている。

開学以来、本学は独自のキャリア教育、就職支援体制の構築に努めてきた。開学1期生以降、就職内定率は90%以上を維持しており、令和3（2021）年度の就職率（分母は卒業生数）は、93.4%であった。このうち上場企業就職者は20名（一般企業就職者希望者152名の13.1%）と少数ではあるものの、就職先の業種は年々幅広くなっている【資料2-3-15】【資料2-3-16】。

なお、通信教育課程では、学生の大半は現職を持つ社会人であるため、就職支援のニーズは低いが、転職や就職あるいは大学院志望者に対してはゼミ担当教員やCAが随時サポートしている。

その他、障がいのある学生向けの求人紹介や就職支援等もキャリアセンターで実施している【資料2-3-17】。

（3）2-3の改善・向上方策（将来計画）

●保育・教職センターでは就職先（保育・福祉職）へのお礼訪問を行い、卒業生の働きぶりを見て、施設等のニーズを直接伺ってきたが、キャリアセンターが関わった一般企業に就職した卒業生については体系的に調査を行ってこなかった。今後の計画としては、本学の教育が社会に出て役立っているかどうかを調べるために、卒業生及びその就職先を対象としたアンケート調査を毎年実施できるよう体制を整える予定である。なお、通信教育課程では学生の大半が既に現職を持つ社会人であるため、就職先を対象としたアンケート調査は実施しないが、卒業生自身は本学の教育が自分の仕事においてどのように活かしているかを知るために、卒業生に対するアンケート調査は通学課程同様実施する予定である。

●近年インターンシップは短期で定着しているが、2週間以上受け入れてくれる企業を開拓し、学生の就業体験を充実させることが求められている。今後は長期インターンシップを実施できるよう準備し、インターンシップの単位化を検討する。なお、通信教育課程では学生の大半が既に現職を持つ社会人であるため、インターンシップは実施しない。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

（1）2-4の自己判定

「基準項目2-4を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

●学生生活の安定のための支援として、教職員による学生支援体制に加え、学生生活委員会や在学生で組織された学友会とともに、学生相談室や保健室等が設置されている。学生はクラス担任教員及びクラス担当 CA との個別相談などを日常的に活用でき、常に複数の教職員から多面的な支援を受けられるようになっている。

●教職員による学生支援

学部・専攻・学年ごとに担任教員及び CA を配置することによって、入学から卒業まで、修学指導を含めた学生生活全般において学生に対応し、必要に応じて適切な指導・助言を行っている。具体的には、入学直後から、クラス担任である教員は学修の支援をおこない、クラス担当 CA は履修支援を含む学修と学生生活全般を広範にサポートし、両者で役割の分担と連携を図っている。また、学生に関する情報の共有化と支援の多様性を目指して、こども心理学部では専攻・学年ごとに「担任・CA 会」を組織するとともに、その代表者会議を毎月開いて学生のあらゆる面に対して細やかかつ総合的な支援ができるようにしている。モチベーション行動科学部では、クラス規模が小さいため、頻度などは決まっていないが、適宜担任・CA 間での打ち合わせを行っている。教職員による学生支援は、オリエンテーションやガイダンスの機会に、学生生活の改善や向上にかかわる啓発や、未来祭・三幸フェスティバル等の年間を通した行事の際にも行われている。

●学生生活委員会等による学生支援【資料 2-4-1】

・学生生活委員会は、専任教員 8 名及び CA 2 名で構成されているが、特に学友会活動・課外活動への支援、学内生活環境の改善や学生の意識向上、障がい等がある学生への支援、ハラスメント防止、保健室、学生相談室との連携、学生生活調査の記録・統計作成などを行っている。学生生活委員会は、以上のことをうまく機能させるために、CA とともに、学友会との連携を重視している。なかでも学友会の「クラブ委員会」や「学生委員会」は、学生支援と密接な関連があり、学生の日々の活動をサポートし、そのことにより学内全体の環境整備を図っている。

・学生の表彰にも力を入れており、その一つに学生生活委員会の運営による「未来プロデュース」が挙げられる。「未来プロデュース」は、学生生活委員会が募集するもので、本学の教材や玩具の開発、地域貢献等の企画を学生や教職員が応募し、優秀な者あるいはグループを選考に基づき表彰しているものである。このほか、「未来賞」、「学長賞」、「こども心理アドバイザー賞」、「奨励賞」などがある。

●奨学金など学生に対する経済的な支援

学生の経済的な支援策としては、以下に取り組んでいる。令和 4(2022)年 4 月より経済困窮学生に対する本学独自の取組として「みらい奨学金制度」を開始した。

①特待生学費免除制度【資料 2-4-2】

A0 入試 (A・B 日程)、推薦入試、一般入試 (A 日程)における成績優秀者で特待生受験意思のある者に対し面接試験を経て学費免除の可否を決定する。免除内容は、50 万円 30 万円 10 万円の 3 種類で、出席・成績・面接の内容により以降 4 年間の継続が判定される。

②みらい奨学金制度(令和 4 年 4 月開始)【資料 2-4-3】

経済困窮学生に対する奨学金制度。返還義務は原則なし、授業料の減免、1年間で終了。

③日本学生支援機構が行う奨学生の推薦

希望する者に対し、推薦を行うことがあるが、令和3(2021)年度在学中の約3分の1が奨学生である【資料2-4-4】。

④その他の奨学生

各地方自治体等による制度などの情報提供に努めている。

⑤アルバイト情報提供

本学の学生として適切で就業体験に役立つ優良なアルバイト情報を学生向けに学内掲示し、情報提供を実施している。

●学生の課外活動への支援

・本学では、学生生活支援をより効果的にするために学友会を組織している。学友会は、正課教育のみでは得がたい知識、経験、技術、体力の養成・修得を課外活動によって補足し、豊かな人間性を育み、優れた人格を形成し、自主・自律の精神を培うことを目指し、本学学生全員を正会員、本学教職員を特別会員として組織し、学長が会長を務める。

・学友会内に、正会員を構成員とする「自治委員会」を置き、学生の自治組織として運営され、合議機関である「学友会代議員会」の下に、「クラブ委員会」(部活動、同好会)、「広報委員会」、「エコ美化委員会」、「ピアサポーター」、「地域連携推進委員会」、「謝恩会実行委員会」及び「大学祭実行委員会」(未来祭、三幸フェスティバル)を設置している。特に、ピアサポーターは学生による学生支援の組織であり、新学期ごとの履修相談会などを行っている。

・また、学生生活委員会及びCAが「自治委員会」と連携し学友会活動の活性化を支援するとともに、金銭的及び物的な支援を適宜実施している【資料2-4-5】。

・主な支援実績は以下の通りである。

①クラブ活動支援

經常活動費として「部」や「同好会」に対し5,000円×会員数(「部」は上限80,000円、「同好会」は上限40,000円まで)を配賦する【資料2-4-5】。また、特別活動費の申請を認めており(上限12万円)、令和3(2021)年度配賦実績は2部3同好会に対し総額40万円となっている。また、大学保有設備の利用を可能な限り認めるとともに、設備の利便性確保を支援している【資料2-4-6】。

②大学祭実行委員会への支援

大学祭実行委員会は、「学園祭」「三幸フェスティバル」など学内外イベントの企画運営を行っており、学生の自主的な活動を尊重しつつ、CAが同委員会に参画して運営面における指導、相談にあたっている。同委員会に対する支援実績は、令和3(2021)年度1,078万円となっている。

●学生の心身に関する健康相談、心理的支援、生活相談について

学生に対する健康相談、心的支援等に関しては、CAが第一義的な相談窓口として対応にあたっている。専門的な対応として、健康面においては保健室を設置し、看護師等医療従事者が配置されている。週5日で開室しており、学生の健康相談や保健対応にあたっている【資料2-4-7】。また、心的支援においては学生相談室を設置し、カウンセラーを配置しており【資料2-4-8】、週5日、予約制でカウンセリングを実施している。なお、本学

に隣接する病院と校医の契約を締結しており、有事には学生が受診できるようになっている。全学生を対象とした健康診断は、4月上旬に行われ、その結果は各々の学生に通知される【資料 2-4-9】。入学時には、全学生に学生カードの提出を求めており、既往歴等を確認し、記載内容については、保健室とも情報共有している。また、新入生向けオリエンテーションの際には、メンタルヘルスチェックを実施し、心理臨床の観点から、得点の高い学生については学生相談室の利用を薦めている【資料 2-4-10】。これら個人情報の保護には十分な注意を払っている。さらに、障がいがある学生の支援に関しては、授業内でのサポートをはじめ、定期試験における対応については、当該学生の所属学部より全学に対して、支援に関する依頼文が提出されている。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

- 学生の成長支援という観点においては、CA による定期的な面談を通して、PDCA のサイクルを回す中で、学修と実践の環境を重視し、学生の成長に寄与していると評価できる。1 年次からの面談を履歴として残しているため、キャリア支援においても過去の活動歴を確認することができるとともに、本人の成長実感を確認することにも役立っている。
- 学生生活委員会を中心に、学内マナーの向上にも力を入れている。学内だけでなく、近隣等も含めた学内外での学生マナー向上について、学生への働きかけを強めるとともに、大学全体として、学内でのマナー向上における策を具体的に検討していく。
- 学友会組織については、自治委員会主導で実施される取り組みを拡充していき、学生主体でマナーに対しての働きかけや、学生視点での授業やプロジェクト活動(行事)の改善提案を今後は増やしていくことを進めていく。そのために、自治委員会と CA とのコミュニケーションの場を積極的に設けていくことが必要であるため、学生組織との連携を強化していく。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

- 教育目的の達成のため、次のとおり施設設備を整備し、有効に活用している。

(ア) 校地

東京未来大学

校地名義・所在地	最寄駅	校地面積	用途	備考
(堀切キャンパス) 東京都足立区千住曙町 34番12号	東武伊勢崎線堀切駅下車徒歩2分 京成本線京成関屋駅下車徒歩7分	8,319.51㎡	校舎	専用 足立区定期借地
(六町グラウンド) 東京都足立区南花畑 一丁目14番32号	つくばエクスプレス六町駅 下車徒歩5分	14,645.76㎡	運動場 校舎	専用 自己所有
(綾瀬キャンパス) 東京都足立区綾瀬 二丁目30番33号	東京メトロ千代田線綾瀬駅 下車徒歩5分	1,774.25㎡	校舎	専用 足立区定期借地
(合計)	-	24,739.52㎡	-	-

(イ) 校舎

校地名義・所在地	校舎名称	校舎面積	構造	備考
(堀切キャンパス) 東京都足立区千住曙町 34番12号	本館	3,028.87㎡	鉄筋コンクリート造4階建	専用 自己所有
	講義棟A	4,377.44㎡	鉄筋コンクリート造4階建	
	講義棟B	3,900.25㎡	鉄筋コンクリート造4階建	
	講義棟C	4,038.71㎡	鉄筋コンクリート造5階建	
	みらいホール(講堂)	143.68㎡	鉄筋コンクリート造1階建	
(六町グラウンド) 東京都足立区南花畑 一丁目14番32号	管理棟	784.27㎡	鉄筋コンクリート造3階建	専用 自己所有
	体育館棟	2151.61㎡	鉄筋コンクリート造2階建	
(綾瀬キャンパス) 東京都足立区綾瀬 二丁目30番33号	講義室(5階建のうち3・4階)	1,429.48㎡	鉄筋コンクリート造5階建	共用
(合計)	-	15,815.6㎡	-	-

(ウ) 教室・研究室

教室				教員研究室	備考
講義室	実験・実習室	情報処理学習室	(合計)		
42室	16室	3室	61室	66室	・情報処理学習室の1室は 語学学習施設を兼ねる

(エ) 図書館及び図書設備

図書館面積		閲覧座席数		収納可能冊数	
392.60㎡		119席		50,000冊	
図書 (うち外国書)	学術雑誌	電子ジャーナル	視聴覚資料	機械・器具	
64,706冊 (6,302冊)	959種	28種	883点	20点	

(オ) 体育施設

(六町グラウンド) 体育館棟アリーナ	(六町グラウンド) 屋外クレートコート	(六町グラウンド) 屋外フットサルコート	(六町グラウンド) 屋外テニスコート
894.12 m ²	1 面	2 面	2 面

(カ) その他

- ・「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）」に対応するとともに、教育研究施設・設備を整備することを目的として、堀切キャンパス全校舎の LED 照明交換工事を令和 3（2021）年 4 月に実施した【資料 2-5-1】。
- ・教育研究施設・設備の更なる充実を図るため、堀切キャンパスに『講義棟 C 鉄筋コンクリート造 5 階建、延床面積 4,038.71 m²』を建設し、令和 3（2021）年 10 月に竣工した【資料 2-5-2】。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

●調理・保育実習室、多目的実習室、心理学実験室、情報処理室、LL 室、図画工作室、理科室、音楽室、ピアノレッスンルーム等の実習施設を配置し、全館無線 LAN ネットワーク環境が整備され、授業や学習課題等で有効に活用されている【資料 2-5-3】。

●図書館には、心理学・保育学・教育学・経済学を中心とした蔵書を備えている。専任司書が常時在籍し、平日 9 時～20 時（コロナ禍においては休館あるいは 10 時～18 時）を開館時間とし、申請の上、地域住民にも開放している。コロナ禍による休館あるいは時間短縮の影響を受けて、令和 3（2021）年度の延べ利用者数 5,275 名（前年度 1,828 名）、延べ貸出件数は 1,563 件（前年度 1,781 件）に留まったものの、郵送による書籍の貸出・返却、電子書籍の学外利用、当館所蔵資料の複写・自宅郵送サービス、学外資料取り寄せ・自宅郵送サービスを導入することにより、環境整備と有効活用に努めた【資料 2-5-4】。

●教育目的の達成のため、情報処理学習室を 4 室（うち 1 室は語学学習室（LL 教室）を兼ねる。）を整備するとともに、ノート PC の新入生全員配布（Office365 を無償ダウンロード）、全館無線 LAN ネットワーク環境整備、学修システム（CoLS）の導入等によって、教育研究活動における IT 利用を推進しており、コロナ禍における遠隔授業の配信においても、本環境を活用することができている【資料 2-5-5】。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

●開学時からバリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性に配慮しており、エレベーター・スロープ・多目的トイレを設置・整備している【資料 2-5-6】。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

原則として、講義科目については 150 名、演習・実技科目については 40 名を超えることのないようにしている。基準を超える場合は、クラスを分け、履修抽選を行い、履修する学生数を適切に管理している。また、100 名を超える講義科目等については、必要に応じて TA や SA を配置して教育補助業務にあてている【資料 2-5-7】。

●施設・設備の維持及び運営は EM 局が窓口となり、清掃・警備・エレベータ設備・電気

関係設備等の保守点検業務について、それぞれ専門業者と委託契約を結んでいる。情報設備については、学園システム推進室（法人部署）と連携をとって維持・管理を行っている。耐震については、開学前に講義棟 A（旧足立区立第二中学校校舎）の耐震診断と十分な耐震補強工事を実施しており、全校舎の安全性に懸念はない【資料 2-5-8】。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

●学生数の増加に伴う教室稼働率の上昇や共有スペースの混雑を解消するため、堀切キャンパスに講義棟 C（令和 3（2021）年 10 月竣工）を増築し、教育研究環境の更なる充実を図る。

●堀切キャンパス内校舎のうち、講義棟 A 及び本館は使用を開始して 14 年が経過し、各所に老朽化が見られている。随時、修繕工事や定期点検を実施して施設設備の保全に引き続き努めるとともに、大規模修繕計画・実施を検討する。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

1. CA との面談

●クラス担任教員やゼミ担当教員と CA が主体となって日常的に学生の意見をくみ上げ、これに即時対応する環境を整えている。半期に一度、全員に対し、対面式の個人面談を行い、学修面や進路面とともに学生生活全般での相談に応じている【資料 2-6-1】。また、通信教育課程においては、社会人が主たる学生になっているため、時間を設定しての面談は困難をとまらう。そのため、学生が必要と感じたときに、その都度、担当の CA を中心に電話やメールできめ細かく学生からの相談に応じている【資料 2-6-2】。令和 3(2021)年度も通学課程では、引き続き学生の状況に合わせてリモートでの面談を実施している。

2. 教員によるオフィスアワーの設定

●通学課程、通信教育課程ともに、授業担当教員がシラバスにオフィスアワーを記載し、学修に関する質問や相談に応じることによって授業に対する要望や意見を汲みあげる機会を設けている。令和 3(2021)年度は、対面授業と遠隔授業の双方が実施されたので、授業形態に合わせて、各教員が連絡・伝達事項に漏れがないように気を配り、さらに学生からの意見や考えをくみ取るように努めた。

3. 授業評価アンケート

●授業内容等に関する意見については、教育改善向上委員会が学生による授業評価アンケートを年 2 回全科目（一部、ゼミ・卒業論文や学外実習系の科目は除く）に対し実施し、

授業に対する意見を聴取している。その結果については担当教員にフィードバックし、その後の授業改善に役立てている【資料 2-6-3】。また、通学課程では平成 30(2018)年度より c-learning を導入し、Web でアンケートを実施した。通信教育課程では、本学の学習システムである CoLS のアンケート機能を用いて行われている。令和 3(2021)年度も引き続き遠隔授業を実施したので、それを踏まえた授業評価アンケートを行った。

4. 学生生活に関する調査

●学生生活実態調査では、満足度について調査を行っている【資料 2-6-4】。学修支援に係る項目としては、学内の自習場所に関する項目がある。選択項目としては、「教室」「図書館」「学食・学生ホール」「その他」「学内にはない」を設けている。これによって、学内での学修支援のニーズの把握に努め、施設の充実を図っている。令和 3(2021)年度の学生生活実態調査では、調査結果の経年比較を視野に入れ、経過分析調査時期や項目など再検討を行っている。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

1. 健康面に関する相談

●学生に対する健康相談に関しては、日頃、学生に接している CA が受付窓口として対応にあたっている。専門的な対応として、健康面においては保健室を設置し、看護師など医療従事者が配置されており、学生の健康相談や保健対応にあたっている【資料 2-6-5】。保健室の来室概要や来室記録をとることによって学生の身体状況を把握し、要望をとらえやすい状況になるよう努めている。令和 3(2021)年度も引き続き、新型コロナウイルス感染による緊急事態宣言が発出されている時期もあったため、感染対策を中心に健康面での注意喚起・サポートを行った。健康面については、特に CA が中心となって支援に取り組んだ。

2. 心理面に関する相談

●心理的支援においては学生相談室(心理臨床センター)を設置し、公認心理師を配置している。原則、予約制でカウンセリングを実施している。また、新入生対象のメンタルヘルスチェックを実施し、自ら相談室に来室することが難しい学生が無理なく来室し、さまざまな要望・意見等を汲み取ることができるようになっている。学生相談室の来室概要や来室記録を詳しくとることによって学生の心理状況を把握し、要望をとらえやすい状況になるよう努めている。

3. 経済面に関する相談

●経済面での相談に対応し、学生の状況を把握するため、先の学生生活実態調査においても項目を設けている。例えば、日々の生活の経済的基盤について「家族からの仕送り・小遣い」「奨学金」「アルバイト等による自身の収入」について実態調査を行うことによって全体としてどのような傾向なのかについて把握することができる。このほか、アルバイトの状況についても項目を設けている。経済的状況に関する(主観的な)余裕の程度も尋ねている。本調査により経済的状況に関する全体的傾向を把握することができ、学生の経済的支援を考える上で有用なものといえる。

●また、「日本学生支援機構」が行う奨学生の推薦を行うにあたって、経済的支援を必要とする学生に対して、奨学金制度等の情報提供がなされている【資料 2-6-6】。アルバイトに

についても、学業を始めとする学生生活に支障のない範囲で、適宜情報提供を行っている。さらに、入試の段階で「特待生学費免除制度」も設けており、各学部で対応している。令和2(2020)年度では、本学生に対して修学支援金として一律3万円支給+WI-FI機器無償貸与などの経済的支援を行った。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

1. CA との面談

●前述のように、本学ではクラス担任教員やゼミ担当教員とCAが主体となって日常的に学生の意見をくみ上げているので、そこで学修環境に関する要望が挙げられることもある。設備面については要望が実現するまでに時間を要することもあるが、緊急性の高いものを優先して取り組むなど精査しながら対応している。令和3(2021)年度でも、緊急事態宣言が発出されている時期もあったため、引き続きリモート形式の面談を通して学生の要望をくみ取ることに努めた。また、遠隔授業をおこなうにあたっての情報機器の貸し出しの支援も行った。具体的には、上記WI-FI機器貸与に加え、故意ではなく大学配布PCが破損または故障してしまった学生に対しPCの修理が完了するまでの期間のみ貸し出しを実施した。

2. 学友会幹部との大学役職者との意見交流会

●学友会(学生の自治組織)と役職者との意見交流会を開催し、学友会の意見・要望に基づき改善を図っている。令和3(2021)年度には、9月末に意見交流会を開催し、活発な意見交換を行うことができた【資料2-6-7】。

3. 学生生活に関する調査

●学友会において学生自身の視点からの実態調査が行われ、施設面も含めた学修環境に関する項目も設けられている。それらの結果について、学友会担当の教職員を中心に学生からの意見・要望が汲み取れるよう努めている。

●新校舎C棟が完成したことからもコモンズセンターを中心に学生の意見や要望を活かした形で学内での学修環境の充実化に努めていきたい。

(3) 2-6の改善・向上方策(将来計画)

●本学では、さまざまな学生支援体制にて、学生の要望や意見をくみ上げるシステムを構築している。その中で、個々の学生の要望や意見については、CAが窓口になり、きめ細かく対応するように努めていることが、本学の大きな特徴となっている。今後は、種々の機会に収集されている意見や要望を全学で共有し、意見内容を確実に学修環境の改善に繋げることのできる、責任主体を明確にした体制の整備が必要と認識している。

●令和3(2021)年度の春学期も緊急事態宣言下であったため、例年通りの対面の取組みを行うことが十分にはできなかった。ただ、春学期の後半には未来祭に向けて、秋学期には三幸フェスティバルに向けて取り組むことができた。

【基準2の自己評価】

「基準項目2を満たしている。」

●本学の教育理念に基づく学部・学科の教育目的に即して、アドミッション・ポリシーが

策定・周知され、同ポリシーに沿って多様な入学者選抜が公正かつ妥当な方法により適切な体制で実施されている。(基準 2-1-①～②)

●入学定員及び収容定員に沿って、適切な入学者数を確保している。保育・教育専攻以外で定員超過が見られるが、在籍学生数に必要な専任教職員、TA、SA、及びクラスを配置することで学修環境は整備されている。(基準 2-1-③)

●教職協働による学生への学修支援については、積極的な学生への関わりと教職協働の方針が定められ、本学の特色の一つである CA が中心となってクラス担任・TA・SA やセンター・委員会等の学内組織と連携することで、きめ細かい学修支援体制と内容を整備・実施している。(基準 2-2)

●本学の教育目的に基づき、キャリア科目の設置、キャリアガイダンス・インターンシップ等、教育課程内外を通じて学生の社会的・職業的自立に関する支援に力を入れている。キャリアセンターや保育・教職センター等の支援体制を整備し、CA が中心となって支援内容を実行している。(基準 2-3)

●CA・クラス制度、学生生活委員会、学友会、保健室、学生相談室等、学生生活の安定のための支援体制と支援内容が整備・実施されている。また、学生に対する奨学金等の経済的な支援について、これまでも実施してきた日本学生支援機構や地方自治体等の奨学金制度と学内特待生制度に加えて、2022(令和 4)年 4 月から新たな大学独自の奨学金制度である「みらい奨学金制度」を開始することで更なる支援の充実を図っている。(基準 2-4)

●校地・校舎等、実習施設・図書館等、バリアフリー、授業の学生数管理等、適切に学修環境が整備・維持管理されている。また、2021(令和 3)年 10 月末に講義棟 C が竣工し、同年 12 月から使用を開始し、教育研究施設・設備の更なる充実を図っている。(基準 2-5)

●学生面談、授業評価アンケート、学生生活実態調査、学友会意見交流会、等の方法を用いて、学修支援や学修環境等の学生生活全般について学生から意見・要望をくみ上げる体制を整備し、計画策定の一助としている。なお、当面は新型コロナウイルス感染症に伴う対応を中心に実施していく予定である。(基準 2-6)

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

1. 全学的なディプロマ・ポリシーの策定

本学は「技能と心の調和」という教育理念を達成するために、「高度な専門的知識・技能、人間性豊かな心、高い意欲を持ち続け、自ら考え、自ら行動することで、社会に貢献しうる人材に学位を授与する」との全学的なディプロマ・ポリシーを策定している【資料 3-1-1】。

「高度な専門的知識と技能」とは、単に専門的知識を修得し、単なる技術を有するというのではなく、それらを自分の意思をもって実践的に使いこなす「技能（スキル）」を修得することであり、当然、それをコントロールしていく人間性や豊かな心を備えていることを意味し、そうしたことをもって社会に貢献しうることを謳っている。

また、学位授与にあたって必要とする具体的なスキルとして、本学独自の「身につけるべき学士力」を策定して提示している。この「身につけるべき学士力」は授業科目区分ごとに設定し、個々の授業においても意識した内容の授業を展開することによって4年間の履修の中で積み上げていくスキルである【資料 3-1-2】。

2. 学部ごとに策定したディプロマ・ポリシー

全学的なディプロマ・ポリシーを基礎とし、学部の教育内容に即して学部ごとのディプロマ・ポリシーを以下のとおり策定している。

[1] こども心理学部

① こども心理学科通学課程・通信教育課程

幅広い教養及び心理学、保育学及び教育学の専門的知識を修得し、社会に貢献しうる者に学位を授与する。学位の授与にあたっては、通信課程では所定の単位を修得した者に「学士（こども心理学）」を授与する。通学課程では最終学年において卒業研究・卒業論文を完成し提出しなければならない。卒業研究・卒業論文の審査に合格し、卒業研究・卒業論文を含めた所定の単位を修得した者に心理専攻では「学士（心理学）」、こども保育・教育専攻では、「学士（保育・教育学）」を授与する。

卒業までの学びの到達目標は、学部で定めた「学士力」（人間性や心の豊かさを培うスキル）に基づき以下の通り設定される。

ア. 専門的知識と技能を身につけること。

学士にふさわしい教養と、子どもを中心としたあらゆる年代の人の健康な発達や学び、臨床的課題やそれらへの介入法、領域や教科の内容や指導方法など、心理学、保育学及び教育学の領域における専門的知識と技能を修得している。

イ. 研究する力を身につけること。

子どもや彼らをとりにくく人と環境との関わりを研究し、その研究知見を適切に社会で使い、貢献できる力を修得している。

ウ. 資格に合う力を身につけること。

得られた資格に係る専門的知識や技能を修得し、それらを適切に社会で使い、貢献できる力を修得している。

エ. 社会に貢献する力を身につけること。

子どもに関連する産業をはじめ、多様な職業において発揮しうる知識と技能及び人間性を備え、社会に貢献できる力を修得している。

さらに「こども心理学科」においては、「通学課程心理専攻」、「通学課程こども保育・教育専攻」及び「通信教育課程」の専門性に応じて授与する学位も異なり、それぞれの学位に対応したディプロマ・ポリシーを以下のとおり定めている。

②こども心理学科通学課程心理専攻

以下の要件を満たす人材を養成する。

ア. 自然・人文・社会等の幅広い教養的知識・技能を修得している。

イ. 子どもを中心としたあらゆる年代の人の心理学に関して、学士として十分な専門的知識・技能を修得している。

ウ. 教育・保育・福祉領域などにおける心理職としての専門的な知識を有し、実践的な力を発揮することができる技能を修得している。

エ. 実社会で活躍できるような、本学の共通及び専攻が指定した学士力（人間性や心の豊かさを培うスキル）を修得している。

③こども心理学科通学課程こども保育・教育専攻

以下の要件を満たす人材を養成する。

ア. 自然・人文・社会等の幅広い教養的知識・技能を修得している。

イ. 子どもの心身の健全な発達についての高度な専門性を発揮できる職種である、小学校教諭、幼稚園教諭、保育士、福祉職種に向けた職能を修得するように努めている。

ウ. 上記職種に限らず、家庭との関わり、環境や文化との関わりの中で育つ子どもに関する専門的知識・技能を利活用できる就業力を修得している。

エ. 実社会で活躍できるような、本学の共通及び専攻が指定した学士力（人間性や心の豊かさを培うスキル）を修得している。

④こども心理学科通信教育課程

以下の要件を満たす人材を養成する。

ア. 自然・人文・社会等の幅広い教養的知識・技能を修得している。

イ. 子どもに関する心理を中心に、学士として十分なこども心理学の専門的知識・技能を修得している。

ウ. 家庭との関わり、環境や文化との関わりの中で育つ子どもの教育・保育・福祉側面とこども心理学に関係する専門的知識・技能を修得している。

エ. 実社会で活躍できるような、本学の共通及び通信教育課程が指定した学士力（人間性や心の豊かさを培うスキル）を修得している【資料 3-1-1】。

[2]モチベーション行動科学部

モチベーション行動科学科通学課程・通信教育課程

心理・コミュニケーション、経営、教育の科目群にわたって専門的な知識を修得し、社会に貢献しうる者に学位を授与する。学位の授与にあたっては最終学年で卒業研究の審査に合格し、卒業研究を含めた所定の単位を修得した者に「学士（行動科学）」の学位を授与する。卒業までの学びの到達目標は以下の通り設定される。

ア. 個人をみつめる力を身につけること。

客観的な視点で人間行動を理解し分析することができ、モチベーションやリーダーシップに関する専門的知識を備え、所属する集団や組織、社会における成員の活動を促進する力を修得している。

イ. 他者と関わる力を身につけること。

他者を肯定的に理解することができ、他者と円滑な対人関係を構築できる高いコミュニケーション能力と対人関係スキルを身につけ、他者や社会とより健全な関わりをもつ力を修得している。

ウ. 組織を動かす力を身につけること。

集団・組織の中で自分の立場を理解し、組織行動に関する基礎的知識を備え、組織活性化や人材の育成に取り組む力を修得している【資料 3-1-1】。

本学学則に定める期間在学し、上記の力を身につけるべく学んだ上で、最終学年では卒業研究を完成し提出しなければならない。モチベーション行動科学部通学課程においては、「卒業研究」で完遂した卒業研究または卒業論文の審査に合格し、「卒業研究」を含めた所定の単位を修得した者に「学士（行動科学）」を授与する。また、モチベーション行動科学部通信教育課程においては、「卒業研究」は必修科目ではなく、所定の単位を修得した者に「学士（行動科学）」を授与する。【資料 3-1-3】。

以上のように本学においては教育理念に沿って各学部におけるディプロマ・ポリシーを定め、さらに学科・課程・専攻ごとに授与する学位に応じたディプロマ・ポリシーを具体的に策定している。

3. ディプロマ・ポリシーの周知

ディプロマ・ポリシーは、学生募集要項の冒頭に掲載した本学の三つのポリシー構成の中で示しており、本学受験を希望する際の資料として明示している。また、入学後も毎年度新入生全員に配付する「学生便覧・履修の手引き」に掲載している。通学課程では、年度初めの初回授業開始前に行われる新年度オリエンテーションの中の教務ガイダンスにおいて全ての学年の学生に対して教務担当職員から説明を行っている【資料 3-1-4】。

教員（非常勤講師を含む）に対しては、毎年度配信する「教員ハンドブック」「全学 FD ハンドブック」の冒頭に掲載して学内関係者にも周知を図っているほか、ディプロマ・ポリシーを意識したシラバスの作成を全ての教員に要請している【資料 3-1-5】。

対外的には、本学公式ウェブサイトに掲載し、本学関係者以外に対しても広く公開している【資料 3-1-6】。

また、通信教育課程においては募集要項にて本学の三つのポリシー構成の中で示してお

り、本学受験を希望する際の資料として明示している。入学前に行われる大学説明会並びに毎年度新入生全員に配付する「学生便覧・履修の手引き」に掲載し教務担当職員が随時説明を行っている【資料 3-1-4】。

なお、周知にあたっては全体の理念体系の中で示すことで、ディプロマ・ポリシーの位置付けを学位授与に至る一連の教育システムの流れの中で学生が理解するよう留意している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

1. 単位認定基準の策定及び周知

①通学課程

本学の単位認定は、学則第 34 条第 1 項において「単位の認定は、あらかじめ明示された身につけるべき知識・技能を修得し、当該科目の到達目標に達したと判断された場合に認定する。」とし、同条第 2 項に「授業科目修了の認定は、平素の成績及び筆記試験又は論文による。ただし、実技並びに実習、演習については平素の成績のみによって認定することができる。」としている【資料 3-1-7】。

また、評価基準（合否基準）については「こども心理学部履修規程」第 11 条及び「モチベーション行動科学部履修規程」第 10 条に具体的な評価区分を定め、「こども心理学部履修規程」第 16 条及び「モチベーション行動科学部履修規程」第 16 条において、出席が授業回数の 3 分の 2 以上に達していない場合は、単位を認定しないこととして全授業への出席を指導しつつ、厳格に出席管理を行っている【資料 3-1-8】。

これらは、「学生便覧・履修の手引き」に規程の条文と併せて掲載しており、年度当初の新年度オリエンテーションの中の教務ガイダンスで全ての学年の学生に対して教務担当職員から説明している。

②通信教育課程

通信教育課程においては、東京未来大学学則第 5 条の規程に従い、「東京未来大学通信教育課程に関する規程」第 31 条に単位の授与に関する具体的な認定方法について定め、成績評価については「こども心理学部履修規程」第 11 条及び「モチベーション行動科学部履修規程」第 10 条の評価区分に従って行っている【資料 3-1-9】。

通信教育課程における単位の認定は、「東京未来大学通信教育課程に関する規程」第 31 条に次の通り定めている。

○印刷教材授業は、中間試験及び単位修得試験、その他指導教員が指定した課題によって認定する。

○面接授業は、平素の成績その他指導教員が指定した試験あるいは課題によって認定する。

○「卒業研究・卒業論文」（こども心理学部）または「卒業研究」（モチベーション行動科学部）については、指導教員の指導を受け、審査に合格した者に単位を認定する。

○教育実習等の実地研修では、研修先の評価及び学生が提出する実地研修報告書を審査し、合格した者に単位を認定する。

評価基準（合否基準）については、通学課程と同様に「こども心理学部履修規程」第 11 条及び「モチベーション行動科学部履修規程」第 10 条に具体的な評価区分を定めており、本

学公式ウェブサイトや「学生便覧・履修の手引き」、また新入生を対象にしたWEB動画によるオリエンテーションにて学生に周知している（学生への周知に関しては以降、2、3についても同様である）。

2. 進級基準の策定と周知

本学では、学科・専攻ごとに2年次から3年次への進級要件を定めている。2年次から3年次においては、カリキュラム構成上、基礎的な専門教育科目からより高度な専門科目へ移行する時期であり、より高度な専門的知識や技能を修得するためのレディネス（準備性）が整っているかを判断するとともに、4年間の学修の折り返し地点として、計画的な履修ができていないかを判断する意味を有している。

こども心理学部は、心理専攻では56単位以上、こども保育・教育専攻では59単位以上（こども保育・教育専攻は実習が多いため心理専攻より進級要件に必要な単位数が若干多くなる）、モチベーション行動科学部は60単位以上の単位修得を進級要件としているが、これらは4年間の学修をもって完結する学修への最低限必要な要件単位数としている。

これらは、学則第37条に規定し、「こども心理学部履修規程」第7条、「モチベーション行動科学部履修規程」第6条においても併せて規定している【資料3-1-10】。

なお、「学生便覧・履修の手引き」に規程の条文と併せて記載しており、年度当初の新年度オリエンテーションの中の教務ガイダンスで全ての学年の学生に対して教務担当職員から説明して周知を図っている。

特に進級要件の充足は、直接4年間での卒業の可否に影響することから、進級の判定前年度においては、学期ごとに修得単位数から進級要件充足見込みを個々の学生ごとに確認し、履修上の問題点をキャンパスアドバイザー（以下「CA」という。）から直接指導することで、進級要件の重要性と意味の周知を図っている。

通信教育課程においては2年次から3年次、3年次から4年次への進級要件をそれぞれ定めており、2年次から3年次に定めた進級要件については、通学課程と同様の目的で設定している。3年次から4年次への進級要件については、教育の特性上、通学課程とは異なりその学習が学生の自助努力とする部分がより大きいため、学生が計画的に科目を履修し、卒業に至るまでの一つの指標的な位置づけとして設けている。そのため、各学生の担当CAを決めており、学生がCAにいつでも相談できる体制を整えている。必要単位数は「東京未来大学通信教育課程に関する規程」第36条及び「こども心理学部履修規程」第7条、「モチベーション行動科学部履修規程」第6条にて規定し、「学生便覧・履修の手引き」等で学生に周知している【資料3-1-11】。

3. 卒業認定基準の策定と周知

卒業認定は、学則第44条第1項において「4年以上在学し、所定の単位を修得し、全学教授会の議を経て卒業することを認められた者」と規定されている。所定の単位は、学則別表第2-1、別表第2-2、別表第2-3において規定し、総修得単位数が心理専攻124単位以上、こども保育・教育専攻130単位以上、モチベーション行動科学部124単位以上であることが前提となるが、それに併せて定められた必修科目をすべて修得していなければならない。

また、総修得単位数の内訳として分野ごとに修得すべき単位数が定められており、これらを充足しなければ卒業は認定されない【資料 3-1-12】。

本学のディプロマ・ポリシーでいう「高度な専門的知識・技能」とは、個々の科目の知識に加え、各分野の科目の単位をバランスよく修得し、さらに核となる必修科目の単位を修得することで強固な骨格を構築し、そのうえにさらに構築を重ねていく学科・課程・専攻の分野における総合的な知識・技能を意図するものであり、包括的に卒業認定に表現されている。

以上の卒業認定基準については「学生便覧・履修の手引き」に掲載しているほか、年度当初の新年度オリエンテーションの中の教務ガイダンスで全ての学年の学生に対して教務担当職員から説明することで周知を図っている。

特に 4 年生については最終年次ということもあり、3 年次終了時点での成績公表時に前年度までの単位の修得状況から、卒業見込み判定を行い、最終年度に必要な履修について担当 CA から個別に指導が行われ、さらに 4 年次の春学期の履修登録時に卒業見込み判定に基づく登録状況における指導を個別に行っている。また、秋学期においても同様の指導を行うことにより卒業要件の周知をより丁寧に行っている。

通信教育課程における卒業認定は、「東京未来大学通信教育課程に関する規程」第 36 条に卒業要件単位を規定し、第 37 条の 1 の「本課程に 4 年以上在学（第 17 条の規定により入学した者については、2 年以上在学）し、所定の単位を修得した者には全学教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。」と規定されている。所定の単位は、「東京未来大学通信教育課程に関する規程」別表第 2-1、別表第 2-2 において規定し、総修得単位数がこども心理学部 124 単位以上、モチベーション行動科学部 124 単位以上であることが前提となるが、それに併せて定められた必修科目をすべて修得していなければならない【資料 3-1-13】。これらの内容は、本学公式ウェブサイトや「学生便覧・履修の手引き」等を通して、学生に周知している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

各科目の単位の認定にあたっては、それぞれ客観的な基準をシラバスに明記し、第 1 回の授業で説明しており、その基準に沿って「こども心理学部履修規程」第 11 条及び「モチベーション行動科学部履修規程」第 10 条に基づき、100 点満点の素点で評価し認定している【資料 3-1-8】。

また、学生が評価及び認定の可否に疑問のある場合は、成績評価に関する問い合わせ期間を設けて、授業担当者から学生に文書により評価の内容を説明したうえで認定を確定している。進級及び卒業の判定にあたっては、各学生の単位修得状況に進級基準及び卒業認定基準を厳密に適用した進級・卒業判定資料を基に、教務委員会において原案を作成し、学則第 15 条に基づき全学教授会の意見を聞いて学長がその可否を決定している【資料 3-1-14】。

通信教育課程の各科目の単位の認定にあたっては、本学の学習システムである Communication & Learning System(以下「CoLS」という。)上のシラバスに客観的な基準を明記し、さらに面接授業においては、第 1 回目の授業で説明している。印刷教材授業については各科目の担当教員が Web を通じて履修者に通知を発信し、説明している。その

基準に沿って「東京未来大学通信教育課程に関する規程」第 32 条の規程に従い、「こども心理学部履修規程」第 11 条及び「モチベーション行動科学部履修規程」第 10 条に基づき、100 点満点の素点で評価し認定している【資料 3-1-15】。

進級及び卒業の判定にあたっては、各学生の単位修得状況に進級基準及び卒業認定基準を厳密に適用した進級・卒業判定資料を基に、教務委員会（通信教育課程においては通信学務委員会）において原案を作成している。そのうえで進級判定については学部教授会で意見を聞き、卒業判定については学則第 15 条（通信教育課程においては「東京未来大学通信教育課程に関する規程」第 37 条）に基づき全学教授会の意見を聞いて学長がその可否を決定している。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

●本学が策定した教育目的、ディプロマ・ポリシー、卒業（学位授与）に必要な単位認定・進級・卒業認定の基準は、それぞれ学生に示しており、その適用も厳格に行っている。他方、教育目的、ディプロマ・ポリシーと単位認定・進級・卒業認定の基準は相互の関連性の明示がまだ十分とはいえず、今後体系的な整備が求められる。

●授業科目の単位を修得し、進級要件を満たし、さらに卒業要件を充足する過程において、どのような知識・技能を身につけて、本学が描いた教育の目的に到達するかといったストーリーを学生がイメージできるように「学生便覧・履修の手引き」の構成をわかりやすくしたり、履修モデルのような具体例を示したり、令和元(2019)年度に作成したカリキュラム・マップやナンバリングの周知を図っている。

◇エビデンス集 資料編 【資料 3-1-16】 【資料 3-1-17】

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

1. 全学的なカリキュラム・ポリシーの策定

本学の教育理念として掲げている「技能と心の調和」を具現化するための方針として「高度な専門的知識や技能を身につけるための専門教育、幅広い教養を修得するための一般教育だけでなく、キャリア教育と行事などの融合した本学独自の人間教育を基軸としたカリキュラムを編成する」というカリキュラム・ポリシーを策定しており、一般教育科目、専門教育科目、キャリア科目といったカリキュラム編成となっている（キャリア科目は通学課程のみ）。

一般教育科目は「幅広い教養」、専門教育科目は「高度な専門的知識・技能」、キャリア科目は「本学独自の人間教育」を担っているが、それぞれが単独で役割を担っているのではなく、相互に関連しあって一つのカリキュラムを構成している【資料 3-2-1】。

2. 学部ごとに策定したカリキュラム・ポリシー

全学的な大学としてのカリキュラム・ポリシーを基礎とし、学部の教育内容に即して学部ごとのカリキュラム・ポリシーを以下のとおり策定している。

[1]こども心理学部

①こども心理学科通学課程・通信教育課程

ディプロマ・ポリシーに掲げる知識・技能の修得を円滑に進めることができるよう、一般教育科目、専門教育科目、キャリア科目（キャリア科目は通学課程のみ）の下に科目を体系的に編成し、講義、演習、実習を適切に組み合わせた授業を開講する。

ア. 一般教育科目では、社会・文化・自然に対する視点や考え方を育てることを目的とする教養科目、憲法、体育、情報、語学を学び、学生自身の理解度と学習進度に合った授業を行う。

イ. 専門科目では、以下の要件を骨子とした教育を行う。

○子どもの「こころ」の発達過程と特性に関する基礎理論及び子どもを中心としたあらゆる年代の人の心理を理解し、健康な心を養うための最新の実践的手法を学ぶ。

○健全な発達を担う心理学、保育学及び教育学に関する高度な専門的知識と技術を養い、資格・免許の取得にふさわしい社会に貢献できる人材を養う。

○子どもを中心としたあらゆる年代の人の健全な発達や学びに必要な環境条件や文化について理解を深め、社会で幅広く活躍できる応用力を身につける。

○責任ある社会人にふさわしい教養と、社会的知識と技能を身につける。

ウ. キャリア科目では、学内外で社会に触れる機会を設け、知識・技能を実践に活かす力を身につけることを目的に、早い時期からのキャリア教育に取り組む。

エ. プロジェクト（課程外活動）において修得した専門的知識と技能を発揮することを通して、資格・免許の取得にふさわしく、社会に貢献しうる自立した人間性や心の豊かさの充実を図る。

オ. 本学の共通及び学部が指定する学士力（人間性や心の豊かさを培うスキル）の形成を目指す。

※尚、本学では大学祭を「未来祭」、体育祭を「三幸フェスティバル」という名称で行っている。

さらに課程・専攻ごとに授与する学位の種類に応じたカリキュラムを構成しており、それぞれ以下のカリキュラム・ポリシーを掲げている。

②こども心理学科通学課程心理専攻

幅広い教養及びキャリア教育を1年次から履修することと同時に、子どもを中心としたあらゆる年代の人の心理と行動の理解を基盤とした以下の教育を行う。

ア. 心理学の様々な領域における体系的・実践的な知識・技能を学ぶ。

イ. 心理学以外の分野の学び、また、人と家庭や社会、地域等の環境や文化との関わりを通して、人間理解を深める。

ウ. 卒業研究科目では、「こども心理演習Ⅰ」(3年次)、「こども心理演習Ⅱ」(3年次)、「卒業研究・卒業論文」を必修として全員に課し、学問研究を深める。

エ. 本学の共通及び専攻が指定する学士力(人間性や心の豊かさを培うスキル)の形成を目指す。

③こども心理学科通学課程こども保育・教育専攻

幅広い教養及びキャリア教育を1年次から履修することと同時に、子どもの「こころ」と「からだ」の健全な発達の理解を基盤とした以下の教育を行う。

ア. 子ども理解に根ざした心理学・保育学・教育学・福祉学等に関する体系的・実践的な知識・技能を学ぶ。

イ. 子どもの「育ち」と家庭や社会、地域等の環境や文化との関わりについて理解を深める。

ウ. 卒業研究科目では、「こども保育・教育演習Ⅰ」(3年次)、「こども保育・教育演習Ⅱ」(3年次)、「卒業研究・卒業論文」を必修として全員に課し、学問研究を深める。

エ. 本学の共通及び専攻が指定する学士力(人間性や心の豊かさを培うスキル)の形成を目指す。

④こども心理学科通信教育課程

幅広い教養を1年次から履修することと同時に、子どもを中心とした心理と行動の理解及び子どもの「こころ」と「からだ」の健全な発達の理解を基盤とした以下の教育を行う。

ア. こども心理学の様々な領域における体系的・実践的な知識・技能を学ぶ。

イ. 子ども理解に根ざした心理学、保育学、教育学、福祉学等に関する体系的・実践的な知識・技能を学ぶ。

ウ. 子どもの家庭や社会、地域等の環境や文化との関わりについて理解を深める。

エ. 選択により卒業研究科目として、こども心理学演習(3年次)、卒業研究(4年次)を履修し学問研究を深めることができ、多様な学びに対応する。

オ. 本学の共通及び通信教育課程が指定する学士力(人間性や心の豊かさを培うスキル)の形成を目指す【資料3-2-1】。

これらのカリキュラム・ポリシーは、毎年度新入生全員に配付する「学生便覧・履修の手引き」の冒頭に掲載され、授業開始前に行われる新年度オリエンテーションの中の教務ガイダンスにおいて各学科・専攻ごとに全ての学年の学生に対して教務担当職員から説明している。

また、学内においても教員(非常勤講師を含む)に配付する「教員ハンドブック」「全学FDハンドブック」の冒頭に掲載して学内関係者にも周知を図っているほか、本学公式ウェブサイトにおける理念体系のなかで公表し、学外にも示している【資料3-1-6】。

[2]モチベーション行動科学部

①モチベーション行動科学科通学課程

本学部通学課程では、ディプロマ・ポリシーに掲げる知識・技能の修得を円滑に進めることができるよう、一般教育科目、専門教育科目、キャリア科目、演習科目の下に科目を体系的に編成し、講義、演習、実習を適切に組み合わせた授業を開講する。

ア. 一般教育科目では、社会・文化・自然に対する視点や考え方を育てることを目的とする教養科目、憲法、体育、情報、語学を学び、学生自身の理解度と学習進度に合った授業を

行う。

イ. 専門教育科目は、心理・コミュニケーション、経営、教育の科目群を必修とする。このうち、学びの基盤となるのは心理・コミュニケーション科目群であり、この科目群に置かれた科目を学ぶ中で、モチベーション行動科学の基礎となる研究マインドやデータ分析に関する知識と技能、コミュニケーション・スキルを身につけ、さらに経営科目群、教育科目群に置かれた科目を学ぶことで、各科目群が複合的に結びつき、広い視野での学びを可能にする。

ウ. キャリア科目では、学内外で社会に触れる機会を設け、知識・技能を実践に活かす力を身につけることを目的に、早い時期からのキャリア教育に取り組む。

エ. プロジェクト（課程外活動）を通して、個人を見つめ、他者と関わり、組織を動かす自立した人間性や心の豊かさの充実を図る。

オ. 幅広い教養及びキャリア教育及び専門科目を1年次から同時に履修するとともに、通学課程の演習科目では、1年次から卒業時まで学生一人一人の学修を促進するために、「基礎演習」（1年～2年次）、「専門演習」（3年次）、「卒業研究」（4年次）を必修とする。また、単位には含まれないが、学生は複数の専門演習やゼミに参加することも認められ（「ダブル・ゼミ」）、複合的な視点から学修を進める。

②モチベーション行動科学科通信教育課程

本学部通信教育課程では、ディプロマ・ポリシーに掲げる知識・技能の修得を円滑に進めることができるよう、一般教育科目、専門教育科目を体系的に編成し、テキスト科目、スクーリング科目、メディア科目を有機的に連携させた授業を開講する。さらに選択科目として演習科目を設置し、学生自身が関心のある領域を選び、各指導教員のもと総合的な力を養う。

ア. 一般教育科目では、社会・文化・自然に対する視点や考え方を育てることを目的とする教養科目、憲法、体育、情報、語学を学び、学生自身の理解度と学習進度に合った授業を行う。

イ. 専門教育科目は、心理・コミュニケーション、経営、教育の科目群を必修とする。このうち、学びの基盤となるのは心理・コミュニケーション科目群であり、この科目群に置かれた科目を学ぶ中で、モチベーション行動科学の基礎となる研究マインドやデータ分析に関する知識と技能、コミュニケーション・スキルを身につけ、さらに経営科目群、教育科目群におかれた科目を学ぶことで、各科目群が複合的に結びつき、広い視野での学びを可能にする。

ウ. 通信教育課程では選択により卒業研究科目として、「演習Ⅰ」（3年次）、「演習Ⅱ」（3年次）、「卒業研究」（4年次）を履修し学問研究を深めることができ、多様な学びに対応する。

これらのカリキュラム・ポリシーは、毎年度新入生全員に配付する「学生便覧・履修の手引き」の冒頭に掲載され、授業開始前に行われる新年度オリエンテーションの中の教務ガイダンスにおいて学科ごとに全ての学年の学生に対して教務担当職員から説明している【資料3-2-1】。

また、学内においても教員（非常勤講師を含む）に配付する「教員ハンドブック」「全学FDハンドブック」の冒頭に記載して学内関係者にも周知を図っているほか、本学公式ウェブ

ウェブサイトにおける理念体系のなかで公表し、学外にも示している。【資料 3-1-6】

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

1. 全学的なディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性

本学の掲げるディプロマ・ポリシーでは、「高度な専門的知識や技能を身につけること」、「人間性豊かな心と高い意欲を持ち続け、自ら考え、自ら行動すること」、「これらを併せ持ち、社会に貢献しうること」の3つの項目を掲げている。

こうした人材を育成するために、カリキュラム・ポリシーにおいては「高度な専門的知識や技能を身につける」ための専門教育、それを下支えする幅広い教養を身につけるための一般教育、そして「人間性豊かな心、高い意欲を持ち続け、自ら考え、自ら行動する」ための人間教育としてのキャリア教育を基軸とすることを明記している。

また、学位授与に必要な具体的スキルとして、本学独自に定めた「身につけるべき学士力」をカリキュラム上の各科目区分に位置づけるとともに各科目においてもシラバス上に明記し、カリキュラム・ポリシーに明示した「学士力の形成」が有機的にディプロマ・ポリシーに結びつく構成となっている。

2. 学部ごとに定めたディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性

さらに学部・学科・課程・専攻ごとに定めたカリキュラム・ポリシーは以下の通り、ディプロマ・ポリシーに連動し、一貫性をもって構成されている。

[1] こども心理学部

こども心理学部のディプロマ・ポリシーでは「専門的知識と技能を身につけること」、「研究する力を身につけること」、「資格に適う力を身につけること」、「社会に貢献する力を身につけること」の4つの項目を掲げている。これらを実現するために、各専攻・課程のカリキュラム・ポリシーを策定している。

こども心理学部のディプロマ・ポリシーの4つの項目を円滑に達成するための教育課程を「一般教育科目」、「専門教育科目」、「キャリア科目」(通学課程のみ)で体系的に構成し、その教育の内容と方法をカリキュラム・ポリシーに明記している。

それらの教育課程を修めることにより、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーが連続性を持ち、「心理学」(こども心理学科通学課程心理専攻)、「保育・教育学」(こども心理学科通学課程こども保育・教育専攻)、「こども心理学」(こども心理学科通信教育課程)という学位の種類に応じて必要となる専門的知識・技能が身につくように整備されている。

[2] モチベーション行動科学部

モチベーション行動科学部のディプロマ・ポリシーには「個人をみつめる力を身につけること」「他者と関わる力を身につけること」「組織を動かす力を身につけること」の3つの項目を掲げている。これらを実現するために、科目区分ごとにカリキュラム・ポリシーを定めている。

モチベーション行動科学部のディプロマ・ポリシーに掲げる3つの項目を円滑に達成するための教育課程を「一般教育科目」、「専門教育科目」、「キャリア科目」(通学課程のみ)、「演習科目」で体系的に構成し、心理・コミュニケーション、経営、教育という分野ごと

の教育の内容と方法をカリキュラム・ポリシーに明記している。

それらの教育課程を修めることにより、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーが連続性を持ち、「行動科学」（モチベーション行動科学部通学課程及び通信教育課程）の学位に必要な専門的知識・技能が身につくように整備されている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

1. カリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程の編成と実行

大学全体のカリキュラム・ポリシーにおいて「一般教育」「専門教育」を教育課程の基本的な構成としており、通学課程においてはこれに「キャリア教育」とプロジェクト（課程外活動）を加えた編成となっている。

これらの基本的な構成をもとに学部の特性に依じて以下の通り体系的に整理されている。

[1] こども心理学部通学課程

「幅広い教養を身につける」ための「一般教育科目」を設置し、主に初年次を中心に4年間を通じて学士としての基礎的な教養を修得する。

また、同時に専門教育科目として「子ども」に関する基礎的な事項を学ぶ「基礎科目」を初年次に設置している。例えば、心理学のみならず保育学、教育学、社会学などの多様な視点から子どもについて学ぶ「子ども学」、心理学の歴史や諸理論の基礎を学ぶ「心理学概論（こころの形成）」と「心理学概論（こころの理解）」が必修科目となっている。さらに、2年次にかけて各専攻の専門科目の導入として「基幹科目」を設置している。例えば、こども保育・教育専攻では「教育学概論」や「保育原理」、心理専攻では「心理学研究法」や「心理学統計法Ⅰ」や「心理的アセスメント」である【資料3-2-2】。これらは、一般教育科目から専門科目へのスムーズな移行を意図している。と同時に、4年次に「卒業研究・卒業論文」を作成することを可能とさせている。

3年次から4年次にかけては、段階的に高度な専門科目やより実践的な科目を履修することとなるが、カリキュラム・ポリシーに専攻の専門分野以外の専門的知識の修得も意図していることから、心理専攻に「こども保育・教育科目群」を設置している。例えば、心理専攻の学生でも「保育原理」や「教職論」等の保育学及び教育学の専門科目を学ぶことができる。こども保育・教育専攻に「こどもの心理科目群」を設置している。例えば、こども保育・教育専攻の学生でも「発達障害学」や「心理療法基礎」等の心理学の専門科目を学ぶことができる【資料3-2-2】。

さらに初年次からキャリア科目を設置し、責任ある社会人にふさわしい教養と、社会的知識・技能について、4年間を通じて身につけるための科目を置いている【資料3-2-2】。

学生は、初年次からカリキュラム・ポリシーに則った学問を体系的に学び、さらに学びの集大成として「卒業研究・卒業論文」を作成することで自ずとディプロマ・ポリシーに相応しい人物となる。

こうして、各科目区分を4年間のうちに段階的に配置し、融合することにより「社会に貢献できる人材」養成のための体系的な教育課程が構成されている。

なお、公認心理師資格に必要な内容に特化した一部の科目については、卒業要件科目以外の課程外科目として整理している。

[2] こども心理学部通信教育課程

各科目区分の位置づけは通学課程と同様である。異なる点としては専攻を設けていないため、基幹科目については、専門教育科目（展開科目）を履修する前段階として心理・教育の両側面を捉えるために「教育心理学」と「カウンセリング論」を必修としている。

また、カリキュラム・ポリシーにおいて、「子ども心理学の様々な領域における体系的・実践的な知識・技能を学ぶ」としており、展開科目には科目群は設けず、開設するすべての科目の履修が可能となっている。社会人教育の特性上、様々な背景・目的を持つ学生に対して広く科目を設けることで、自身をとりまく心理的・社会的環境について、学修を通じて理解を深めやすいカリキュラムとなっている。

なお、「卒業研究・卒業論文」も通信教育の課程でありながら選択科目として履修することができ、多様な学びに対応している【資料 3-2-3】。

[3]モチベーション行動科学部モチベーション行動科学科通学課程

まず、こども心理学部同様に「幅広い教養を身につける」ための「一般教育科目」を設置し、主に初年次で学士としての基礎的な教養を修得する。

「専門教育科目」は、幅広い領域と広い関心におけるモチベーションの学びを実現するために「心理・コミュニケーション科目群」「経営科目群」「教育科目群」を設置している。その中でも基盤となる「心理・コミュニケーション科目群」においては、他の科目群で各2科目の必修科目を設置しているのに対して、6科目の必修科目を設置して基盤を固めることを意図している。具体的には、心理・コミュニケーション科目群では「心理学概論」「心理学研究法」「心理学統計法Ⅰ」「心理学実験」「モチベーション論Ⅰ」「モチベーション論Ⅱ」の6科目を、経営科目群では「経営学概論」「地域と社会」、教育科目群では「教育学概論」「地域史論」のそれぞれ2科目を必修科目としている【資料 3-2-4】。

「一般教育科目」と「専門教育科目」の履修と並行して、通学課程では、初年次から配置している「キャリア科目」は、知識・技能の修得に併せて、早期に社会に触れる機会を設けるほか、社会人として必要な知識や技能も同時に修得することで「社会に貢献できる人材養成」を強く意識した構成となっている。

また、モチベーション行動科学部の特徴として、初年次から卒業研究にいたるまでの4年間に「演習科目」を必修科目として位置づけている。初年次および2年次には「基礎演習Ⅰ」「基礎演習Ⅱ」「基礎演習Ⅲ」「基礎演習Ⅳ」を設けて心理・コミュニケーション、経営、教育の3領域の研究の在り方を学び、3年次から各分野に分かれて「専門演習Ⅰ」「専門演習Ⅱ」を履修することで「卒業研究」に取り組むうえで求められる専門的知識・技能の習得を目指す【資料 3-2-4】。以上のように継続的に小人数でのゼミを体験することで「個人」「他者」「組織」を意識し、知識・技能の修得と他者とのかかわりの中から豊かな人間性を身につけていく力の融合を促す分野となっている。

なお、心理専攻同様に公認心理師資格に必要な内容と教員免許状取得に特化した内容の一部の科目は卒業要件科目以外の「課程外科目」として整理している。

[4]モチベーション行動科学部モチベーション行動科学科通信教育課程

各科目群の位置づけは通学課程と同様であるが、課程の特性上、実験やフィールドワークを伴う科目の必修化または開設が困難であるため、各科目群における必修科目が通学課程と異なっている。

具体的には、心理・コミュニケーション科目群においては「心理学概論」「心理学研究法」

「心理学統計法」「モチベーション論Ⅰ」「モチベーション論Ⅱ」の5科目、経営科目群では「地域と社会」「経営組織論」の2科目、教育科目群では「教育学概論(モチベーション)」の1科目の構成である【資料3-2-5】。これらはすべて、印刷教材授業又はメディアを高度に利用した授業科目となっている。通信教育課程では様々な背景を持った学生を受け入れているが、アドミッション・ポリシーのとおり、すでに社会人として活躍をしている者が学生の主体となっており、その幅広いニーズに応える必要がある。そのため、モチベーションの学びを実現するための基盤となる最低限の科目を必修とし、それ以外の科目については教育の目的の達成を妨げない範囲で学生が程度自由に科目を組み合わせることができるカリキュラム構成となっている。

2. シラバスの適切な整備

各カリキュラム上に開設した個々の科目については、その科目のテーマ、到達目標、授業計画、評価基準、予習・復習、ICTの活用、アクティブ・ラーニングの導入、実務経験を生かした授業の実施、教員のオフィスアワー等を具体的に学生に対して明らかにしている。また、その科目において修得すべき「学士力」を具体的に示している【資料3-2-6】。

これらの内容が本学のカリキュラム・ポリシーに合致した内容であるか、そして免許・資格取得に必要な科目においては法令上定められた含めるべき内容が含まれているかを、教務委員会および通信学務委員会が専任教員に依頼をして、前年度のうちにシラバスの第三者チェックを行っている。すなわち、専任教員及び非常勤講師が担当する全てのシラバス原案を、専門性の近い専任教員が書式・形式にとどまらず内容に踏み込んで第三者の視点からチェックを行い、必要があれば修正をしたうえで、学内外に公開している【資料3-2-7】。

3. 履修登録単位数の上限の設定

各学部のカリキュラムを4年間にわたって、段階的にかつバランスよく履修していくための道筋として、令和元(2019)年度にカリキュラム・マップとナンバリングを策定し、令和2(2020)年度から本学公式ウェブサイト及びオリエンテーション等で学生に提示している【資料3-2-8】。また、学則第33条、「こども心理学部履修規程」第9条及び「モチベーション行動科学部履修規程」第8条において、適正な履修を進めていけるように通学課程では1学期の履修登録単位数の上限を24単位に定め、通信教育課程においては印刷教材授業を1学期間に8科目、面接授業を1年間に10科目と上限を定めている【資料3-2-9】。

通学課程においては、GPA3.5以上の者については、さらにこども心理学部4単位、モチベーション行動科学部4単位の登録追加の特例を認めている【資料3-2-10】。

加えて資格・免許を取得しようとする意欲ある学生についても、履修登録上限を超えて登録できる特例を設けている。

これらは、「学生便覧・履修の手引き」において根拠規程とともに掲載し、通学課程においては新年度のオリエンテーションの中の教務ガイダンスにおいても教務担当職員から全ての学年の学生に説明して周知を図っている。

4. 単位制度の実質を保つための工夫

本学の学則(通信教育課程においては「東京未来大学通信教育課程に関する規程」)に定める単位に必要な時間には、授業だけではなく、予習・復習などの授業以外の学修時間を含めることが前提となっている。

このことは、新入生全員に配布する「学生便覧・履修の手引き」に明記し、新年度オリエンテーションの中の教務ガイダンスや通信教育課程のWEBオリエンテーションにおいて説明している。また、各科目のシラバスにおいて予習・復習の項目を設けて、それぞれの授業において必要な学習時間や学習方法の記載を義務付けている【資料3-2-6】。

本学で導入活用している学習システム CoLS は、学生への通知機能やディスカッション用の掲示板、資料配布などの機能を持っており、教員は授業に先立って CoLS を活用して課題や予習用資料を掲載したり、授業後のフォローアップ指導を行ったりすることが可能である。これらを通じて学習時間を補強する工夫を行っている。

また、学外実習やフィールドワーク等の通常の講義以外の活動については、学則に定める単位認定に必要な時間数を満たすことを義務付けして全教員に配信する「教員ハンドブック」に掲載しているほか、休講が生じた場合の補講措置についても、教務委員会で管理し単位認定に必要な授業時間数を確保している【資料3-2-11】。

通信教育課程においては「東京未来大学通信教育課程に関する規程」に定める単位に必要な時間には、対面授業だけではなく、予習・復習などの対面授業以外の学修時間を含めることが前提となっている。

このことは新入生全員に配布する「学生便覧・履修の手引き」に明記し、通信教育課程のWEBオリエンテーションやCAによる個別指導において説明している【資料3-2-12】。

3-2-④ 教養教育の実施

本学において、平成30(2018)年度まで教務委員会の中に教養教育運営委員会をワーキンググループとして設置し、一般教育全般について、その在り方や運営について検討し、平成31(2019)年2月に教務委員会に報告書を提出し、その位置づけを明確にしたところである。内容は以下のとおりである【資料3-2-13】。

1. 一般教育科目の位置づけ

現行の東京未来大学のカリキュラム・ポリシーは、「高度な専門的知識や技能を身につけるための専門教育、幅広い教養を修得するための一般教育だけでなく、キャリア教育と行事などを融合した本学独自の人間教育を基軸としたカリキュラムを編成する。」とされており、「幅広い教養を修得する」ことが一般教育の役割であり、最終的にはこれらを「融合」して本学のカリキュラムを構成することが謳われている。

こうしたことから、本学の一般教育を以下のとおり位置づけている。

- 幅広い教養を修得すること。
- 専門教育を展開するのに必要な知識や技能を身につけること。
- 上述の事項は、一般教育科目のほとんどが1年次及び2年次に配当されていることから、全体のカリキュラム構成から見て、「樹木の根」に相当する部分である。
- 今後は、専門教育と融合してその「樹幹部」を形成するに足る一般教育科目を3年次及び4年次に開講し、初年次から卒業に至るまで深い教養を修得する機会を設ける。

2. 一般教育科目の構成

本学の一般教育は「教養科目群」「スポーツ科目群」「情報処理科目群」「外国語科目群」、

通学課程においてはこれに加えて「憲法」の各分野から構成されており、「教養科目群」はさらに「自然科学」「人文」「社会」に区分されている。これらは本学が考える「幅広い教養」を表現している部分であり、ほぼ「一般教育」は網羅していると考えられる。

[1]教養科目群

①教養科目群は、先に述べた通り「自然科学」「人文」「社会」に区分されており、それぞれの区分は相互に独立した学問から成っており、いずれかの学期に集中しないよう、学生の履修機会を確保する観点から開講時期のバランスを考慮して配置している。

②モチベーション行動科学部の通学課程においては、「歴史学」、「社会学」、「政治学」、「経済学」、「法律学」は、専門科目の「教育分野」と「経営分野」の履修につながる科目であることから、モチベーション行動科学部クラスを設置して、専門教育への連携を意識した授業を展開している。また、これらの科目は教員免許状（中高）取得のための科目としての性格も有している。なお、「歴史学」については、履修登録単位数の上限の関係から、2年次開講とせざるを得ない状況である。

③各学部における心理系科目につながる科目として「脳科学」を設置しているのは本学の特徴である【資料3-2-2】。

[2]スポーツ科目群

①通学課程

ア.まずは1年次の「体育実技A」「体育実技B」において、一般的な健康づくりのための運動処方やさまざまなスポーツ種目に触れることで、各種目のルールや練習方法を身につけるほか、教育現場でも行われる各種の測定法を学ぶ。特にこども保育・教育専攻クラスの授業においては幼児体育にも触れることで専門科目の「子ども体育」への橋渡しをする。また、学生の運動量を確保することも一つの目的でもある。

イ.2年次において「体育理論」で「体育実技」での内容に科学的な検証を加えていく。併せてこれらの知識・技術を自分の健康維持だけではなく、一般社会や教育の現場で生かしていくことのできるよう「レクリエーション論」と「レクリエーション援助技術」を配置している【資料3-2-2】。

②通信教育課程

通信教育課程においてはすべて選択必修科目となっているが、教員免許状の取得にあたって、「体育実技A」または「体育実技B」の単位を修得することを必須としており、教育現場で活かせる実践の機会を確実に経験できるようになっている【資料3-2-3】。

[3]情報処理科目群

①通信・通学共に両学部1年次必修科目として、「情報科学概論」及び「情報処理基礎Ⅰ（機器操作を含む）」、1年次選択科目として、「情報処理基礎Ⅱ」（通学課程）、「情報処理基礎Ⅱ（機器操作を含む）」（通信教育課程）、を開講し、情報倫理を含めた情報リテラシーの基礎の習得を目指している。

②情報処理・活用能力を高めるため、通学のみ開講であるが2年次選択科目として、アルゴリズムとプログラミング言語の習得を目指した「情報処理応用A」、web管理や利用、データベースの利用、ICT機器利用習得を目指した「情報処理応用B」、ワープロソフト等の応用機能及びそれらを駆使した文書作成の習得を目指した「ワープロ総合演習」を各学生のニーズにより、情報リテラシーの更なる向上のため、それぞれを開講している

【資料 3-2-2】。

[4]外国語科目群

- ①学士課程として必要な英語力を養成するために1年次に「英語Ⅰ」「英語コミュニケーションⅠ」「リスニング」を必修科目として配置している。
- ②1年次の必修科目の履修を経て、さらに高いレベルの英語力を習得するために2年次に「英語Ⅱ」「英語コミュニケーションⅡ」を開設している。しかしながら、学生の中にはより高い英語力を習得しており、さらなる高次の内容を学びたいとするニーズもあることから、通学課程においては併せて「アカデミック・リーディング」と「アカデミック・リーディング&ライティング」を開設し、習熟度に合わせた科目を開設している。
- ③学生の中には英語だけではなくさまざまな言語を学びたいというニーズも当然あることからアジア圏の言語である「中国語」を全学共通で開設している。通学課程ではこれに加え、「韓国語」と欧州圏の言語である「フランス語」「ドイツ語」を2年次に設置している。
- ④心理専攻では、課程外科目として「心理学英書講読A」と「心理学英書講読B」を開設し、心理学の文献の原著にあたる機会を設けている。
- ⑤本学の外国語科目群は「英語」がベースであり、1年次の必修科目の履修から、2年次以降の学生の習熟度やニーズに合わせた履修を展開できるよう科目を配置している【資料 3-2-2】。

一般教育の運営については、平成30(2018)年度までの教養教育運営委員会からの教務委員会への報告書をもって、その構成と位置づけを明確にし、令和元(2019)年度からは、教務委員会の審議事項に位置づけているが、専門の組織の設置についても検討中である。

なお、一般教育の実施について、100名を超える受講者の問題が指摘されており、これまで複数クラスへの分割を順次実施してきたが、平成30(2018)年度秋学期から100名を超える教養科目にSA(スチューデント・アシスタント)を配置した。令和2(2020)年度からSA配置の対象となる科目を拡大して恒常的な制度として定着をしている。

エビデンス集 資料編 教養教育に関わる資料【資料 3-2-14】～【資料 3-2-16】

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

授業内容・方法の工夫、改善を進める組織体として教育改善向上委員会を設置し、本委員会によって毎年、学期毎に1.学生による授業評価アンケートの実施、2.FD(教育改善向上)研修会の開催、3.相互授業参観の実施が行われている(令和2(2020)年度、令和3(2021)年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から相互授業参観は一時停止中である)。また、4.「教育改善向上(FD)活動年報」(活動報告書)、「教育改善向上(FD)年報」(FD紀要)、「全学FDハンドブック」が作成されている。なお、教育改善向上委員会の委員は7名の教員及びEM部長から構成されており、委員長以外に各部会に部会長を置いて、授業参観・評価中部会(授業参観の計画・実施・評価部会及び授業評価アンケート部会を含む)、FD研修・他連携中部会(FD研修部会【FD年報の編集・出版を含む】、通信教育課程及び他委員会・センターとの連携部会を含む)を中心に活動を行なっている【資料 3-2-17】。また2021年度より学外への公開を前提とし、最新の内容とするためFDハンドブックを再編集するため、委員長及び三名の教員(他の部会と兼任)うち一名を部会長とし、FDハンドブ

ック特別部会も設置している。

1. 学生による授業アンケートの実施

学生による授業評価アンケートについては、全教員（非常勤講師を含む）を対象とし、開講されている全科目において実施している。ただし、卒業論文や演習（ゼミナール）、実習指導などの科目については、教員の裁量にゆだねている。アンケートの項目は、「学生の意欲」「教員の意欲」「授業準備・内容」「授業方法」の観点をそれぞれ含み、通学課程の場合は全21の質問項目、通信課程の場合はテキスト科目で8の質問項目、スクーリング科目（対面）では13の質問項目、スクーリング科目（メディア）では14の質問項目、テキストスクーリング科目では16の質問項目（2021年度）からなる。教員は学生からの評価を受け、改善点などをコメントにてCoLS及び図書館で公開しなければならない。

2. FD(教育改善向上)研修会の開催

FD(教育改善向上)研修会は、全専任教員が参加（非常勤講師は任意参加）する全学教職員連絡会議(以下「全体会議」という。)で原則実施される。令和3(2021)年度は、授業の工夫点（遠隔授業やハイブリット授業の工夫）の実践例や学長や学部長による三ポリシーの解説も実施している。

3. 授業相互参観の実施

授業相互参観については、教員の授業力向上を目指して、専任教員、非常勤講師ともに通学だけでなく通信の授業も含めて実施している。ただし、令和2(2020)年度より現在に至るまで新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、授業相互参観の設定は一時停止している。

4. FD活動の周知と支援

令和3(2021)年度も「教育改善向上(FD)活動年報」(活動報告書)、「教育改善向上(FD)年報」(FD紀要)、「全学FDハンドブック」を作成し、関係者へ配付した。【資料3-2-18】【資料3-2-19】。

また、令和2(2020)年度に引き続き令和3(2021)年度も新型コロナウイルス感染症対策として遠隔授業を実施したため、教育改善向上委員会による学生による授業評価アンケートとは別に、教務委員会による「遠隔授業に関するアンケート」を実施した。本アンケートでは、遠隔授業の形態（プレゼンテーション資料による音声解説の有無やWEB会議システムを利用したリアルタイム動画またはリアルタイム授業等）や使用したアプリケーション・ツール等の実態、遠隔授業実施における問題点と対策、実施における工夫等を回答した。のちに共有されたアンケート結果を元に、よりよい遠隔授業に向けて、改善等を考える機会とした。

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

令和元(2019)年度までの3年間に、モチベーション行動科学部でのカリキュラム改正、モチベーション行動科学部通学課程及びこども心理学部こども心理学科通学課程、こども保育・教育専攻における教職課程再課程認定、児童福祉法の改正にともなう保育士養成カリキュラムの改正、及び心理専攻での公認心理師資格要件科目の設置など、すべての学部・学科においてカリキュラムの改正を行った。これらの内容とカリキュラム・ポリシーとの関係を確認しつつ、カリキュラム・マップ、ナンバリングにより、教育体系の編成を

再確認する。

さらに個々の授業科目において、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を保持するための「身につけるべき学士力」を授業科目に位置づけることとして各シラバスに記載し、併せてアクティブ・ラーニング、ICT の活用に係る記載を具体化することで、カリキュラムの最も身近な情報であるシラバスの充実を図る。

また、教養教育については、一般教育科目全般においてその位置づけを再確認するとともに、授業運営に際して、SA 配置の充実などの支援を行うこととしている。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では、学長を委員長とする自己点検・評価・改善委員会が責任主体となり、以下に示す 1～5 の指標によって、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価が行われている。1、2 は教務係、3 は各学部、キャリアセンターが集計を行い、4 はキャリアセンター、5 は IR センターが実施主体となっている。これら情報を自己点検・評価・改善委員会に集約して点検評価を行い、結果は「学修成果点検・評価報告」として学長、及び大学戦略会議に報告されたのち、全学教授会、学部教授会を通じて全教職員で共有されるとともに、本学公式ウェブサイトで公開している【資料 3-1-1】。

1. 進級率と標準年限卒業率

学位の授与に向けたカリキュラムを体系的に理解したうえで科目を履修し、4 年間の履修プロセスが計画的に進められているか、また個々の授業科目のシラバスに記載された目的を理解した科目選択が行われているか、さらに、これらに基づいて、確実に学修と単位修得が行われたかの指標である。

こども心理学部こども心理学科心理専攻通学課程の 3 年次進級率は、過去 6 年（2014～2019 年）度入学者累計で 86.3%、標準年限卒業率は過去 4 年（2014～2017 年）度入学者累計で 72.2%である。また、同学科こども保育・教育専攻通学課程の 3 年次進級率は、過去 6 年（2014～2019 年）度入学者累計で 92.7%、標準年限卒業率は過去 4 年（2014～2017 年）度入学者累計で 87.5%である。さらに、モチベーション行動科学部モチベーション行動科学科通学課程の 3 年次進級率は、過去 6 年（2014～2019 年）度入学者累計で 82.3%、標準年限卒業率は過去 4 年（2014～2017 年）度入学者累計で 66.1%であった。【資料 3-3-1】。

こども心理学部通信教育課程(1 年次入学)のこども心理学部(1 年次入学)の過去 6 年（2014～2019 年）度入学者累計での 3 年次進級率は、54.6%、4 年次進級率は過去 5 年（2014～2018 年）度入学者累計で 45.9%、標準年限卒業率は過去 4 年（2014～2018 年）度入学者累計で 35.9%であった。3 年次編入学生については、標準年限卒業率は過去 6 年（2014～2019 年）

度入学者累計で 33.1%であった。さらに、モチベーション行動科学部(1年次入学)の過去6年(2014~2019年)度入学者累計での3年次進級率は49.2%、4年次進級率は過去5年(2014~2018)度入学者累計で35.4%、標準年限卒業率は過去4年(2014~2017年)度入学者累計で30.4%であった。3年次編入者については、標準年限卒業率は過去6年(2014~2019年)度入学者累計で63.9%であった。両課程の標準年限卒業率は、他大学と比較して高い値である【資料3-3-1】。

2. 学科・専攻別の GPA 分布

R3 学修成果点検・評価報告書	R3 自己点評価書
<p>2014~2015年度 GPA 分布を見ると、成績評価 80 点以上、すなわち GPA3.0 以上の割合は、両学部ともに6~9割を占め偏った GPA 分布となっていた。2016年度からは90点以上を S 評価とするよう評価方法を変更し、これに伴い GPA 算出方法も変更した。その結果、GPA3.0 以上は2017年度入学者で、こども心理学部こども心理学科心理専攻が25.9%、同こども保育・教育専攻が38.0%、モチベーション行動科学部モチベーション行動科学科が24.6%となり、GPA 分布が右方向に偏っていたものが改善された。しかし、モチベーション行動科学部モチベーション行動科学科の GPA ピークが2016年度~2017年度入学者で2.01-2.50 の間にあり更なる改善が望まれる。</p>	<p>GPA 分布は、ディプロマ・ポリシーに掲げている「高度な専門的知識・技能」修得状況の指標である。GPA については、通学課程並びに通信教育課程ともに、平成28(2016)年度より評価算出方法が変更になった。すなわち、平成27(2015)年までは評価点80点以上を A 評価としていたが、平成28(2016)年度より評価点90点以上を S 評価とするよう、評価方法を変更した。これに伴い GPA 算出方法も変更されたことで、平成28(2016)年度前後で GPA の分布が大きく異なる。ここでは従来の方で算出した過去2年(平成26(2014)~平成27(2015)年)度について注目する。</p> <p>過去2年度の GPA 分布のピークは、こども心理学部こども心理学科心理専攻通学課程、同心理学科こども保育・教育専攻通学課程、モチベーション行動科学部モチベーション行動科学科通学課程ともに、3.51~4.00 であり、いずれも「高度な専門的知識・技能」の修得は良好である。</p>

こども心理学部通信教育課程では、3年次編入学で一般教育科目を開設しているが4科目のみであり、モチベーション行動科学部では開設していない(出身校から一括認定)。したがって、ここでは専門科目のみを対象とした結果を報告する。また、通学課程と同様に平成28(2016)年度より評定算出方法が変更になったことに伴い平成28(2016)年度入学者前後で GPA の分布が大きく異なっている。

過去2年(2014~2015年)度の GPA 分布を見ると、成績評価 80 点以上、すなわち GPA3.0 以上の割合は、こども心理学部では1年次入学者が平均81.4%、3年次編入者が平均92.5%であった。モチベーション行動科学部では GPA3.0 以上の割合は1年次入学者が平均87.5%、3年次編入者が平均90.0%であった。平成28(2016)年度から評定算出方法を変更したため、平成29(2017)年度入学者の GPA 分布を見ると、両学部共に GPA の構成比率のピ

ークは、3.51～4.00であったものが3.01～3.50へ移行している。GPA分布は右方向により過ぎていたものが改善されていることがわかる。

いずれも最も高い範囲にピークがあり、両学部ともに「高度な専門的知識・技能」の修得は良好であるといえる。【資料3-3-2】。

なお、本学のGPAは、成績評価90～100点が4.00、80～89点3.00、70～79点2.00、60～69点1.00、59点以下は0.00としている。

3. 各種の免許、資格及び検定等の取得状況

免許、資格及び検定等の取得状況は、ディプロマ・ポリシーに掲げられた「高度な専門的知識・技能」を修得したことの指標となるだけではなく、取得しようとする姿勢自体が「高い意欲を持ち続け、自ら考え、自ら行動する」ことの表れである。

<指標となる免許・資格>

①こども心理学部こども心理学科心理専攻通学課程

認定心理士、こども心理アドバイザー、こどもサポーター、レクリエーション・インストラクターの資格を取得することができる。過去5年(2013～2017年)度入学者累計での取得状況は、認定心理士が64.4%、こども心理アドバイザーが14.6%、こどもサポーターが21.5%、レクリエーション・インストラクターは、1.0%である。

②こども心理学部こども心理学科こども保育・教育専攻通学課程

保育士資格、幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状、認定ベビーシッター、レクリエーション・インストラクターを取得することができる。過去5年(2013～2017)度入学者累計での取得状況は、保育士資格、幼稚園教諭免許のいずれか、あるいは両方の取得が89.9%、小学校教諭一種免許状10.6%、認定ベビーシッターが22.7%、レクリエーション・インストラクターは、1.2%であった。更に、令和2(2020)年度より准学校心理士の資格取得が始まり、初年度の取得率は10.1%である。

③モチベーション行動科学部モチベーション行動科学科通学課程

公認モチベーション・マネジャー(Basic)、社会調査士、認定心理士、中学校教諭一種免許状(社会)、高等学校教諭一種免許状(公民)、レクリエーション・インストラクターを取得することができる。過去5年(2013～2017)度入学者累計での取得状況は、公認モチベーション・マネジャーが43.1%、社会調査士16.8%、認定心理士11.4%、中学校教諭一種免許状(社会)4.5%、高等学校教諭一種免許状(公民)4.0%、レクリエーション・インストラクターは、4.9%である。【資料3-3-3】

④こども心理学部通信教育課程(1年次入学)

過去5(2013～2017)年度入学者累計での取得状況は、幼稚園教諭一種免許状23.4%、小学校教諭一種免許状48.6%、両方の取得は18.7%であった。また、認定心理士は31.3%、レクリエーション・インストラクターは1.7%である。

⑤こども心理学部通信教育課程(3年次編入学)

過去5(2013～2017)年度入学者累計での取得状況は、幼稚園教諭一種免許状25.8%、小学校教諭一種免許状73.1%、認定心理士は23.6%である。

⑥モチベーション行動科学部通信教育課程(1年次入学)の過去5(2013～2017)年度入学者累計での取得状況は、認定心理士54.5%、公認モチベーション・マネジャー(Basic)29.5%、レクリエーション・インストラクター2.3%である。

⑦モチベーション行動科学部通信教育課程(3年次編入学)の過去5(2013~2017)年度入学者累計での取得状況は、認定心理士62.6%、公認モチベーション・マネジャー(Basic)44.0%である【資料3-3-3】。

⑧全学

全学の学生に心理学検定の受検を推奨しており、令和3(2021)年度の本学団体申し込み者数は93人(内結果開示者数は79人、内受検者数68人、未受検者11人)、級取得者は40人(特1級3人、1級6人、2級31人)となり、前回の令和元年度の実績を大きく上回った【資料3-3-4】。

4. 就職状況、就職先アンケート調査、及び卒業生インタビュー

就職状況、就職後の活動状況は、ディプロマ・ポリシーに掲げる「社会に貢献しうる人材」育成の指標である。令和3(2021)年度の本学の就職率は93.4%(分母は卒業生数)である。学部専攻別では、モチベーション行動科学部が92.9%、こども・保育教育専攻が93.1%、心理専攻が94.2%という結果になった【資料3-3-5】。

令和元(2019)年度より、本学卒業生の「身につけるべき学士力」の修得状況について、就職先に依頼しアンケート調査を行っているが、令和3(2021)年度に保育園・幼稚園・福祉施設と一般企業先への平仄を揃えたアンケートを作成し、一般企業先へのアンケートのみを先行して年度末に実施した【資料3-3-6】。幼稚園・保育園・福祉施設向けアンケートは、別の基準で「福祉保育職調査」を令和3(2021)年度に実施済み【資料3-3-7】のため、一般企業向けと平仄を揃えたアンケートは令和4(2022)年度から実施する。

5. 身につけるべき学士力調査

ディプロマ・ポリシーを踏まえ、本学が独自に定めた「身につけるべき学士力」の到達度の指標であり、自己評定により実施している【資料3-3-8】。

身につけるべき学士力調査は専攻、学科別でかつ、汎用的スキルと専門的スキルに分けてアンケートを分析したものである。汎用的スキルは「良心」「法規範」「社会のルールを守る」ではモチベーション行動科学部の卒業生は得点が低い結果となった。また、全般的に他者との関係性に関わる項目では得点が高い傾向がみられるが、知識や情報分析に関わる項目は得点が低い傾向が認められた。データサイエンスの学びという観点からは今後の検討課題といえる。専門的スキルでは心理専攻では他者の理解等に係る項目は得点が高いものの、データ活用は低く、カリキュラムの効果を考える必要がある。保育・教育専攻では、計画や運営といった現場に直結する内容においては得点が低い傾向が認められた。実態と評価とのずれがある可能性があり、注視する必要がある。モチベーション行動科学部は、自己や他者の理解に関わる内容では得点が高めであったが、社会や地域の理解や関わりに関する内容では得点が低い傾向にあった。これも同様にカリキュラムがどの程度有効か考えてゆく必要がある。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学修成果の点検・評価結果は、「学修成果点検・評価報告」として、自己点検・評価・改

善委員会から学長、及び大学戦略会議に報告されたのち、全学教授会、学部教授会を通じて全教職員、及び各種委員会にフィードバックされる【資料 3-3-9】。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

令和元(2019)年度に、3-3-①に示す学修成果を測定するための具体的な施策や測定項目を整理し、学修成果の点検・評価体制を整備した。更に、令和 3(2021)年度より「教育の目的」「三つのポリシー」「教育課程」について毎年度アンケート調査を行いその適切性の検証をすることとした。また、これまで実施してきた就職先アンケートは、アンケート先数やその方法についてさらに改良すべき点があったため、学修成果測定尺度項目を増やし、より精度を高めた就職先アンケートと卒業後のアンケートを令和 4(2022)年度より実施する。

【基準 3 の自己評価】

全般的に、大学の教育目的を維持しつつ、近年の様々な法改正等に対応してカリキュラム改正を行ってきた。そのため全学的に従来のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの趣旨を維持しつつも細部において調整を加えながら、新たな教育課程との一貫性の再確認を行っているところである。

基準 3-1、3-2 にある内容については、ほぼ策定を終え、その運用も厳格にすすめてきているところである。基準 3-3 に係る点検・評価については、評価指標の選定、実施体制の整備を終えたところである。評価結果に基づき教育内容等を改善するためのフィードバック・ループは、形成途上ではあるが、全学的な体制の整備については着実に地歩を固めつつある。PDCA サイクルの構築に向けて、今後も遅滞なく歩を進めていく。

以上から基準 3 については、満たしていると自己評価する。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

●学長が本学の最高責任者として、教育及び運営管理上の重要事項に関して本学の意思を決定すると学則第 6 条第 2 項および組織規程第 3 条に明確に位置づけている【資料 4-1-1】。

●学長が適切にリーダーシップを発揮することができるよう、副学長・学部長等を配置して学長を補佐する体制が整備されている。

●学長の意思決定に資する客観的データを提供するため、IR センターを設置し、データの収集・分析に努めている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

●本学では、使命・目的の達成のため、大学戦略会議・全学教授会・学部教授会・各種委員会等の教学マネジメント組織を編成しており、次の通りその意思決定の権限と責任は明確となっている。

1. 大学戦略会議

「東京未来大学戦略会議規程」に基づき【資料 4-1-2】、大学の運営全般に係る重要事項について、教学、経営双方の視点から協議する機関として設置されている。構成員、会議の任務は規程に明記されており、会議の権限と責任の範囲は明確である。

2. 全学教授会

本学の教育及び運営管理上の重要事項に関する学長の諮問機関である。学長が教育研究に関する重要事項について決定を行うにあたって意見を述べるものとして、組織上の位置づけ及び役割を明確化している。学長、副学長、学部長、全学の教授、及び EM 局長をもって構成され、原則として月 1 回定例で開催される。全学教授会の招集は、本学の最高責任者として学長がこれを行い、議長となる。全学教授会に諮問を必要とする教育研究に関する重要事項は、「東京未来大学全学教授会規程」に定め周知しており、その権限と責任の範囲は明確である【資料 4-1-3】。

3. 学部教授会

全学教授会から委任された当該学部の教育研究に関する重要事項について審議し、学長に意見を述べる諮問機関である。全学教授会規程第 5 条に明記されている全学教授会審議事項の中で、審議の上、学部教授会に委任された事項について審議することが、東京未来

大学学部教授会規程第4条に明記されている。学部長、当該学部専任教員をもって構成し、招集は学部長が行い、議長となる【資料 4-1-4】。

4. 各種委員会

大学運営に関する各種審議を行う機関として委員会を設置し、それぞれの規程に基づき運営している【資料 4-1-3】。

- 1) 人事委員会 2) 自己点検・評価・改善委員会 3) 教育改善向上委員会 4) 教務委員会
5) 通信学務委員会 6) 全学入試委員会 7) 学生生活委員会 8) 紀要委員会 9) 研究推進委員会
10) 研究倫理・不正防止委員会 11) 褒賞懲戒委員会 12) コンプライアンス委員会
13) 防災委員会

上記1~4に示した組織は、一部の委員会を除きすべて毎月定期的に行われ、学則に定められた事項を審議している。すべての組織で会議終了後直ちに議事録が作成され、構成員による確認を経て内容が確定される。また、副学長は組織規程第7条に「学長を補佐する」とその役割を明確に定めている。

●これらの組織はすべて学長の統括下であり【資料 4-1-5】、実際にも上記諸組織を通じて学長の意思は大学運営に反映されている。特に重要な委員会については、学長が委員長としてこれを統括しており、その他にも学長が常時陪席または必要に応じ陪席し、大学運営上適切なリーダーシップを発揮している。

●本学の使命・目的に沿った意思決定および学長のリーダーシップ、教学マネジメントについて、関連法規に則って定められた学則等により適切に整備されており、また実質的に学長業務を補佐する体制・組織が機能している。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

●EM局を設置し、EM局長を中心に職員が教員と共に教学マネジメントの要所を担っている【資料 4-1-6】。

EM局にはEM部と通信教育部を置き、以下の係にて管理運営業務を担っている。

(1) EM部

- ①庶務係 ②人事係 ③自己点検・評価・改善係 ④広報係 ⑤地域連携係
⑥経理・財務係 ⑦教務係 ⑧学生係 ⑨入試係 ⑩就職係 ⑪実習係

(2) 通信教育部

- ①教務係 ②実習係 ③入試・広報係 ④Eラーニング係 ⑤教員免許更新講習係
【資料 4-1-5】

●EM局には学生係にCAを配置し、学生の学修及び課外活動分野について支援している。

●CA及び事務職員は経営事項のみならず、教学組織に関わる会議にも陪席して意見を述べ、各組織に所属する教員と協働して教学事項に関する業務も実行している【資料 4-1-7】。

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

●開学当初より、教職協働や一体化、学生第一を掲げて教学マネジメント体制を構築してきた。

●今後も、複雑化・増大化する業務負担の軽減や分散が求められるため、不断の点検・整備を実施していくとともに、適正な人員数の配置についても検討を進めていく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

●大学設置基準第 13 条及び大学通信教育設置基準第 9 条第 2 項に定める専任教員数・教授数を確保し、各学部に適切に配置している【資料 4-2-1】。

●「東京未来大学教員の採用及び昇任に関する規程」及び「東京未来大学教員の採用及び昇任に関する規程の施行細則」により、専任教員の採用・昇任・業績等の基準を定め、適切に運用している。昇任については、毎年末に各学部長が准教授・専任講師を対象に昇任基準を公開し、希望者から昇任申請を受け付ける。基準に照らして学部長より請求のあった昇任候補者については、人事委員会で審査・確認し、学長を経て理事長に昇任を請求している【資料 4-2-2】。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

以下の通り FD 活動を行っている。

●原則月 1 回の FD 委員会を開催し、組織的な実施と見直しを行っている【資料 4-2-3】。

●授業評価アンケートや授業参観（今年度はコロナ対策のため実施していない）により、教員自らが学生の評価や他教員の授業の工夫を知り、授業改善機会を提供している。また授業評価アンケートにて良好な評価であった教員を対象にベストティーチャー賞を選出している【資料 4-2-4】。

●年に 2 回以上他の委員会やセンターと連携を図りながら FD 研修を実施し、昨今の教育方法や内容の改善に有益な研修を提供している【資料 4-2-5】。

●FD ハンドブックを作成・提供し、教員の授業の工夫の参考となる情報を提供している【資料 4-2-6】。

エビデンス集 資料編

・ 教員評価などの実施状況及び結果の活用状況を示す資料【資料 4-2-7】

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

●全体会議や各種研修を通して、東京未来大学の定める理念体系（ミッション・ビジョン、教育理念、教育目的、三つのポリシー、求める教員像等）の更なる浸透を図るとともに、AI・数理・データサイエンスといった時代の変化やニーズに対応できるよう、教員の資質・能力の向上機会の確保に努めていく。

●上記を促進していくために、部署・委員会・センター等を横断連携した研修の企画・実施を検討していく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

●東京未来大学職員研修規程を定め、学内学外・個別全体を問わず職員の資質能力向上に資する研修会や勉強会を組織的に実施している【資料 4-3-1】。

●大学の母体である三幸学園が主催する階層別の職員研修や、入職 3 年目以上が対象となる外部研修も案内し、業務能力研鑽の機会を設けている【資料 4-3-2】。

●教員における SD 研修に関しても、毎年 3 月・9 月に実施している全体会議の機会を活用し、FD 研修と併せて実施している【資料 4-3-3】。

●東京未来大学職員人材育成方針を定め、自己啓発の個人目標の設定をするとともに、全体研修のほかに学内外の研修・勉強会を年 1 回以上の参加・実施することを掲げている【資料 4-3-4】。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

●自主的に SD に取り組めるよう大学が支援することで、本人の自己啓発の高揚を目指す。特に学生支援に携わる CA に求められる能力は幅広く、コミュニケーション能力をはじめ、コーチングスキルや、課題発見力、業務遂行能力、主体性といったコンピテンシーを兼ね備えている必要があるため、今後は CA の研修制度も拡充していく必要がある。

●職員へは、学生支援を通じて大学運営に役立つ資格（キャリアコンサルタント国家資格など）の取得や、専門知識を修得するための学会や専門研究会への参加などを可能にする支援体制づくりを検討していく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

- 研究時間確保のために、専任教員の年間コマ数は12コマを基準とし、学部および専攻・学科で、この水準を遵守するために毎年調整を行っている。
- 施設設備の研究環境を整えるために、専任教員は一人1部屋の研究室を保有し、パソコン、プリンター、机、本棚などの基本的な設備も整えている。また、各棟に複数の複写機や輪転機は教職員が授業や研究のために自由に使用できるようになっている【資料4-4-1】。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

●本学においては、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)に基づき、「東京未来大学研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」(平成27年12月16日制定(以下「規程」という。))を定めている【資料4-4-2】。

●同規程第3条第3項の規定により、東京未来大学において研究データを保存・開示するために、研究データの内容や、保存方法、保存期間、開示方法等に関し必要な事項について「東京未来大学における研究データの保存等に関する指針」(平成30年9月1日制定)を定めて研究倫理規則のより厳格な運用を実施している【資料4-4-3】。それにより、研究データの保存等の適正な取り扱いを明確にした。さらに、文部科学省や日本学術振興会より毎年度実施される、学内の研究倫理チェック体制や、経理不正チェック体制に関する履行情況調査等に対して客観的かつ適切に回答できる体制も整っている。

●学内における研究倫理に関する規則の厳正な運用としては、具体的には以下の4点が挙げられる。

1. 教職員のコンプライアンス意識のより一層の向上のため、効率的で実効性のある推進研修を実施している。具体的には、e-learningによる研究倫理・不正防止コンプライアンス研修を毎年度実施し、令和3(2021)年度は7月に完了した【資料4-4-4】。さらに、オンデマンド研修を令和4(2021)年1月に完了した【資料4-4-5】。

2. 科学研究費の中間モニタリング及び期末モニタリングを実施し、その方法を検証している。モニタリングは科学研究費交付対象研究者の10%以上を無作為に抽出する形で毎年度実施している。

3. 研究倫理・不正防止委員会が、研究倫理審査の適正な業務運営を実施している。令和3(2021)年度は37件の倫理審査申請の受け付け審査を行った。審査結果は、いずれも付帯意見なく承認であった。承認件数は前年度比11件増加した【資料4-4-6】。

4. 卒業論文の研究倫理・不正防止に関して、3年次演習・卒業論文担当教員が学生に指導するよう徹底しており、ゼミ担当教員による学生への研究倫理・不正防止に関わる指導を、毎年度実施しており、令和3(2021)年度は春学期中に全てのゼミにおいて実施した【資料4-4-7】。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

●専任教員は「東京未来大学個人研究費規定」及び「東京未来大学個人研究費に関する細則」に基づき、個人研究費として一人当たり年間45万円が交付されている【資料4-4-8】。

●さらなる学術研究の発展を支援するために「東京未来大学特別研究助成金に関する規定」

に基づき、専任教員を対象に、毎年特別研究助成金が配分されている。特別研究助成金が適正に配分されるように、助成金を希望する専任教員は、研究推進委員会に申請し、委員会が取りまとめた申請書を、学長及び学部長に提出し、大学戦略会議の議を経て学長が助成金額を決定している。また、特別研究助成金を受けた専任教員は、年度末に研究推進委員会に報告書の提出を義務づけている。報告書は学内共有フォルダに格納され、教職員が自由に閲覧できる。申請額が 50 万円以上の研究については、別途、特別研究助成金対象研究の成果報告会を実施し口頭での報告を義務づけている【資料 4-4-9】。

●さらに、教育・研究能力を高めることを目的として、専任教員を対象に「専任教員長期研究研鑽制度」も導入している【資料 4-4-10】。

●研究推進のための人的支援については、「東京未来大学公的研究費の管理・監査ガイドラインに係る規定」及び「東京未来大学公的研究費に係る事務等取扱要領」に基づき、資料整理及び研究補助等の要因要員として、研究支援者を雇用することができる【資料 4-4-11】。

●外部資金獲得のために、研究推進の担当事務から専任教員へ日本学術振興会の情報や財団からの研究助成金の募集などの情報をメールで周知している。研究推進委員会が毎年開催する研究推進研修会においては、特に科研費の申請件数及び採択件数の向上を目的とした内容となっている。その他にも上述した特別研究助成金の 50 万円以上の申請については、科研費申請を条件とし、申請様式も科研費申請様式に合わせて整備している。また、委員会が年 2 回発行している「研究推進ニュースレター」には、学内の科研申請数や採択教員の研究内容、科研費以外の外部資金での研究内容などを掲載し、本学の外部資金獲得に向けた積極的な姿勢を全学に共有している【資料 4-4-12】。

エビデンス集 資料編

- ・ 研究環境に関する教員及び学生満足度調査の結果を示す資料【資料 4-4-13】

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

●専任教員は一人 1 部屋の研究室を有しているものの、講義棟 A の研修室は、建物老朽化が懸念されるため本館に研究室を 4 部屋増設した。

●保育・教育専攻所属の教員は学生の幼稚園・保育園での実習をするため実習先への巡回をする必要がある。教員の負担も考慮し、実習巡回に特化した教員を 1 名採用することを決定している。

【基準 4 の自己評価】

「基準項目 4 を満たしている。」

●本学の最高責任者である学長、学長を補佐する副学長・学部長、IR センター、大学戦略会議、全学教授会・学部教授会、EM 局等、学長が適切なリーダーシップを発揮できるように教学マネジメント体制が整備・配置され、権限の分散化と責任の明確化が図れている。

(基準 4-1)

●学内諸規則に基づき、教育目的及び教育課程に即した教職員の確保と配置が適切に行われている。また、教職員に求める資質と能力を「求める教員像」「求める職員像」に定め、FD 研修と SD 研修の組織的な実施と見直しにより、教育内容と方法の改善・開発、教職員の資質・能力向上に努めている。(基準 4-2～4-3)

●個人研究室・備品等の物的支援、研究倫理に関する諸規則の整備と運営、特別研究助成金制度による研究活動への資源配分、科学研究費助成事業をはじめとする外部資金獲得に向けた研修や申請励行、研究推進ニュースレターの発行等により、研究環境の整備と活性化に取り組んでいる。(基準 4-4)

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

- 「学校法人三幸学園寄附行為」に基づき設置する学校の経営を行っている【資料 5-1-1】。
- 役員及び教職員は「自主行動基準管理規定」「コンプライアンス管理規定」に基づき行動している【資料 5-1-2】【資料 5-2-3】。
- 大学はその設置校の一つとして学則等の規定に基づき適切な経営を行っている。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

- 本学園及び大学のミッション実現のため、毎年度配布手帳への記載、理事長・学長による年 2 回の全学教職員連絡会議(以下「全体会議」という。)の講話の中でミッションに沿った年度方針等説明している【資料 5-1-4】【資料 5-1-5】。
- 学生への入学式・卒業式辞等を通じて期待する人材像を伝えている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

- 教職員の労務環境については就業規則を始め各規程において保障している【資料 5-1-6】。
- メンタルヘルス及び人事・労務に関する外部相談窓口を設置し精神面のサポートを実施している【資料 5-1-7】。
- 衛生管理規定に則って教職員の健康、快適な職場環境を維持している【資料 5-1-8】。
- 令和 3(2021)年度は経営職階・役職者向け研修の中で常勤監事による「ハラスメント研修」を実施している【資料 5-1-9】。

エビデンスの例示

- ・環境保全、人権、安全に関する方針、計画、具体的措置を示す資料【資料 5-1-10】

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

- 全教職員に対しコンプライアンス理解度セルフチェックを実施し、その結果に応じた階層別コンプライアンス研修の実施を予定している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

●理事会は寄付行為及び関連規定（寄附行為施行細則）に基づき運営されている【資料 5-1-1】【資料 5-2-1】。

●理事 12 人（東京未来大学長、評議員 8 名、学識経験者 3 名）で構成されている。

●理事会は法人の最高意思決定機関として、予算及び決算、事業計画、借入金、基本財産の処分、寄附行為の変更、学則の制定、寄附金品の募集、その他法人の経営に関する重要事項を決議している【資料 5-1-1】。

●理事会が機動的にかつ的確に意思決定するために専門学校等常任理事会（以下「専門理事会」という。）を置き、理事会に付議すべき事項についてはあらかじめ専門理事会の審議を経ることとしている【資料 5-2-2】。

●令和 3(2021) 年度においては 4 回の理事会、12 回の専門理事会を開催した【資料 5-2-3】
【資料 5-2-4】【資料 5-2-5】。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

●学校法人として社会に大きな責任を負っているため、法令遵守はもちろん、社会の変化・ニーズに的確に対応すべく、大学の管理運営・教学組織との協同を強化していく。本学園は、大学 1 校、短期大学 1 校、通信制高等学校 2 校、特別支援学校 1 校、専門学校 64 校、付随事業として認可保育所 23 園、児童福祉事業として東京都認証保育所 16 園、スポーツ教育コミュニティ事業として認可外保育所 4 園等を経営している【資料 5-2-6】。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

●学長が理事であり、理事会に参加しているため大学の意思は理事会に反映されている【資料 5-1-1】。

●大学戦略会議を中心に 全学教授会、各学部教授会、EM 局と意思疎通・連携を図り意思決定に反映される緊密な関係が維持できている【資料 5-3-1】。

●年 2 回の全常勤職員会（ビジョンミーティング、サマーセミナー）において理事長より経営方針等が伝達されている【資料 5-3-2】。

●経営職階・役職者に向けて年 1 回の経営者セミナーにおいて理事長より事業計画、人事方針などが示されている【資料 5-3-2】。

●理事長は年 2 回開催される本学の全体会議に出席し、全教職員に対し本学園の年度方針や達成目標、事業計画などの方針を示している。

●法令を遵守した意思決定等の執行状況を確保するため、理事長がコンプライアンス実施

統括責任者として

機能するコンプライアンス管理規定を制定している【資料 5-1-3】。

- 常勤監事単独による監査を実施し、その結果を理事長に報告している【資料 5-3-3】。
- 年 1 回、全教職員が理事長・学長・EM 局長あてに提出する自己申告書制度により、教職員の提案や改善要望などをくみ上げている【資料 5-3-4】。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

- 監事の選任については寄付行為の規定に従い適切に選任している
- 常勤監事 1 名、非常勤監事 2 名の監査体制で年間 20 校以上の監査を行っている【資料 5-3-5】。
- 評議員会は寄付行為に基づいて適切に運営されており、令和 3(2021)年度においては理事会と同様に年 4 回開催した【資料 5-3-6】。
- 評議員の選任については寄付行為の規定に従い適切に選任している【資料 5-1-1】。
- 監事の理事会及び評議員会への出席状況は適切である【資料 5-2-6】。
- 常勤監事は非常勤監事 2 名とともに理事会へ出席し、法人の業務及び財産の状況等について意見を述べている【資料 5-3-6】。
- 監事業務については令和元年度版監事監査ガイドラインを準拠し、牽制機能の強化に努めている【資料 5-3-7】。
- 評議員の評議員会への出席状況は適切である【資料 5-2-4】。

エビデンス集 資料編

- ・ 監事の選任状況及び職務執行の状況を示す資料【資料 5-3-8】【資料 5-3-9】
- ・ 監事の職務執行の支援状況を示す資料【資料 5-3-10】
- ・ 教職員からの情報や提案が生かされる仕組み及びその実施状況を示す資料【資料 5-3-11】

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

- 常勤監事を中心に監事監査の充実を図るとともに、法人本部(総務部)並びに公認会計士と連携し、ガバナンスの強化に努めていく。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

- 財務運営については、各部門からの予算要求に基づき、監事立会いのもと理事と法人本部、各部門責任者において予算編成会議を実施し、各年度の事業計画と予算書が作成されている。

●毎年6月～9月に理事確認のもと財務計画の見直しを行い、短期的な変動要因を予算に反映させ、安定的な財務運営に努めている【資料5-4-1】。

●設備等にかかる支出額については、原則として各年度の減価償却前の基本金組入前収支差額の範囲としており、金融資産が大幅に減少しないよう財源の計画・安定化を図っている。

●中長期計画については、本学園のミッション・ビジョンに基づき平成29(2017)年度に5か年計画を作成し、専門学校を含む新設校の設置と教育研究環境の維持・充実並びに教育体系等の改革についての計画を作成している【資料5-4-2】。

●本学については、平成26(2014)年度以降は収入超過となっている【資料5-4-3】。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

●本学園は、大学1校、短期大学1校、通信制高等学校2校、特別支援学校1校、専門学校64校、付随事業都市で認可保育所22園、児童福祉事業として東京都認証保育所16園、スポーツ教育コミュニティ事業として認可外保育所4園等を経営しており、平成27(2015)年から令和3(2021)年まで、学生生徒数も27,530名から43,858名(16,328名増加)に達している【資料5-2-6】【資料5-4-4】。

●財務基盤の柱となる学生生徒納付金収入についても同期間で13,103百万円増加し、経常収支差額、基本金組入前収支差額も高い水準で推移しており、本学を傘下に置く学校法人として経営基盤は安定している。

●本学については、こども心理学部およびモチベーション行動科学部ともに、入学定員を充足しており、財務基盤は安定している。既存学部及び法人の盤石な財務基盤に支えられており、大学経営に特段の懸念はない【資料5-4-3】。

●私立大学等経常費補助金は、令和3(2021)年度38,331千円(前年度比27,682千円減少)となっている。この内、特別補助は1,560千円(前年度比560千円増加)となった【資料5-4-5】。

エビデンス集 資料編

・ 事業活動収支計算書関係比率(法人全体及び大学単独)、貸借対照表関係比率(法人全体)、活動区分資金収支計算書関係比率(法人全体)【資料5-4-6】

・ 文部科学省に提出した計算書のコピー又は計算書及び独立監査人の監査報告書【資料5-4-7】

・ 予算書、財産目録など【資料5-4-8】

・ 金融資産の運用状況【資料5-4-9】

(3) 5-4の改善・向上方策(将来計画)

●財務基盤については、教育環境の充実を図っていく中で、経常収支差額比率並びに事業活動収支差額比率は高い水準で推移している。

●基本金組入前収支差額についても同様に推移しており、法人運営に特段の懸念はない。

●本学については、平成26(2014)年度以降、経常収支差額比率、事業活動収支差額比率は高い定員充足率を背景に、安定的に高い水準を維持している。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

●学校法人会計基準に準拠しつつ、本学園が定める「経理規定」「経理事務処理要領」他、関連規定に則り、独立監査人の公認会計士の指導のもと会計処理を実施している【資料 5-5-1】。

●予算は予算責任者を総務部長とし、事業計画に基づいた法人予算を作成し、各部門責任者および担当役員を経て、理事長へ提出される。

●大学の予算については、予算管理者である EM 局長が予算案を策定し、学長・担当理事・大学戦略会議の承認を経て、学校法人予算責任者である総務部長に提出している【資料 5-5-2】。

●提出された予算策定資料は理事長が予算案として毎年 3 月に評議員会及び理事会に付議・審議のうえ決定している。

●予算の執行にあたっては、学校法人会計基準に則り、法人本部(総務部)において管理し、固定資産管理については「固定資産管理規定」に則り処理を行っている【資料 5-5-3】。

●収入・支出の経理処理は、学校法人会計基準に基づき行っている。判断に迷う場合は、独立監査人の公認会計士や日本私立学校振興・共済事業団の経営相談センター等に確認、租税については所轄の税務署に判断を求めるなど適切な会計処理に努めている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

●監査については、私立学校振興助成法第 14 条に基づき、公認会計士または監査法人による監査（外部監査）と監事監査及び内部監査を実施している。公認会計士による監査は年間延べ 40 日程度の日程で監査契約を締結し、理事会、評議員会等の議事録、稟議書、契約書等を基に経理伝票や証憑類、取引内容等の確認を行っている。

●独立監査人からの特段の指摘事項はない。

●内部監査は法人本部(総務部)による監査及び監事による監事監査を実施している。

●法人本部(総務部)による内部監査では、会計伝票と証憑等及び予算ないし稟議書を突合し取引内容と権限等の確認を実施する他、重要資産の管理状況の確認、役職者や職との面談による業務執行状況の監査を行い、専門学校等常任理事会並びに理事会に報告している。

●監事監査では、令和版監事監査ガイドラインに準拠し、各学校を实地調査し業務監査、財務状況の監査を行っている。

●常勤監事は、法人本部(総務部、教育開発部)と協力して、全国に所在する各設置校で監事監査を実施し、監査状況については非常勤監事に情報共有を行うとともに、独立監査人との連携を図り相互チェック機能を発揮している。

- 令和3年(2021)年度の常勤監事監査は40部門の監査を実施している。
- 独立監査人及び理事長との個別ミーティングを行い連携し決算に係る最終監査を行い、「監査報告書」を作成し、毎年度、決算に係る評議員会及び理事会において監査報告を実施している【資料5-5-4】【資料5-5-5】【資料5-5-6 資金規程】。
- 予算が決算と大きく乖離する場合には、期中並びに年度末に補正予算を編成している。なお、決算書は最終補正予算との対比で作成している。

(3) 5-5の改善・向上方策(将来計画)

- 会計処理、会計監査の体制と厳正な実施については適正に行われており、今後も監事等と協働してこれを堅持する。

【基準5の自己評価】

- 本学は、平成19(2007)年の開学以来、関係法律、寄附行為、法人の諸規定及び大学の諸規定に基づいた経営管理を行っている。
- 「技能と心の調和」を教育理念に、高等教育機関に学ぶ学生として専門知識や能力を向上させるとともに、教育や実践的活動を通じて高度な社会人能力を備えた学生を育てている。今後もこの経営姿勢を堅持し、世の中の変化に機動的に対応できる経営をすべく常に見直しを行っていく。
- 経営の規律、理事会、ガバナンス及び執行体制については、理事長及び学長のリーダーシップの基、基準を満たしている。また、教育研究活動をするための財務基盤と収支、会計についても、良好な水準を維持していると自己評価する。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

全学の方針である「東京未来大学内部質保証に関する方針」【資料 6-1-1】を定めるとともに、学則第 2 条第 1 項で「本学は、教育研究の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うほか、学校教育法第 109 条第 2 項に規定する認証評価機関による認証評価を受け、その結果を公表するものとする。」と定めている【資料 6-1-2】。内部質保証の恒常的な組織として、学長を委員長とする自己点検・評価・改善委員会を設置している。自己点検・評価・改善の対象となる項目については、「東京未来大学自己点検・評価・改善に関する規程」第 7 条に明記され【資料 6-1-3】、この規程に基づいて全学の方針が同委員会において明示される【資料 6-1-4】。具体的には年度当初に、その年度の自己点検・評価・改善活動、教育研究活動について、委員長である学長より具体的な方針を公表し、この方針に従い各種委員会・センター、EM 局の活動の中でその具現化に向けた作業がなされる。全教職員には、全学教授会、並びに春と秋に開催される全学教職員連絡会議(以下「全体会議」という。)の中で、全学の方針や取り組み計画が説明されている【資料 6-1-5】。

内部質保証のための恒常的な組織である自己点検・評価・改善委員会は、委員会設置の根拠となる「東京未来大学自己点検・評価・改善に関する規程」の第 1 条において「この規程は、東京未来大学学則第 2 条第 1 項に基づき、東京未来大学（以下「本学」という。）における自己点検・評価・改善に関する事項を定める」こととしている【資料 6-1-3】。

委員会構成員については、同第 3 条において（1）学長、副学長、学部長、エンロールメント・マネジメント局長、学科長、専攻長、（2）全学委員会委員長、（3）教育研究センター長、（4）その他学長が指名する者若干名と定めており、学内のすべての委員会・センターが内部質保証に関わる体制を敷いている。

学長を委員長とする自己点検・評価・改善委員会が策定した方針に従い、大学戦略会議、各学部教授会、全学教授会においても、内部質保証のために恒常的な点検・評価、その結果に基づく改善改革作業が行われており、組織体制は整備されている。

「自己点検・評価・改善に関する規程」では、第 5 条において委員会に委員長を置くこと、委員長は学長をもって充てるとしており、本学における内部質保証体制の責任主体が学長であることを明確に定めている。同委員会は、学長、副学長、学部長、学科長、専攻長、全学委員長、教育研究センターのセンター長、EM 局長、EM 局次長、通信教育部長、その他学長が指名する者若干名で構成される。各委員は関連する組織における質保証を学長の指示のもと遂行する役割を担う。このように、責任体制は明確である【資料 6-1-6】。

さらに同規程第 8 条では、「本学を構成するものは、個人たると組織たるとを問わず、自己点検・評価の結果をふまえ、積極的にその結果を活用して、教育研究活動の向上を図り、

教育研究環境の整備充実を期し、大学の管理運営の改善に資するよう努めるものとする。」ことが明示されており、全教職員が内部質保証に取り組む体制を整えている。

(3) 6-1の改善・向上方策（将来計画）

学長ガバナンスの下で内部質保証の充実に向けた組織体制、責任体制のさらなる整備、明確化を恒常的に進めているが、今後はさらに各委員会・センターなど部署間の連携と情報共有をさらに推進していくことが重要であると認識している。この起点となるのが自己点検・評価・改善委員会であり、同委員会の不断の活動を継続していく。情報共有が全教職員にも及ぶのは当然であり、得られた情報を授業改善や大学運営に確実に役立てることができるよう、学内各種研修会・セミナーを定期的で開催していく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

「自己点検・評価・改善に関わる規程」に基づく自己点検・評価・改善委員会を置き、毎年度終わりに同委員会から学部・専攻・通信教育課程、全学委員会・教育研究センターに宛てて、次年度取組計画の提出を依頼し、自己点検・評価・改善委員会(学長)による確認と承認の下で年間取り組み目標として達成に取り組む体制を整えている【資料 6-2-1】。

学学部・委員会・センターは、当該年度取組計画について年度途中で達成に向けた進捗状況を自己点検・評価・改善委員会に提出する。年度末には取組結果とそのエビデンス並びに次年度取組計画を作成し同委員会に提出している。なお、令和 3(2021)年度より自己点検・評価・改善委員会が求める課題解決を中心に取組計画とすることとした【資料 6-2-2】。このように、エビデンスに基づく計画・実行・評価・次年度活動目標という PDCA サイクルを整えている。

自己点検・評価・改善に向けた取組結果については、全学委員会・教育研究センターで活動実績(エビデンス)に基づき、S(特に優れた実績)～D(大幅な計画の改善が必要)まで 5 段階で自己評価を行い、毎年度の自己点検評価書としてまとめて全教職員に配付し、本学公式ウェブサイトでも公表している【資料 6-2-3】。

自己点検評価書は、全学委員会・教育研究センターの活動を中心に公表していたが、令和 3(2021)年度の活動から、認証評価の基準に基づいた自己点検評価書として公表することとなった【資料 6-2-2】。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では平成 27(2015)年にインスティテューショナルリサーチ(IR)センターを開設した。IR センターでは、(1) 教学および学生指導を中心とする大学における様々な意思決

定において、判断材料となるデータを学内に蓄積し、教職員がそれらのデータを容易に分析できるような仕組みを整備し、意思決定に必要なエビデンスが容易に抽出できるようにサポートする、(2) 学長の諮問機関として、学長から指示されたエビデンスを提示するため、また、学長（および大学戦略会議）によって示された大学の課題を決するためのデータ収集並びに分析・報告を行うことを目的に、体制を整備し活動を進めている。活動の目的、業務等については「東京未来大学インスティテューショナルリサーチセンター規程」に明記されている【資料 6-2-4】。具体的な活動として、(1) 学内で収集されたデータを記録し、データベース化の判断を行い、データベース化に必要な前処理（項目定義とクリーニング）を行い、データベース化作業を行う、(2) 更新されたデータベースに基づいてデータ活用の基本事例を紹介し、学内での利用促進を図り、活用・分析をサポートすることによって、大学の現状把握に努めている。

これまでに、各種教務データ、入学予定者アンケート、新入生アンケート、メンタルヘルス調査、学生生活実態調査、卒業生アンケート、三幸フェスティバル関連アンケート、未来祭関連アンケート、進路に関するアンケート結果、身につけるべき学士力調査など、学内で実施されてきた各種の調査結果や資料をデータベース化している。令和 2(2020)年度まで分析を依頼していた会社が、大学 IR から撤退したため、令和 3(2021)年度より(株)クロスユーアイエスと契約し分析ツール「Data Knowledge[®]」を導入した。従来の分析と同程度を維持できるよう、IR センター管理運営委員に操作トレーニングを行っている。

このように、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制が整備されている。分析の結果は、大学戦略会議をはじめとして、学部教授会、全学教授会、さらに春と秋に行われる全学教職員連絡会議（全体会議）などを通じて、学内で共有されている【資料 6-2-5】。

◇エビデンス集 資料編 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の項目を示す資料【資料 6-2-6】

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証体制の充実に向け IR をさらに推進していくために、

- 学内各種データの蓄積とデータベース化を継続していく。
- これまで学内各種委員会に分散蓄積されていたアンケート集計結果などのデータや資料の統合をさらに進め、データベースの充実を目指す。
- 分析結果を学内で共有し有効に活用できるよう、分析ニーズの吸い上げと分析結果の定期的な公開体制のさらなる充実を図る。
- 教学マネジメント体制を強化し、学長の意思決定に資するコンサルティング機能の構築も目指す。
- IR に精通した人材の育成、研修受講の促進を図る。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、認証評価機関による認証評価を受けることを、学則第 2 条第 1 項に明記し、内部質保証に関する中心的な組織として自己点検・評価・改善委員会を設置している。自己点検評価の結果については、全学的に共有を図ることで教育の改善・向上に反映させることを目指している。

自己点検・評価・改善活動においては、教育の質向上を目ざし、学長の指示の下で令和 3(2021)年度より、教育の目的、三ポリシー、教育課程の適切性を毎年検証し、その結果を全学教授会へ報告することとした【資料 6-2-6】。報告結果は直ちに本学公式ウェブサイト等で公表し、毎年春と秋に行われる全教職員連絡協議会で周知して行く。三ポリシーや学修成果について定期的に外部の評価を入れるべく、仕組みづくりを検討するよう学長より指示を出したところである【資料 6-2-6】。

本学では、カリキュラム・ポリシーに基づき、授業内容の具体的な到達点・目標である「身につけるべき学士力」を定めており、これは、該当する内容が各科目で明示され、本学の学修システムである Communication & Learning System(CoLS)を通じてシラバスに記載公表されている。ルーブリック評価についても着手が始まっている。学期の終わりにはすべての授業において学生による授業評価が質問紙形式で実施され、結果は各授業担当者にフィードバックされるとともに、図書館に結果報告書を置いて学生が閲覧できるようにしている。

また、学生が授業や学内諸活動プログラムを通じて所定の身につけるべき学士力をどの程度身につけたか、各学部のディプロマ・ポリシーで求めている到達点にどの程度達したかを確認するため、卒業時にはアンケート調査を実施し、その結果は教授会を通じて全教職員で共有し、カリキュラム改善につなげている。さらに、先述の通り、令和元(2019)年度には、4 年生全員を対象に、本学独自の「身につけるべき学士力」の達成度を、より詳細に検証する「身につけるべき学士力調査」を実施して学修成果の可視化を行い、その結果は、教授会を通じ全教職員にフィードバックされている【資料 6-3-1】。

これらは、三つのポリシーを起点とした教育の質向上への取り組み・取り組み結果に基づく改善実施・効果の確認・新たな改善への取り組みという、PDCA サイクルに対応した活動である。

なお、三つのポリシーについても、本学が発信する各種媒体の中で表記の揺れや齟齬が生じていないか、令和 3(2021)年度より毎年確認し、全学教授会に点検結果を報告している。

平成 28(2016)年度と 29(2017)年度には、計 5 名の外部有識者に本学の自己点検・評価・改善活動について評価を依頼し、概ね肯定的な評価を得ることができたが、今後のさらなる教育の質向上に向けての指摘・提案も受けた。その詳細及び対応施策については、令和 2(2020)年度自己点検報告書に記載し、取り組みへの努力を継続して今日に至っている。

令和 2(2020)年度に中長期計画(教学)を「大学の質と評価のさらなる向上」と定め、こ

の中長期計画を達成するための全学委員会・教育研究センターそれぞれの中長期計画を制定した【資料6-3-2】。

また、設備の中期計画では、令和元(2019)年12月に足立区六町にある本学グラウンドに新体育館が竣工し、令和3(2021)年10月に堀切キャンパスに新校舎C棟を竣工した。ゆとりを持った教室稼働により教職員と学生の負担を減らして教育の質向上を図る施策が進んでいる。現有校舎の老朽化に伴う改築あるいは新築についても、長期計画の中で検討せねばならない問題として検討が始まっている。大学組織の面でも、大学規程の不断の点検を行う中で、規程の不備や齟齬を解消すると共に、学長ガバナンスの円滑化を進める改定も随時行っている。

以上から、内部質保証の仕組みは機能している。

◇エビデンス集 資料編

・自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果への改善状況を示す資料【資料6-3-3】

(3) 6-3の改善・向上方策(将来計画)

内部質保証の充実に向け、教育の目的・三つのポリシー・教育課程を毎年点検し、ポリシー間の整合性を維持していく。両学部においては学部長の指示の下で持続的に見直しを図る体制を整える。ディプロマ・ポリシーの達成度把握については、卒業時アンケートデータ、及び身につけるべき学士力調査に加え、就職先アンケートの拡充と卒業後のアンケート調査の導入で検証精度を向上して行く。カリキュラム・ポリシーと授業との関連性を明確にし、カリキュラムの体系化を図るため、カリキュラム・マップの作成、ナンバリングの導入が令和元(2019)年度に実現した。今後は、ルーブリック評価の導入を具体化していく。アドミッション・ポリシーについても毎年度検証しているが、卒業時点でアドミッション・ポリシーの適切性についても検証を開始する。

【基準6の自己評価】

内部質保証については、全教職員が取り組む体制を規程上で明確に定めており、取り組みの中心となるのは自己点検・評価・改善委員会である。同委員会及び委員長である学長の指示のもと、大学戦略会議、各学部教授会、全学教授会、全学委員会、教育研究センターは、恒常的に点検・評価、これに基づく改善・改革作業を行っている。点検作業の中では、内部質保証充実の判断材料となるデータを、全学委員会・教育研究センター、EM局で収集し、IRセンターでのデータベース化と分析を通じて、エビデンスに基づく内部質保証体制を推進するシステムを整えている。

三つのポリシーについては、学内で定期的な見直しを行い、本学が発信する各種媒体を通じて、教職員、学生、保護者、受験生、社会一般に対して明確なメッセージを伝えている。さらに、三つのポリシーが学生の選抜や学修につながる成果を生んでいるかについて、多方面からデータを継続的に収集し検証を行って、改善に活かしている。

以上の自己評価により、基準6を満たしていると判断する。

IV. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	本学の「学則」第 1 条に明示している。	1-1
第 85 条	○	本学の「学則」第 3 条に明示している。	1-2
第 87 条	○	本学の「学則」第 21 条に明示している。	3-1
第 88 条	○	本学の「学則」第 22 条と「他大学等で習得した単位の認定に関する細則」第 3 条から第 5 条に明示している。	3-1
第 89 条	—		3-1
第 90 条	○	本学の「学則」第 24 条に明示している。	2-1
第 92 条	○	本学の「学則」第 6 条学長の内容が明示されており、それ以外のものに関しては、「学則」第 11 条に明示されている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	本学の「学則」第 1 条に明示している。	4-1
第 104 条	○	本学の「学則」第 44 条に明示している。	3-1
第 105 条	○	本学の「学則」第 49 条の 2 と「特別聴講学生に関する規程」第 11 条に明示している。	3-1
第 108 条	—		2-1
第 109 条	○	本学の「学則」第 2 条に明示されている。自己点検評価書並びに施設・設備は本学公式ウェブサイトにて公表している。	6-2
第 113 条	○	本学の「学則」第 2 条に明示している。	3-2
第 114 条	○	本学の「学則」第 11 条に明示している。	4-1 4-3
第 122 条	○	本学の「学則」第 29 条の 2 項と「編入学規程」第 2 条 1 項第 2 号に明示している。	2-1
第 132 条	○	本学の「学則」第 29 条の 2 項と「編入学規程」第 2 条 1 項第 4 号に明示している。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	本学の「学則」第 3 条 (学部・学科)、第 4 条 (定員)、第 10 条 (EM局)、第 18 条 (学生・学則)、第 19 条 (授業期間)、第 20 条 (休業日)、第 21 条 (終業年限)、第 23 条から第 28 条 (入学)、第 30 条 (授業科目の区分)、第 31 条 (単位数の基準)、第 36 条 (成績評価)、第 37	3-1 3-2

		条（進級要件、卒業要件）、第 38 条（休学）、第 41 条（退学）、第 43 条（転学）、第 44 条から第 45 条（卒業）、第 47 から第 48 条、第 51 条から第 56 条に明示している。	
第 24 条	—		3-2
第 26 条 第 5 項	○	本学の「学則」第 48 条（懲戒）に明示している。	4-1
第 28 条	○	本学の「文書保存年限基準」に明示している。	3-2
第 143 条	—		4-1
第 146 条	○	本学の「他大学等で修得した単位の認定に関する細則」、「通信教育課程における編入学等により入学した者の既修得単位認定取扱要領」、に明示している。	3-1
第 147 条	—		3-1
第 148 条	—		3-1
第 149 条	—		3-1
第 150 条	○	本学の「学則」第 24 条 4 項から 9 項に明示している。	2-1
第 151 条	—		2-1
第 152 条	—		2-1
第 153 条	—		2-1
第 154 条	—		2-1
第 161 条	○	本学の「学則」第 29 条、「編入学規程」第 5 条、「帰国子女特別入学試験に関する細則」第 2 条に明示している。	2-1
第 162 条	○	本学の「学則」第 24 条の第 2 項、第 43 条第 2 項に他大学からの転学について明示している。	2-1
第 163 条	○	学則第 18 条と第 45 条に明示している。	3-2
第 163 条の 2	○	本学の「科目等履修生に関する規程」第 11 条に明示している。	3-1
第 164 条	—		3-1
第 165 条の 2	○	本学の大学案内、学生募集要項、学生便覧、本学公式ウェブサイトに記載している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	本学の「自己点検評価改善に関する規程」第 8 条に明示している。	6-2
第 172 条の 2	○	本学の大学案内、学生募集要項、学生便覧、本学公式ウェブサイトに記載している。	1-2 2-1 3-1

			3-2 5-1
第173条	○	本学の「学則」第44条第1項に明示している。	3-1
第178条	○	本学の「編入学規程」第5条に明示している。	2-1
第186条	—		2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第1条	○	本学の「学則」に記載し、設置基準も含めて、適切に運営を行っている。	6-2 6-3
第2条	○	本学の教育研究活動等の状況は、「学則」第2条に基づき、別途冊子と本学公式ウェブサイトにて公表を行っている。	1-1 1-2
第2条の2	○	本学の「学則」第4条の2(学部学科等の教育の目的)に明示している。	2-1
第2条の3	○	本学の「入学者選考規程」に基づき、適切に入学者選抜がなされている。	2-2
第3条	○	本学の「学則」第3条(学部・学科)に明示している。	1-2
第4条	○	本学の「学則」第3条(学部・学科)に明示している。	1-2
第5条	—		1-2
第6条	—		1-2 3-2 4-2
第7条	○	本学の「組織規程」第2章から第4章に大学全体の組織役割について明示している。	3-2 4-2
第10条	○	授業科目の担当に関しては、基準を満たす授業担当者を適切に配置している。	3-2 4-2
第10条の2	○	該当する教員が、教育課程の編成に参画している。	3-2
第11条	○	本学では、キャリア支援において授業を持たない特任教授を置いている。	3-2 4-2
第12条	○	専任教員については、「教員の採用及び昇任に関する規程」に基づき、全て本学の専任教員として教育研究に従事している。	3-2 4-2
第13条	○	専任教員数は、設置基準を上回っている。	3-2 4-2
第13条の2	○	学長の資格は、「東京未来大学長選出規則」により選考	4-1

		している。	
第 14 条	○	本学の「教員及び昇任に関する規程」第 7 条に明示している。	3-2 4-2
第 15 条	○	本学の「教員及び昇任に関する規程」第 8 条に明示している。	3-2 4-2
第 16 条	○	本学の「教員及び昇任に関する規程」第 9 条に明示している。	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	本学の「教員及び昇任に関する規程」第 10 条に明示している。	3-2 4-2
第 17 条	—		3-2 4-2
第 18 条	○	本学の「学則」第 4 条に明示し、遵守している。	2-1
第 19 条	○	本学の「学則」第 4 条の 2 に教育上の目的を明示し、適切に課程を編成している。	3-2
第 20 条	○	本学の「学則」第 30 条に基づき、各授業科目を配置している。	3-2
第 21 条	○	本学の「学則」第 31 条に明示している。	3-1
第 22 条	○	本学の「学則」第 19 条に明示している。	3-2
第 23 条	○	本学の「学則」第 31 条に明示している。	3-2
第 24 条	○	授業を行う学生数については、履修登録をされた科目に応じ、調整を行ったうえで、適切に決定している。	2-5
第 25 条	○	本学の「学則」第 30 条の 2 に明示している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	本学の「学則」第 36 条に基づき、成績評価基準は、本学公式ウェブサイトや学生便覧にも掲載している。	3-1
第 25 条の 3	○	本学の「職員研修規程」に基づき、研修等を実施している。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—		3-2
第 27 条	○	本学の「学則」第 33 条に明示している。	3-1
第 27 条の 2	○	本学の「学則」第 33 条に明示し、上限単位を超えないように、適切に履修登録指導を行っている。	3-2
第 28 条	○	本学の「学則」第 22 条に明示し、詳細に関しては、「他大学等で修得した単位の認定に関する細則」第 1 条、第 3 から 5 条に明示している。	3-1
第 29 条	○	本学の「学則」第 22 条に明示し、詳細に関しては、「他大学等で修得した単位の認定に関する細則」第 8 条、第 9 条に明示している。	3-1
第 30 条	○	本学の「学則」第 22 条の 3 に明示している。	3-1

第 30 条の 2	—		3-2
第 31 条	○	本学の「学則」第 49 条に明示し、別途「科目等履修生に関する規程」も設け遵守している。	3-1 3-2
第 32 条	○	卒業要件は、本学「学則」の別表 2-1 から 2-3 にて明示している。学生便覧にも記載しており周知している。	3-1
第 33 条	○	本学の「学則」第 31 条に明示している。	3-1
第 34 条	○	本学公式ウェブサイトにて校地を公表しており、設置基準を満たしている。	2-5
第 35 条	○	本学は、運動場に六町グラウンドを設けている。	2-5
第 36 条	○	校舎等施設については、すべて設置している。	2-5
第 37 条	○	校地の面積は、設置基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎面積は、設置基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	本学の「図書館規程」に基づき、適切に運営されている。	2-5
第 39 条	—		2-5
第 39 条の 2	—		2-5
第 40 条	○	行う授業科目に必要な機械、器具は整備している。	2-5
第 40 条の 2	○	行う授業科目に必要な機械、器具は整備している。	2-5
第 40 条の 3	○	行う授業科目に必要な機械、器具は整備している。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	本学の教育研究上の目的にふさわしい適切な名称である。	1-1
第 41 条	○	本学の「組織規程」第 21 条、第 22 条に明記し、事務業務に従事している。	4-1 4-3
第 42 条	○	本学の「組織規程」の第 22 条に記載に基づき、適切に運営されている。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	本学の「東京未来大学キャリアセンター規程」に基づきキャリアセンターが進路・就職支援をするとともに、キャリア科目が必修となっており、学生の自立支援を行っている。	2-3
第 42 条の 3	○	本学FDにおいては、教育改善向上委員会を中心に研修を実施している。SDは、大学全体の会議等で研修の機会を設けている。	4-3
第 42 条の 3 の 2	—		3-2
第 44 条	—		3-1
第 45 条	—		3-1
第 46 条	—		3-2

			4-2
第 47 条	—		2-5
第 48 条	—		2-5
第 49 条	—		2-5
第 49 条の 2	—		3-2
第 49 条の 3	—		4-2
第 49 条の 4	—		4-2
第 57 条	—		1-2
第 58 条	—		2-5
第 60 条	—		2-5
			3-2
			4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学士の学位授与に関しては、本学の「学位規程」に基づき適切に授与している。	3-1
第 10 条	○	学位名称については、本学の「学位規程」第 2 条第 2 項に専攻名称の付記を明記している。	3-1
第 13 条	○	本学の「学則」第 34 条(単位の認定)、第 36 条(成績評価)、第 37 条(進級要件・卒業要件)、第 44 条(卒業認定)に明記し報告している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	運営基盤については、「学校法人三幸学園寄附行為（以下「寄附行為」）」に基づき、明確にかつ、適切に運営をしている。	5-1
第 26 条の 2	○	役員・評議員は、役職員等の関係者に対する特別の利益供与の禁止について理解し、適切に職務遂行している。「寄附行為」第 10 条、第 18 条第 13 項、第 21 条 12 項で関連規定を定め、適切に運営をしている。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為の備置きと閲覧に関しては、「寄附行為」第 38 条第 2 項に明記し、遵守している。	5-1
第 35 条	○	役員の選任については、「寄附行為」第 7 条に基づき、適切に設置している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	役員は学校法人と役員が委任関係にあり、善管注意義務・損害賠償責任があることを理解し、適切に職務を遂行している。 委任に関しては、「寄附行為」第 19 条に明記している。	5-2 5-3
第 36 条	○	理事会に関しては、「寄附行為」第 18 条に明記し、適切に理事会を運営している。	5-2
第 37 条	○	役員の職務については、「寄附行為」第 14 条から第 17 条に基づき、職務を遂行している。	5-2 5-3
第 38 条	○	役員の選任については、「寄附行為」第 8 条から第 11 条に基づき、適切に運営されている。	5-2
第 39 条	○	「寄附行為」第 9 条に明記され、遵守している。	5-2
第 40 条	○	補充に関しては、「寄附行為」第 12 条に基づき、適切に運営している。	5-2
第 41 条	○	評議員会に関しては、「寄附行為」第 21 条に基づき、設置され、適切に運営されている。	5-3
第 42 条	○	「寄附行為」第 23 条に基づき、適切に運営している。	5-3
第 43 条	○	「寄附行為」第 24 条に明記し、遵守している。	5-3
第 44 条	○	「寄附行為」第 25 条に明記し、適切に選任し、運営している。	5-3
第 44 条の 2	○	役員は、任務懈怠により、学校法人に対し損害賠償責任を負うことを理解し、適切に職務遂行をしている。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	役員は悪意・重過失の場合における第三者に対する損害賠償責任を理解し、適切に業務を遂行している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	役員は、役員の連帯責任を理解し、適切に業務遂行している。	5-2 5-3

第 45 条	○	寄附行為の変更は、「寄附行為」第 46 条に明記し、遵守している。	5-1
第 45 条の 2	○	「寄付行為」第 35 条に明記し、事業に関する事業計画・中期計画を認証評価の結果を踏まえて適切に作成している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	「寄附行為」第 37 条第 2 項に基づき、適切に運営されている。	5-3
第 47 条	○	「寄附行為」第 38 条に基づき、財産目録等（役員名簿、寄付行為、役員報酬等支払基準を含む）を備置き、閲覧に供している。	5-1
第 48 条	○	「寄付行為」第 40 条で明記し、所定の手続を経て役員報酬等支給基準を作成し、適切に運用している。	5-2 5-3
第 49 条	○	「寄附行為」第 42 条で明記し、適切に運用している。	5-1
第 63 条の 2	○	「寄付行為」第 39 条で明記し、寄付行為、財産目録等（役員報酬等支払基準を含む）を適切に学園公式ウェブサイトで公表している。	5-1

学校教育法（大学院関係）該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条			1-1
第 100 条			1-2
第 102 条			2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条			2-1
第 156 条			2-1
第 157 条			2-1
第 158 条			2-1
第 159 条			2-1
第 160 条			2-1

大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3

第1条の2			1-1 1-2
第1条の3			2-1
第1条の4			2-2
第2条			1-2
第2条の2			1-2
第3条			1-2
第4条			1-2
第5条			1-2
第6条			1-2
第7条			1-2
第7条の2			1-2 3-2 4-2
第7条の3			1-2 3-2 4-2
第8条			3-2 4-2
第9条			3-2 4-2
第10条			2-1
第11条			3-2
第12条			2-2 3-2
第13条			2-2 3-2
第14条			3-2
第14条の2			3-1
第14条の3			3-3 4-2
第15条			2-2 2-5 3-1 3-2
第16条			3-1
第17条			3-1
第19条			2-5
第20条			2-5

東京未来大学

第 21 条			2-5
第 22 条			2-5
第 22 条の 2			2-5
第 22 条の 3			2-5 4-4
第 22 条の 4			1-1
第 23 条			1-1 1-2
第 24 条			2-5
第 25 条			3-2
第 26 条			3-2
第 27 条			3-2 4-2
第 28 条			2-2 3-1 3-2
第 29 条			2-5
第 30 条			2-2 3-2
第 30 条の 2			3-2
第 31 条			3-2
第 32 条			3-1
第 33 条			3-1
第 34 条			2-5
第 34 条の 2			3-2
第 34 条の 3			4-2
第 42 条			4-1 4-3
第 43 条			4-3
第 45 条			1-2
第 46 条			2-5 4-2

専門職大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2

東京未来大学

第3条			3-1
第4条			3-2 4-2
第5条			3-2 4-2
第6条			3-2
第6条の2			3-2
第7条			2-5
第8条			2-2 3-2
第9条			2-2 3-2
第10条			3-1
第11条			3-2 3-3 4-2
第12条			3-2
第13条			3-1
第14条			3-1
第15条			3-1
第16条			3-1
第17条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第18条			1-2 3-1 3-2
第19条			2-1
第20条			2-1
第21条			3-1
第22条			3-1
第23条			3-1
第24条			3-1
第25条			3-1
第26条			1-2 3-1

			3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条			3-1
第 4 条			3-1
第 5 条			3-1
第 12 条			3-1

大学通信教育設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	法令に定められた基準を遵守し、通信教育課程に関する規程に基づき、適切に運営している。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 30 条の 2 第 2 項並びに東京未来大学面接授業に関する規程第 3 条、東京未来大学印刷教材授業に関する規程第 3 条に基づき適切に運営している。	3-2
第 3 条	○	学則第 30 条の 2、通信教育課程に関する規程第 30 条に基づき、適切に運営している。	2-2 3-2
第 4 条	○	通信教育課程に関する規程第 31 条に基づき、適切に運営している。	3-2
第 5 条	○	通信教育課程に関する規程第 13 条に基づき、適切に運営している	3-1
第 6 条	○	卒業要件は、通信教育課程に関する規程第 36 条、第 37 条に明示している。	3-1

東京未来大学

第7条	○	通信記養育課程における編入学等により入学した者の既修得単位認定取扱要領に基づき、単位認定を適切に行っている。	3-1
第9条	○	教職員数は基準を満たしている。本学公式ウェブサイトに情報を公表し適切に運営している。	3-2 4-2
第10条	○	校舎施設に関しては、基準を満たしている。施設面積は、本学公式ウェブサイトに情報を公表している。	2-5
第11条	—		2-5
第12条	○	通信教育課程に関する規程第7条に基づき適切に運営している。	2-2 3-2
第13条	○	その他の基準についても、通信教育課程に関する規程をはじめとする諸規程に基づき、運営を適切に行っている。	6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

V. エビデンス集(資料編)一覧

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	三幸学園手帳(教育の理念、ミッション)	
【資料 1-1-2】	東京未来大学 学則	教育の目的
【資料 1-1-3】	「協働で築く力強い足立区の実現」～足立区基本構想 概要～	
【資料 1-1-4】	学生便覧(通学) 履修の手引 2022 学生便覧 履修の手引き 2022(通信教育課程) 【通学】教員ハンドブック 大学案内(通学) 大学案内(通信) 東京未来大学 学生募集要項 2023 東京未来大学 通信教育課程募集要項 2022 本学公式ウェブサイト	教育の目的の記載
【資料 1-1-5】	東京未来大学 学則	学部の教育の目的
【資料 1-1-6】	学部・専攻別 ゼミ配属	少人数体制
【資料 1-1-7】	大学案内	CA の学生支援体制
【資料 1-1-8】	東京未来大学地域連携センター規程	
【資料 1-1-9】	東京未来大学通信教育課程に関する規程	
【資料 1-1-10】	令和 3(2021)年度第 4 回大学戦略会議議事録	学部、学科、専攻の取組計画を三つのポリシー等の検証に決定した資料
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	全学教職員連絡会議(全体会議)議事録	教育の目的、三ポリシーの説明
【資料 1-2-2】	理事会議事録(令和 3(2021)年 5 月 28 日)	学長は理事として理事会に出席
【資料 1-2-3】	本学公式ウェブサイト	教育の目的
【資料 1-2-4】	学生便覧(通学) 履修の手引 2022 学生便覧 履修の手引き 2022(通信教育課程)	教育の目的
【資料 1-2-5】	入学式式辞	教育の目的
【資料 1-2-6】	オリエンテーション「東京未来大学での学び方」	教育の目的
【資料 1-2-7】	新入生保護者・保証人用資料	教育の目的
【資料 1-2-8】	大学案内(通学) 大学案内(通信)	教育の目的
【資料 1-2-9】	東京未来大学 学生募集要項 2023 東京未来大学 通信教育課程募集要項 2022	教育の目的
【資料 1-2-10】	求人のご案内	教育の目的
【資料 1-2-11】	令和 2(2020)年度第 4 回全学教授会議議事録	中長期計画(教学)の制定
【資料 1-2-12】	東京未来大学 中長期計画(教学)	
【資料 1-2-13】	東京未来大学における教育理念・目的と三ポリシーの関係図	
【資料 1-2-14】	学校法人三幸学園設置校一覧表	
【資料 1-2-15】	東京未来大学組織規程	・教育研究組織に関する規則及びその構成を示す組織図・資料

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	東京未来大学 学生募集要項 2023 東京未来大学 通信教育課程 2022 募集要項 本学公式ウェブサイト	アドミッション・ポリシー
【資料 2-1-2】	本学公式ウェブサイト 資料請求のお申込み	
【資料 2-1-3】	大学案内(通学) 大学案内(通信)	アドミッション・ポリシー
【資料 2-1-4】	東京未来大学入学者選考規程	
【資料 2-1-5】	東京未来大学 学生募集要項 2023	
【資料 2-1-6】	全学入試委員会議事録	令和3年度
【資料 2-1-7】	こども心理学部入試委員会議事録 モチベーション行動科学部入試委員会議事録	学部入試委員会で合否を決定している
【資料 2-1-8】	東京未来大学通信教育課程に関する規程	通信の入学者選考の規程
【資料 2-1-9】	委嘱状(入試問題作成の委嘱状)	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	東京未来大学組織規程 求める教員像及び教員組織の編成方針(本学公式ウェブサイト) 人材育成方針と目標について(令和3(2021)年度第2回大学戦略会議議事録)	
【資料 2-2-2】	本学公式ウェブサイト 入学前教育 東京未来大学 基礎国語力育成プログラムについて シラバス 基礎演習Ⅰ、基礎演習Ⅱ 新入生オリエンテーションのご案内 スタートアップセミナーのご案内 2021年度春学期 学生生活面談実施について GPA 面談マニュアル 学生便覧(通学) 履修の手引 2022 東京未来大学保健室規程 東京未来大学学生相談室規程 本学公式ウェブサイト 障がいのある学生支援に関わる基本方針	学生支援の内容
【資料 2-2-3】	学生便覧(通学) 履修の手引 2022 担任、CA 担当表 大学案内(通学)	CA の説明資料
【資料 2-2-4】	学生便覧 履修の手引き 2022(通信教育課程) 大学案内(通信)	CA の説明資料
【資料 2-2-5】	こども心理学部教授会議事録(令和4(2022)年度第1回) モチベーション行動科学部議事録(令和4(2022)年度第1回)	障がいのある学生への支援
【資料 2-2-6】	学生便覧(通学) 履修の手引 2022 シラバス	オフィスアワー
【資料 2-2-7】	東京未来大学ティーチング・アシスタントに関する規程 TA 研修実施報告	
【資料 2-2-8】	カレッジ方針	中退学の分析報告
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	学生便覧(通学) 履修の手引 2022	キャリア科目
【資料 2-3-2】	学生便覧(通学) 履修の手引 2022	キャリア支援
【資料 2-3-3】	シラバス(キャリア科目)	
【資料 2-3-4】	キャリアガイダンス スケジュール	キャリア支援内容

東京未来大学

【資料 2-3-5】	大学推薦インターンシップ募集企業一覧 1日保育・教育体験の方針について	インターンシップ支援
【資料 2-3-6】	実施資格講座予定(学生向け告知資料)	資格取得支援
【資料 2-3-7】	学生便覧 履修の手引き 2022 (通信教育課程)	通信生へのキャリア支援
【資料 2-3-8】	就職係会議 議メモ キャリアセンター管理運営委員会議事録	キャリア支援内容
【資料 2-3-9】	キャリアカフェ利用案内 (学生用掲示)	
【資料 2-3-10】	キャリアセンターからのお知らせ キャンパスアドバイザー&保育・教職センターによるキャリア支援 個別企業説明会	
【資料 2-3-11】	月別キャリアカフェ利用人数 学校等の行う無料職業紹介事業報告	
【資料 2-3-12】	保育・教職センター管理運営委員会議事録	
【資料 2-3-13】	学生便覧 (通学) 履修の手引き 2022	保・教での支援内容
【資料 2-3-14】	卒業後のキャリア支援(本学公式ウェブサイト)	
【資料 2-3-15】	就職率、内定率	
【資料 2-3-16】	上場企業内定者数推移表	
【資料 2-3-17】	障害者雇用枠での就職活動支援について	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	東京未来大学学生生活委員会規程	
【資料 2-4-2】	東京未来大学特待生制度に関する申し合わせ	
【資料 2-4-3】	全学教授会 議事録	みらい奨学金令和3(2021)年度第4回
【資料 2-4-4】	日本学生支援機構の貸与状況を示す資料	
【資料 2-4-5】	東京未来大学学友会会則	学友会を金銭的支援
【資料 2-4-6】	学友会予算表	
【資料 2-4-7】	東京未来大学保健室規程	健康面での支援
【資料 2-4-8】	東京未来大学学生相談室規程	
【資料 2-4-9】	健康診断案内	
【資料 2-4-10】	東京未来大学 学生カード	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	稟議書 大学校舎全棟のLED照明取換工事および6年レンタル契約について	
【資料 2-5-2】	新校舎 C棟の資料	
【資料 2-5-3】	学生便覧(通学)履修の手引き 2022	校舎内レイアウト
【資料 2-5-4】	本学公式ウェブサイト (東京未来大学図書館) 図書館利用状況	
【資料 2-5-5】	新入生オリエンテーションのご案内	パソコン配布「インターネット環境整備」について
【資料 2-5-6】	本学公式ウェブサイト	バリアフリーマップ
【資料 2-5-7】	履修者数一覧(教務委員会資料)	クラスサイズを示す資料 2021年度
【資料 2-5-8】	東京未来大学 管理業務請負契約書 校舎等の耐震化率について	施設の安全性
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	学生便覧(通学)履修の手引き 2022	CA制度
【資料 2-6-2】	学生便覧 履修の手引き 2022(通信教育課程)	通信のCA制度
【資料 2-6-3】	本学公式ウェブサイト教育改善向上(FD)活動報告書	授業評価アンケート
【資料 2-6-4】	学生生活実態調査	2021年年3月実施

【資料 2-6-5】	学生便覧(通学)履修の手引き 2022	健康面・メンタルサポートの案内
【資料 2-6-6】	学生便覧(通学)履修の手引き 2022	奨学金の案内
【資料 2-6-7】	意見交流会議事録	学生の意見吸い上げる仕組み 2021 年度第 1 回

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	学生便覧(通学)履修の手引き 2022 学生便覧 履修の手引き 2022(通信教育課程)	ディプロマ・ポリシー
【資料 3-1-2】	学生便覧(通学)履修の手引き 2022 学生便覧 履修の手引き 2022(通信教育課程)	身につけるべき学士力
【資料 3-1-3】	東京未来大学学則 第 44 条	(卒業認定・学位授与)
【資料 3-1-4】	東京未来大学 学生募集要項 2023 東京未来大学 通信教育課程募集要項 2022 年度 学生便覧(通学) 履修の手引 2022 学生便覧 履修の手引き 2022(通信教育課程) 東京未来大学での学び方(オリエンテーション資料)	ディプロマ・ポリシー
【資料 3-1-5】	【通学】教員ハンドブック(2022 年度版) FD ハンドブック(2022 年-2024 年度版)	教員ヘディプロマ・ポリシーを周知するツール
【資料 3-1-6】	本学公式ウェブサイト(三ポリシー)	ディプロマ・ポリシー
【資料 3-1-7】	東京未来大学学則 第 34 条 (単位の認定)	(単位の認定)
【資料 3-1-8】	東京未来大学こども心理学部履修規程 第 11 条、第 18 条 東京未来大学モチベーション行動科学部履修規程 第 10 条、第 17 条	(成績の評価基準)
【資料 3-1-9】	東京未来大学学則 第 5 条 東京未来大学通信教育課程に関する規程 第 31 条	(単位の授与)
【資料 3-1-10】	東京未来大学学則 第 37 条 東京未来大学こども心理学部履修規程 第 7 条 東京未来大学モチベーション行動科学部履修規程 第 6 条	(進級要件・卒業要件)
【資料 3-1-11】	東京未来大学通信教育課程に関する規程 第 36 条	(進級要件・卒業要件)
【資料 3-1-12】	東京未来大学学則 第 44 条 別表 2-1~2-3	(卒業要件)
【資料 3-1-13】	東京未来大学通信教育課程に関する規程 第 36~37 条 別表 2-1~2-2	(進級要件・卒業要件)(卒業認定・学位授与)
【資料 3-1-14】	東京未来大学学則 第 15 条	(全学教授会の審議事項)
【資料 3-1-15】	東京未来大学通信教育課程に関する規程 第 32 条 東京未来大学こども心理学部履修規程 第 11 条 東京未来大学モチベーション行動科学部履修規程 第 10 条	(成績評価)
【資料 3-1-16】	学生便覧(通学) 履修の手引 2022 学生便覧 履修の手引き 2022(通信教育課程)	単位認定など成績評価の公正性のための工夫、GPA などの活用状況を示す資料
【資料 3-1-17】	東京未来大学学則 第 44 条 東京未来大学学位規程	学位審査基準及び学位審査手続きの実際を示す資料
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	学生便覧(通学) 履修の手引 2022 学生便覧 履修の手引き 2022(通信教育課程)	こども一般教養科目
【資料 3-2-2】	学生便覧(通学) 履修の手引き 2022	こども専門教育科目

東京未来大学

【資料 3-2-3】	学生便覧 履修の手引き 2022(通信教育課程)	こども通信専門教育科目
【資料 3-2-4】	学生便覧(通学) 履修の手引き 2022	モチベの一般、専門
【資料 3-2-5】	学生便覧 履修の手引き 2022(通信教育課程)	モチベの通信の一般、専門
【資料 3-2-6】	シラバス(抜粋)	シラバスの整備
【資料 3-2-7】	シラバス第三者チェック(2021)	
【資料 3-2-8】	本学公式ウェブサイト カリキュラム・マップ、ナンバリング	
【資料 3-2-9】	東京未来大学学則 第33条 東京未来大学こども心理学部履修規程 第9条 東京未来大学モチベーション行動科学部履修規定 第8条	履修登録の上限
【資料 3-2-10】	学生便覧(通学) 履修の手引 2022	履修登録制限
【資料 3-2-11】	【通学】教員ハンドブック(2022年度版)	課外授業・休講の取扱
【資料 3-2-12】	学生便覧(通学) 履修の手引 2022 学生便覧 履修の手引き 2022(通信教育課程)	予習・復習
【資料 3-2-13】	教務委員会議事録(2019年2月26日)	教養教育の議論
【資料 3-2-14】	東京未来大学教務委員会規程	
【資料 3-2-15】	教務委員会議事録	令和3(2021)年度
【資料 3-2-16】	教養教育運営委員会議事録(平成30(2018)年4月～平成31(2019)年2月)	教養教育担当組織の現況
【資料 3-2-17】	東京未来大学教育改善向上委員会規程	
【資料 3-2-18】	FDハンドブック(2022年-2024年度版)	
【資料 3-2-19】	教育改善向上(FD)活動年報	令和3(2021)年度
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	本学公式ウェブサイト 学修成果点検・評価報告(入学年度別進級・卒業者の状況)	学修成果点検・評価報告の公表(令和2年度)
【資料 3-3-2】	学修成果点検・評価報告(卒業生の専攻・学科別のGPA分布表)	
【資料 3-3-3】	学修成果点検・評価報告(資格・免許状取得状況)	
【資料 3-3-4】	心理学検定 受検結果	
【資料 3-3-5】	就職率、内定率	【資料 2-3-15】に同じ
【資料 3-3-6】	本学卒業生についてのアンケート	
【資料 3-3-7】	東京未来大学 福祉保育職調査 結果報告書	
【資料 3-3-8】	こども心理学部教授会議事録	身に着けるべき学士力調査の報告(令和4年度第1回)
【資料 3-3-9】	全学教授会議事録	学修成果点検・評価報告の報告(令和3年度第1回)

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	東京未来大学学則 第6条 東京未来大学組織規程 第3条	学長
【資料 4-1-2】	東京未来大学大学戦略会議規程	大学の意思決定組織及び構成員、権限に関する規則
【資料 4-1-3】	東京未来大学全学教授会規程	学長のリーダーシップを支える仕組み(権限の明確化、学長補佐体制、調査・企画部門の整備など)

東京未来大学

【資料 4-1-4】	東京未来大学学部教授会規程	
【資料 4-1-5】	東京未来大学組織規程 組織図	教学マネジメントの編成方針と組織の現状を示す組織図・資料
【資料 4-1-6】	教職員協働関係図 EM 局内組織図	職員の経営・教学組織への参画の状況、教職協働の実施状況を示す資料
【資料 4-1-7】	各種委員会 EM 参加メンバー一覧	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	大学設置基準および大学通信教育設置基準対比専任教員・教授教	設置基準及び職業資格指定基準と現状との対比を示す資料
【資料 4-2-2】	東京未来大学教員の採用及び昇任に関する規程 東京未来大学教員の採用及び昇任に関する規程の施行細則	教育組織編制方針、教員の採用、昇任、異動の方針などに関する資料
【資料 4-2-3】	東京未来大学教育改善向上委員会規程 教育改善向上委員会議事録	令和 3(2021)年度
【資料 4-2-4】	教育改善向上(FD)活動年報	【資料 3-2-19】 ご参照
【資料 4-2-5】	FD 研修に関する報告書	
【資料 4-2-6】	FD ハンドブック(2022 年-2024 年度版)	【資料 3-2-18】 ご参照
【資料 4-2-7】	教員業績評価等の提出について	教員評価などの実施状況及び結果の活用状況を示す資料(令和 3(2021)年度)
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	東京未来大学職員研修規程	職員の資質・能力向上のための研修計画、実施状況、人事評価・育成制度などを示す資料
【資料 4-3-2】	大学戦略会議議事録	令和 3(2021)年度第 5 回 SD 研修計画について
【資料 4-3-3】	SD 研修会に関する報告書	令和 3(2021)年度
【資料 4-3-4】	大学戦略会議議事録	令和 3(2021)年度第 5 回人材育成方針と目標について
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	東京未来大学 講義室・実習室・研究室等 管理表	
【資料 4-4-2】	東京未来大学研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程	研究倫理の確立を示す資料
【資料 4-4-3】	東京未来大学における研究データの保存等に関する指針	研究倫理の確立を示す資料
【資料 4-4-4】	研究倫理・不正防止研修会に関する報告書	研究倫理の確立を示す資料
【資料 4-4-5】	不正防止に関わるコンプライアンス研修	研究倫理の確立を示す資料令和 3(2020)年度
【資料 4-4-6】	研究倫理審査結果通知書について(起案書) 研究倫理審査結果通知書	令和 3(2021)年度
【資料 4-4-7】	演習・卒業論文の研究倫理・不正防止の指導学生への指導一覧	研究倫理の確立を示す資料,
【資料 4-4-8】	東京未来大学個人研究費規程 東京未来大学個人研究費に関する細則	
【資料 4-4-9】	東京未来大学特別研究助成金に関する規程 特別研究助成金の申請について	令和 4(2022)年度
【資料 4-4-10】	東京未来大学専任教員長期研鑽制度に関する規程	

【資料 4-4-11】	東京未来大学公的研究費の管理・監査のガイドラインに係る規程 東京未来大学公的研究費に係る事務等取扱要領	
【資料 4-4-12】	東京未来大学研究推進ニュースレター	Vol. 15、Vol. 14
【資料 4-4-13】	学生生活実態調査	【資料 2-6-4】 ご参照

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人三幸学園寄附行為	
【資料 5-1-2】	自主行動基準管理規程	経営の基本方針としての経営の規律と誠実性の維持を表明した資料、組織の倫理・規律に関する綱領・規則など
【資料 5-1-3】	コンプライアンス管理規程	同上
【資料 5-1-4】	三幸学園手帳	【資料 1-1-1】 ご参照
【資料 5-1-5】	全学教職員連絡会議(全体会議)議事録	【資料 1-2-1】 ご参照
【資料 5-1-6】	就業規則 育児・介護休業等規程 公益通報者の保護に関する規程 ハラスメント防止に関する規程 学校法人三幸学園コンプライアンス・マニュアル	
【資料 5-1-7】	ストレスチェック制度実施規程 三幸グループメンタルサポートデスクの利用方法 発信文書 メンタルヘルス及び人事・労務に関する外部相談窓口の設置について	
【資料 5-1-8】	衛生管理規程	
【資料 5-1-9】	ハラスメント研修資料	
【資料 5-1-10】	東京未来大学安全衛生管理規程 東京未来大学理科室及び理科準備室におけると毒物・劇物及び危険物の管理に関する規程 東京未来大学防災管理規程 東京未来大学危機管理規程 東京未来大学危機管理ガイドライン 災害対策マニュアル	環境保全、人権、安全に関する方針、計画、具体的な措置を示す資料
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	寄附行為施行細則	
【資料 5-2-2】	専門学校等常任理事会運営規則	
【資料 5-2-3】	学校法人三幸学園 組織図	
【資料 5-2-4】	学校法人実態調査(抜粋)	評議員会への諮問状況を示す資料 機動的な意思決定のための仕組みを示す組織図・資料、理事会権限委嘱、理事の職務を分担する資料。
【資料 5-2-5】	理事会・評議員会・専門学校等常任理事会・経営会議開催について	理事会機能の補佐体制を示す資料、
【資料 5-2-6】	学校法人三幸学園 設置校一覧表	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	東京未来大学大学戦略会議規程	【資料 4-1-2】 ご参照

		ださい。管理部門と教務部門の意思疎通と連携を保つための仕組みとその実効性を示す資料
【資料 5-3-2】	入社式・ビジョンミーティングについて サマーセミナーについて 新春経営者セミナー開催について	令和 4(2022)年度 令和 3(2021)年度 令和 3(2021)年度
【資料 5-3-3】	監事報告会議事録	法人の業務、財産及び役員 の業務執行状況など に対する監事の意見を 示す資料
【資料 5-3-4】	自己申告書提出について	
【資料 5-3-5】	学校法人三幸学園監事監査計画	監事の執務状況を示す 資料(令和 3(2021)年 度)
【資料 5-3-6】	理事会・評議員会議事録	法人の業務、財産及び役 員の業務執行の状況な どに対する監事の意見 などを示す資料(令和 3(2021)年度)
【資料 5-3-7】	監事監査ガイドライン	(令和元年度版)
【資料 5-3-8】	理事会・評議員会議事録(平成 29 年 5 月)	監事の選任状況を示す 資料
【資料 5-3-9】	監事監査調書	執務状況の資料
【資料 5-3-10】	学園総務部の業務分担について	支援状況の資料
【資料 5-3-11】	SAKO*夢プロジェクトのご案内	教職員からの情報や提 案が活かされる仕組み 及びその実施状況を示 す資料(2021 年度後期)
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	理事会・評議員会議事録	事業計画、予算編成方針 及び財務指標などを示 す資料【資料 5-3-6】ご 参照ください。
【資料 5-4-2】	第 2 期中期計画(2018 年度～2022 年度)	中長期的な計画及びそ の裏付けとなる財務計 画を示す資料
【資料 5-4-3】	事業活動収支内訳表	(平成 28(2016)～令和 3(2021)年度)
【資料 5-4-4】	在籍生徒数推移表(学校法人基礎調査ベース)	(令和 4(2022)年 5 月 1 日現在)
【資料 5-4-5】	私立大学等経常費補助金推移表	
【資料 5-4-6】	事業活動収支計算書関係比率(大学単体)	エビデンス集(データ 編)ご参照ください。
【資料 5-4-7】	計算書類 監査報告書	平成 28(2016)～令和 3(2021)年度
【資料 5-4-8】	予算書 学校法人三幸学園財産目録	令和 4(2022)年度 令和 4(2022)年年 3 月 31 日
【資料 5-4-9】	金融資産の運用状況	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	経理規程 経理事務処理要領	
【資料 5-5-2】	大学戦略会議議事録	令和 3 年度第 10 回令和 4(2022)年度経営計画

【資料 5-5-3】	固定資産管理規程 東京未来大学固定資産及び物品調達規程	
【資料 5-5-4】	監査報告書	
【資料 5-5-5】	理事会議事録 評議員会議事録	【資料 5-3-6】ご参照ください。
【資料 5-5-6】	資産運用管理規程	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	東京未来大学内部質保証方針	本学公式ウェブサイト掲載資料
【資料 6-1-2】	東京未来大学学則第 2 条	(自己点検及び評価)
【資料 6-1-3】	東京未来大学自己点検・評価・改善に関する規程	
【資料 6-1-4】	自己点検・評価・改善委員会議事録	内部質保証に関する全学的な方針を示す資料(令和 3(2021)年 6 月 30 日)
【資料 6-1-5】	全学教職員連絡会議(全体会議)議事録	【資料 1-2-1】ご参照ください。
【資料 6-1-6】	内部質保証体制の関係図	内部質保証のための組織及び責任体制を示す組織図・資料
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	自己点検・評価・改善活動 取組結果の提出について委員会、センター等の取組計画(案)提出について	内部質保証のための自主的・自律的な自己点をどのように行なっているか。
【資料 6-2-2】	大学戦略会議議事録	認証評価基準の自己点検活動へ移行する。令和 2(2019)年度第 9 回
【資料 6-2-3】	自己点検評価書	自己点検・評価及び認証評価などの外部評価の結果の共有と社会への公表の状況を示す資料
【資料 6-2-4】	東京未来大学インスティテューショナルリサーチセンター規程	
【資料 6-2-5】	IR センター 2021 年度期末報告書	IR 機能の構築及び活動状況を示す資料
【資料 6-2-6】	大学戦略会議議事録	内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の項目を示す資料(令和 3(2021)年度第 4 回)
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	身につけるべき学士力調査について	
【資料 6-3-2】	自己点検・評価・改善委員会議事録	中長期計画の制定(令和 3(2021)年度第 2 回)
【資料 6-3-3】	大学戦略会議議事録	【認証評価】指摘事項の改善状況及び結果(令和 3(2021)年度第 8 回)